六法全書 令和五年版
有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日（令和五年一月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまいます。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和五年四月二日から令和六年三月三一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和六年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和五年三月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和五・五・一八までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつことになります。

令和五年三月一日

有斐閣六法編集室

凡例

〈内容現在〉令和五年三月一日

〈掲載内容〉六法全書令和五年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉令和五年四月二日から令和六年三月三一日まで（令和六年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した。）

〈掲載の原則〉該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〈改正法一覧〉各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〈施行日決定一覧〉六法全書基準日（令和五年一月一日）から同年三月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覧で掲げた。

施行日決定一覧

法令名	施行期日	施行期日を定めた法令
消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四法五九）附則第一条第一号	令和五・一〇・一	令和五・一・一八政四
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四法九四）附則第一項	令和五・二・二〇	令和五・一・二五政一一
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和四法四二）附則第一条	令和五・四・一	令和五・一・二五政一四
消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三法七二）附則第一条第三号	令和五・六・一	令和五・二・一政二一
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四法八八）附則第一条	令和五・二・一七	令和五・二・一〇政三二
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和四法一六）附則第一条但書	令和五・三・一	令和五・二・二七政三六
地方自治法の一部を改正する法律（令和四法一〇一）附則第一条本文	令和五・三・一	令和五・三・一政四一

目次

公法

○地方自治法（昭和二二法六七）……三
○地方独立行政法人法（平成一五法一一八）……三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五法二七）……三
○住民基本台帳法（昭和四二法八一）……三
○国税通則法（昭和三七法六六）……四
○国税通則法施行令（昭和三七政一三五）……五
○国税徴収法（昭和三四法一四七）……五
○所得税法（昭和四〇法三三）……六
○法人税法施行令（昭和四〇政九七）……六
○相続税法（昭和二五法七三）……七
○消費税法（昭和六三法一〇八）……七
○消費税法施行令（昭和六三政三六〇）……一〇
○酒税法（昭和二八法六）……一三
○登録免許税法（昭和四二法三五）……一三
○租税特別措置法（昭和三二法二六）……一四
○税理士法（昭和二六法二三七）……一五
○地方税法（昭和二五法二二六）……一六
○警察法（昭和二九法一六二）……二一
○自衛隊法（昭和二九法一六五）……二一
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成一一法一七）……二一
○都市計画法（昭和四三法一〇〇）……二一
○建築基準法（昭和二五法二〇一）……二二
○宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三六法一九一）……二二

民事法

○会社法（平成一七法八六）……二五
○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四六法四〇）……二六
○民事再生法（平成一一法二二五）……二六
○会社更生法（平成一四法一五四）……二六

刑事法

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九法二二）……二七
○売春防止法（昭和三一法一一八）……二七
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成一七法五〇）……二八
○国際受刑者移送法（平成一四法六六）……二九
○少年院法（平成二六法五八）……二九
○少年鑑別所法（平成二六法五九）……三〇
○更生保護法（平成一九法八八）……三〇
○更生保護事業法（平成七法八六）……三二

社会法

○健康保険法（大正一一法七〇）……三三
○国民健康保険法（昭和三三法一九二）……三三
○児童福祉法（昭和二二法一六四）……三四
○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五七法八〇）……三四

産業法

○消費者契約法（平成一二法六一）……三五
○消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二五法九六）……三七
○特定商取引に関する法律（昭和五一法五七）……四五
○預託等取引に関する法律（昭和六一法六二）……四七
○独立行政法人国民生活センター法（平成一四法一二三）……四八
○銀行法（昭和五六法五九）……四八
○預金保険法（昭和四六法三四）……五三
○信託業法（平成一六法一五四）……五四
○資金決済に関する法律（平成二二法五九）……五五
○金融商品取引法（昭和二三法二五）……五七
○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二六法一九八）……五八
○金融サービスの提供に関する法律（平成一二法一〇一）……五九
○外国為替及び外国貿易法（昭和二四法二二八）……五九
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四法四三）……六二
○宅地建物取引業法（昭和二七法一七六）……六二
○農業協同組合法（昭和二二法一三二）……六二
○電気事業法（昭和二九法一七〇）……六三
○電波法（昭和二五法一三一）……六三
○電気通信事業法（昭和五九法八六）……六五
○放送法（昭和二五法一三二）……七〇
○著作権法（昭和四五法四八）……七二
○著作権法施行令（昭和四五政三三五）……七三

○地方自治法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九法三）附則五条（令和六・一・一施行）

別表第一　第一号法定受託事務（第二条関係）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の項（改正により追加）

○地方独立行政法人法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則四三条（令和五・五・一八までに施行）

別表（第二十一条関係）

一―十六　（略）

十七　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの

十八―二十四　（略）

備考　（略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九法三）附則一九条（令和六・一・一施行）

第一九条（柱書略）

（特定個人情報の提供の制限）

一―九　（略）

十　国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一―十七　（略）

○住民基本台帳法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）本則二七条・附則二九条（令和五・五・一八までに施行）

（本人確認情報の利用）

第三〇条の二五①②　（略）

③　機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第三十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

④　（略）

○国税通則法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する法律（平成二八・三・三一法一五）本則六条（令和五・一〇・一施行）

・所得税法等の一部を改正する法律（令和四・三・三二法四）本則九条（令和六・一・一施行）

（過少申告加算税）

第六五条①（期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税に対し、その修正申告書又は更正に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

②（略）

前項の規定に該当する場合（第五項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告書又は更正前に当該修正申告又は更正に係る税額について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積期内申告税額に相当する金額を加算した金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満ないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

③（柱書略）

一　累積増税額　第一項の修正申告又は更正前にされたその国税についての修正申告書の提出又は更正に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額の計算に当該国税に係る納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立又は訴えについての決定、裁決又は判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする）

二　期限内申告税額　期限内申告書（次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。次項第二号において同じ。）の提出に基づき第三十五条第一項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、地方法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする）

イ～ホ　（略）

新④（改正により追加）

④（略　改正後の⑤）

⑤　第一項の規定は、修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において更正があつたときは、その申告に係る国税について更正があつたものとみなして、第四項の規定を適用する。

（無申告加算税）

第六六条①　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に掲げる申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合（期限後申告又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一・二（略）

②　前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満ないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

③（略）

前項に規定において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正前にされたその国税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立又は訴えについての決定、裁決又は判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第五項において準用する前条第四項（第一号に係る部分に限る。以下この項及び第五項において同じ。）の規定の適用があつたときは同条第四項及び第五項において同じ。）の規定により納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立又は訴えについての決定、裁決又は判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする）

二　期限内申告税額　期限内申告書（次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。次項第二号において同じ。）の提出に基づき第三十五条第一項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、地方法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする）

イ～ホ　（略）

新④（改正により追加）

④（略　改正後の⑤）

⑤　第一項の規定は、修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において更正があつたときは、その申告に係る国税について更正があつたものとみなして、第四項の規定を適用する。

（無申告加算税）

第六六条①　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に掲げる申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合（期限後申告又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一・二（略）

②　前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満ないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

③（略）

前項に規定において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正前にされたその国税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立又は訴えについての決定、裁決又は判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第五項において準用する前条第四項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用があつたときは同条第四項及び第五項において同じ。）の規定により納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立又は訴えについての決定、裁決又は判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする）

二　期限内申告税額　期限内申告書（次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。

④（略）

前項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは決定があつたときは同条第四項の規定による納税の告知（納税の告知）の規定による納税の告知とする。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなく納付があつた日の翌日から起算して五年を経過した納付がなされたものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなく納付があつた日の翌日から起算して五年を経過した日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、前項第二号の修正申告書の提出、更正若しくは決定又は告知若しくは納付があつたときは、前項第四項の規定により計算した金額に、これらの規定により控除する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（国税の更正、決定等の期間制限）

第七〇条①（柱書略）

一　更正又は決定　その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正又は決定にあつては、その還付請求申告書を提出した日とし、還付請求申告書の提出がない場合に係る決定又はその決定後にする更正については政令で定める日とする。）

二・三（略）

②（略）

③（略）

④　前項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた納税申告書の提出（源泉徴収等による国税の納付を含む。）に係る国税についてこれらの規定に従つて行われた国税の納付を含む。以下この項において同じ。）に伴つて行われることとなる無申告加算税（第六六条第六項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）又は不納付加算税（第六十七条第二項（不納付加算税）の規定の適用があるものに限る。）についての賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

⑤　略

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）

第七四条の二①（柱書略）

一・二（略）

三（柱書略）

イ（略）

新ロ（改正により追加）

ロ（略、改正後のハ）

四（略）

②　分割があつた場合の第一項第三号又は第四号の規定の適用については、消費税法第四条第四項第六号に規定する資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者と、同条第一項第六号の二に規定する資産の分割承継法人又は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者と、それぞれみなす。

③　分割があつた場合の第一項第三号又は第四号の規定の適用については、消費税法第四条第四項第六号に規定する分割承継法人又は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者と、それぞれみな

⑤④　（略）

法人税等（法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下この項において同じ。）についての調査通知（第六十五条第五項（過少申告加算税）に規定する調査通知をいう。以下この項において同じ。）があつた後にその納税地に異動があつた場合において、その異動前の納税地（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する国税局長又は税務署長が必要があると認めるときは、旧納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員はその異動後の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に代わり、当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）に係る第一項第二号又は第三号に定める者に対し、同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることができる。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「あつては法人の納税地」とあるのは「あつては法人の旧納税地（次項に規定する旧納税地をいう。以下この項において同じ。）」と、同項」とあるのは「第一項」と、「通算法人の納税地」とあるのは「通算法人の旧納税地」と、「納税地」とあるのは「旧納税地」と、「事業者の納税地」とあるのは「旧納税地」とする。

令和五年四月一日以降有効な旧規定

○国税通則法施行令

改正法令一覧

・国税通則法施行令等の一部を改正する政令（令和四・三・三政四七）本則一条（令和六・一・一施行）

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）

第二七条①（改正により追加）

①　法第六十五条第四項（過少申告加算税）（法第六十六条第五項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第六十六条第五項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。

一　法第六十五条第四項第一号に掲げる場合に該当する場合（第三号に掲げる場合を除く。）　同項第一号に規定する正当な理由があると認められる事実のみに基づいて修正申告書の提出は更正があつたものとした場合におけるその申告又は更正に基づき法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額

二　法第六十五条第四項第二号に掲げる場合に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める税額

イ～ハ　（略）

三　法第六十五条第四項第三号に掲げる場合のいずれにも該当する場合　前二号に定める税額のうちいずれか多い税額

②（改正後の②）

②　法第六十五条第四項第二号に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、期限内申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は期限内申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。（改正後の③）

③　法第六十五条第五項に規定する政令で定める事項は、法第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。第三十条の四第二項（調査の事前通知に係る通知事項）において同じ。）を行わせる旨（法第七十四条の七（事前通知を要しない場合）に該当する場合には、調査（法第七十四条の九第一項第一号に規定する調査をいう。第三十条の四において同じ。）を行う旨）とする。（改正後の④）

④　法第六十五条第五項に規定する通知は、法第七十四条の九第五項に規定する場合に該当する場合において同項に規定する税務代理人（当該税務代理人について同条第六項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定する代表する税務代理人）に対してする通知を含むものとする。（改正後の⑤）

⑥　（改正により追加）

（期限内申告書を提出する意思等があつたと認められる場合）

第二七条の二①　法第六十六条第七項（無申告加算税）に規定する期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一　法第六十六条第七項に規定する期限後申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日（消費税等（法第二条第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税等をいう。）、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税に係る期限後申告書（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十二条第五項（預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例）の規定によるものを除く。）である場合には、一年前の日）までの間に、当該期限後申告書に係る国税に属する税目について、法第六十六条第七項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二　（略）

②　（略）

（加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等）

第二七条の三①　法第六十八条第一項又は第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の規定により過少申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第六十五条第三項（過少申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の計算の基礎となるべき金額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、重加算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第六十八条第二項又は第四項（同条第二項の重加算税に係る部分に限る。）の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第六十六条第二項（無申告加算税）（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

②　（略）

（給与の差押禁止）

第七六条の一①　（柱書略）

一　（略）

二　地方税法第三百二十一条の二（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三～五　（略）

②―⑤　（略）

令和五年四月一日以降有効な旧規定

○国税徴収法

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九法三）附則二二条（令和六・一・一施行）

（定義）

第二条　（柱書略）

一　国税　国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税及び特別法人事業税以外のものをいう。

二　地方税　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区のこれに相当する徴収金を含む。）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。

三―十三　（略）

○所得税法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する法律（平成三一・三・二九法六）本則一条（令和六・一・一施行）

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則二八条（令和五・五・一八までに施行）

・所得税法等の一部を改正する法律（令和四・三・三一法四）本則一条（令和五・一〇・一、令和六・一・一施行）

・労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七一）本則四条（令和五・一〇・一施行）

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）

第一〇条①（略）

②非課税貯蓄申込書は、次項に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等に対してのみ提出することができるものとし、その提出当たっては、当該金融機関の営業所等の長にその者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号（給付の種類）に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示又は当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書（第五項において「署名用電子証明書」という。）その他の電磁的記録（電子方式、磁気方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）であって財務省令で定めるものをいう。）の送信をしなければならないものとする。

③―⑩（略）

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四五条①（柱書略）

一―三（略）

三の二（改正により追加）

四―十四（略）

②―④（略）

（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があった場合等の修正申告の特例）

第一五一条の四①―③（略）

④（柱書略）

一（略）

二　当該修正申告書で第一項又は第二項に規定する提出期限後に提出されたものの及び当該更正について、国税通則法第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中、法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「所得税法第百五十一条の四第二項又は第三項」、相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があった場合等の修正申告の特例に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）中「期限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三七号（定義）に規定する確定申告書」と、同条第三項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「所得税法第百五十一条の四第二項又は第三項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があった場合等の修正申告の特例の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第二項第二号及び第四項第二号（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三十七号（定義）に規定する確定申告書」とする。

三（略）

第一七七条　削除

（源泉徴収義務）

第二一二条①（略）

③内国法人に対し国内において第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金（これらのうち第百七十六条第一項又は第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により課税しないこととされるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

④第百八十一条第二項（配当等の支払があったものとみなす場合）の規定は第一項又は第二項の規定により徴収した所得税について、第百八十三条第二項（賞与の支払があったものとみなす場合）の規定は第一項の規定を適用する場合についてそれぞれ準用する。

⑤（略）

（利子、配当等の受領者の告知）

第二一四条①国内において第二十三条第一項（利子所得）又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する利子等又は配当等（普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剰余金の配当（同項に規定する剰余金の配当をいう。次項において同じ。）並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る取益の分配を除く。以下この項において「公共法人の表」に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する法人番号（個人番号又は法人番号（同項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）を有しない者その他政令で定める者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、又は法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であって財務省令で定めるものをいう。）の送信をすることにより、当該告知をされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

②―④（略）

○法人税法施行令

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇・三・三一政一三二）本則一条（令和五・一〇・一施行）

（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）

第一三九条の四①―⑤（略）

⑥前項に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が百分の二・二の消費税であると仮定して消費税に関する法令の規定の例により計算した場合における同法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第一項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。

⑦―⑯（略）

○相続税法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する法律（令和四・三・三・三一法四）

本則五条（令和六・一・一施行）

（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）

第三六条①②（略）

③ 第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた国税通則法第二条第六号（定義）に規定する納税申告書の提出に伴い贈与税に係る無申告加算税（同法第六十六条第六項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）について賦課決定する、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があった日から三月を経過する日までに、することができる。

一項の規定の適用については、同項中「同条第四項」とあり、及び「第七十条第四項」とあるのは、「相続税法第三十六条第三項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」とする。

④—⑥（略）

（修正申告等に対する国税通則法の適用に関する特則）

第五〇条①（略）

②（柱書略）

一 当該修正申告書で第三十二条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相続税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の計算の基礎となる期間の特例）中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「相続税法第三十一条第二項の規定による修正申告書」と、同法第十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。

三（略）

○消費税法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する法律（平成二・八・三・三一法五）

本則五条（令和五・一〇・一施行）

（定義）

第二条①（柱書略）

一—七（略）

七の二（改正により追加）

八—九（略）

十（改正により追加）

十一（略）

十一の二（改正により追加）

十二—二十（略）

②—④（略）

（非課税）

第六条① 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

② 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

（小規模事業者に係る納税義務の免除）

第九条① 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第二項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定がある場合は、この限りでない。

②—⑨（略）

（新設法人の納税義務の免除の特例）

第二条の① その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第百四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の政令で定められるものを除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が千万円以上である法人（以下この項及び次項において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

②③（略）

（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例）

第二条の三① その事業年度の基準期間がない法人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の政令で定められるものを除く。）が、その基準期間がない事業年度開始の日（以下この条において「新規設立法人」という。）のうち、その課税期間において「新設開始日」という。）において特定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定められるものをいう。以下この条において同じ。）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となった他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。）が五億円を超えるもの（以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。）については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定により届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項若しくは第二項若しくは前条第一項に規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

②⑤（略）

（法人課税信託の受託者に関する二の法律の適用）

⑥ 第五条①—⑤（略）

受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人税法（昭和四十二年法律第百三号）第二条（定義）に規定する課税期間（同有の基準期間が、当該初日の属する該固有事業者の課税期間（以下この項において「固有の基準期間」という。）に係る法人税法第七条第二項に規定する届出書等提出により、又は第九条第四項に規定する届出書の提出により、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間について、「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

⑦—⑩（略）

⑪ 受託事業者については、第九条第四項から第九項まで、第十条から第十二条の四まで、第三十七条第三項から第八項まで、第三十七条の二及び第五十七条の規定は、適用しない。

⑫—⑮（略）

（税率）

第二九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

一・二（改正により追加）

（仕入れに係る消費税額の控除）

第三〇条① 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（他税額控除税額仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ（課税貨物の保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分の応じ当該各号に定める日の属する課税期間に掲げる課税標準額に対する消費税額（第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額をいう。以下この項において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れ（当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れを含む。）に係る消費税額（当該課税期間において行った課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額を控除する。

一 国内において行った特定課税仕入れに係る支払対価の額は、課税仕入れ（他税額控除税額仕入れに該当するものを除く。）に係る支払対価の額（当該課税仕入れに係る消費税額を含むものとし、当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）及び当該課税期間において行った特定課税仕入れに係る支払対価の額に相当する額の合計額（当該課税期間において行った特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）及び当該課税期間において行った特定課税仕入れに係る支払対価の額に相当する額の合計額を控除する。

二 国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額は、課税仕入れ（他税額控除税額仕入れに該当するものを除く。）に係る支払対価の額（当該課税仕入れに係る消費税額を含むものとし、当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）及び当該課税期間において行った課税仕入れに係る支払対価の額に相当する額の合計額を控除する。

三（略）

四（略）

②—**⑤**（略）

⑥ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は役務を提供を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの課税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を含むものとし、当該相当する額を含むものとし、第一項に規定する場合には、当該相当する額を含むものとし、第一項に規定する場合には、当該相当する額を含むものとし、第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（消費税額として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、保税地域から引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取った一般申告書に係る課税貨物又は特例申告書に係る課税貨物をいい、第二項に規定する保税地域から引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取った一般申告書に係る課税貨物又は特例申告書に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当

有効な改正前規定（消費税法）

該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項において準用する第十六条第一項に規定する売上げに係る税抜対価の額を含む。）の合計額から当該課税期間に行った売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行った売上げに係る対価の返還等の金額（当該金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない場合には、当該残額）を控除した残額（当該残額に満たない端数を生じたときは、これを一円とする。）を乗じて算出した金額をいう。）、第二項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該金額を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない場合には、当該残額）を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない端数を生じたときは、これを一円とする。）を乗じて算出した金額）をいい、第二項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該金額を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない場合には、当該残額）を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない端数を生じたときは、これを一円とする。）を乗じて算出した金額）をいい、第二項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該金額を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない場合には、当該残額）を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない端数を生じたときは、これを一円とする。）を乗じて算出した金額）をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない場合には、当該残額）を控除した残額（当該課税期間の税額が当該残額に満たない端数を生じたときは、これを一円とする。）を乗じて算出した金額

の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行った場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき貸倒生計画認可の決定により債権の切捨てがあったことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなったときは、当該領収をすることができないこととなった日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を控除する。

⑥～⑦ （改正により追加）

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第四三条の二 ① （柱書略）

一 当該課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額（次号において「課税標準額」という。）

二 課税標準額に対する消費税額

三～五 （略）

② （略）

③ （改正により追加）

④ （略　改正後の④）

第五七条の二～第五七条の六 （改正により追加）

（国、地方公共団体等に対する特例）

第六〇条 ① ～ ③ （略）

④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（第九条第一項又は本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額（第六十五条第一項第一号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これら規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する課税仕入れに係る消費税額とみなす。

⑤～⑧ （略）

第六五条 （柱書略）

一～三 （略）

四 （改正により追加）

新別表第一・別表第一の二 （改正により追加）

別表第一（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係）

一 （略）

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「有価証券等」という。）の譲渡

三 （略）

四 （柱書略）

イ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第三百十三号）第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の交渡し場所）に規定する所（第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（同表において「印紙」と総称する。）の譲渡

ロ 地方公共団体又は売りさばき人（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二（第一項に証紙による収入の方法等）同法第二百九十二条（都道府県及び市町村に関する規定の準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百六十二条第四項（環境性能割の納付の方法）、第百七十七条第三項（道府県法定外普通税の証紙徴収の手続）、第二百九十条第三項（道府県法定外普通税の証紙徴収の手続）、第四百五十六条第四項（環境性能割の納付の方法）、第四百六十三条の十八第六項（種別割の徴収の方法）、第六百九十八条第三項（市町村法定外普通税の証紙徴収の手続）、第七百条の六十九条第三項（狩猟税の証紙徴収の手続）及び第七百三十三条の二十七第三項（法定外目的税の証紙徴収の手続）（これらの規定を同法第一条第二百三十一条の二第一項に規定する使用料又は手数料の徴収に係る証紙並びに地方税法第一条第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙並びに同法第百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項（これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙をいう。）

ハ 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「物品切手等」という。）の譲渡

五～九 （略）

十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二において「身体障害者用物品」という。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等

十一 （略）

十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第四十九条の八（義務教育学校）、第六十二条（高等学校）、第七十条第一項（中等教育学校）及び第十二条（特別支援学校）において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡

十三 （略）

別表第二（略　改正後の**別表第二の二**）

有効な改正前規定（消費税法）

○消費税法施行令

有効な改正前規定（消費税法施行令）

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇・三・三・政一三五）本則一条（令和五・一〇・一施行）

・消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和四・三・三・政一三九）本則一条（令和六・一・一施行）

（定義）

第一条① この政令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「国外事業者」、「合併法人」、「被合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「法人格のない社団等」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「外国貨物」、「課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」、「確定申告書」、「基準期間税額」、「特例申告書」、「附帯税」又は「中間納付額」とは、それぞれ消費税法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、国外事業者、合併法人、分割法人、分割承継法人、国外格のない社団等、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、課税資産の譲渡等、外国貨物、課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、棚卸資産、調整対象固定資産、確定申告書等、特例申告書、附帯税又は中間納付額をいう。

②～④ （略）

第二条の三・第二条の四 （改正により追加）

（調整対象固定資産の範囲）

第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、当該資産に係る同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られる当該資産に課税標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものをいう。）につき百万円以上のものとする。

一～十一 （略）

（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定）

第六条① （柱書略）

一～八 （略）

九 （柱書略）

イ 法別表第一第三号に規定する有価証券（ハに掲げる有価証券等及びへに掲げるゴルフ場利用株式等を除く。）当該有価証券が所在していた場所

ロ～ヘ （略）

十 （略）

②③ （略）

（土地の貸付けから除外される場合）

第八条 法別表第一第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する土地の貸付けに係る期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴つて土地が使用される場合とする。

（有価証券に類するものの範囲等）

第九条① 法別表第一第二号に規定する有価証券に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

② 法別表第一第二号に規定するゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものは、ゴルフ場その他の施設の所有若しくは経営に係る法人の株式若しくは出資を所有すること又は当該法人に対し金銭の預託をすることが当該ゴルフ場その他の施設を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式若しくは出資に係る有価証券（次条第三項において「ゴルフ場利用株式等」という。）又は当該預託に係る金銭債権とする。

③ 法別表第一第二号に規定する支払手段から除かれる政令で定めるものは、収集品及び販売用の支払手段とする。

④ 法別表第一第二号に規定する支払手段に類するものとして政令で定めるものは、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産及び国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権とする。

（利子を対価とする貸付金等）

第一〇条① 法別表第一第三号に規定する利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付けは、利子を対価とする金銭の貸付け（利子を対価とする同債等の取得及び前条第四項に規定する特別引出権の保有に伴うものを含む。）とする。

② 法別表第一第三号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一～五 （略）

③ 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付けは役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十 （略）

十一 法別表第一第三号に規定する有価証券（ゴルフ場利用株式等を除くものとし、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）又は登録国債の貸付け

十二～十五 （略）

（物品切手に類するものの範囲）

第一一条 法別表第一第四号ハに規定する政令で定めるものは、役務の提供又は物品の貸付けに係る請求権を表彰する証書及び資金決済に関する法律第三条第一項（定義）に規定する前払式支払手段に該当する同項第各号に規定する番号、記号その他の符号とする。

（国、地方公共団体等の役務の提供から除外されるものの範囲等）

第一二条① 法別表第一第五号イに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる事務に係る役務の提供とする。

一・二 （略）

② 法別表第一第五号ロに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一～三 （略）

四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十七条第一項（手数料）に規定する手数料を対価とする役務の提供その他これに類するものとして財務省令で定めるもの（法別表第一第五号イ(3)又は第一号ハに掲げる事務に係るものを除く。）

（外国為替業務から除かれる業務）

第一三条 法別表第一第五号ニに規定する政令で定める業務は、次に掲げるものの住者による非居住者からの取得又は居住者に対する非居住者による譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務とする。

一 法別表第一第五号ニに規定する譲渡性預金証書（第十条第二三項第一号に規定する譲渡性預金証書に限る。）

二 （略）

（療養、医療等の範囲）

第一四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十四 （略）

（居宅サービスの範囲等）

第一四条の二① 法別表第一第七号イイに規定する政令で定める居宅サービスは、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項から第一一項まで（定義）に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特別入所療養介護及び特定施設入居者生活介護（第三項第一号及び第十三号において「訪問介護等」という。）とする。

② 法別表第一第七号イイに規定する政令で定める施設は、特別養護老人ホームとする。

③ 法別表第一第七号イイに規定する居宅サービス又は施設サービスに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げる資産の譲渡等（特別の居室の提供その他の財務大臣が指定するものを除く。）とする。

一～十三 （略）

④ 法別表第一第七号ロに規定する政令で定めるものは、同号イの規定に該当する資産の譲渡等とする。

（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）

第一四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設を経営する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）及び同項に規定する保育所を経営する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

二～五 （略）

六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロ及び第十一号イ並びに第十一号ハに掲げるものを除く。）

七 母子保健法第十七条の二第一項（産後ケア事業）に規定する産後ケア事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第八号ロに掲げるものを除く。）

八 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び共同生活援助に係るものに限る。）その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用の国又は地方公共団体によりその負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

③ 法別表第一第七号イイに規定する居宅サービス又は施設サービスに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げる資産の譲渡等（特別の居室の提供その他の財務大臣が指定するものを除く。）とする。

一～十三 （略）

④ 法別表第一第七号ロに規定する政令で定めるものは、同号イの規定に該当する資産の譲渡等とする。

（身体障害者用物品の範囲等）

第一四条の四① 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、義肢、装具、寝たきり防止用の特殊な椅子、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子その他の物品で身体障害者の使用に供するために特殊な性状、構造又は機能を有する物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

② 法別表第一第七号ハに規定する政令で定める資産の譲渡等は、同号に規定する身体障害者用物品の譲渡、貸付け及び製作の請

有効な改正前規定（消費税法施行令）

負並びに同号に規定する身体障害者用物品の修理のうち厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

（教育に係る役務の提供の範囲）

第一四条の五 法別表第一第十一号に規定する政令で定める料金は、次に掲げる料金とする。

一～五 （略）

（各種学校における教育に関する要件）

第一五条 法別表第一第十一号ハに規定する政令で定める要件は、一年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、その課程の授業時間数）が六百八十時間以上であることその他財務省令で定める要件とする。

（教育に関する役務の提供に類するものの範囲）

第一六条 法別表第一第十一号ニに規定する政令で定めるものは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該に掲げる教育（職業訓練を含み、修業期間が一年以上であること、普通課程、専門課程その他の課程のそれぞれの一年の授業時間数が六百八十時間以上であることその他財務省令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供とする。

一・二 （略）

（住宅の貸付けから除外される場合）

第一六条の二 法別表第一第十三号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する住宅の貸付けに係る期間が、月に満たない場合及び当該貸付けが旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項（定義）に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合とする。

（高額特定資産の範囲等）

第一五条の五① （柱書略）

一 対象資産（次号に掲げる自己建設資産に該当するものを除く。）当該対象資産の一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）に係る課税仕入れに係る支払対価の額（法第二十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。同号及び第三項において同じ。）の百十分の百に相当する金額（仕入れに係る支払対価の額をいう。同号及び第三項において同じ。）又は保税地域から引き取られる当該対象資産の課税標準である金額

二 自己建設資産（対象資産のうち、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等（法第十二条の四第一項に規定する建設等をいう。以下この条において同じ。）をしたものをいう。）当該自己建設資産の建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額（当該自己建設資産の建設等の為に要した原材料費及び経費に係るものの限り、当該建設等を行つた事業者が法第九条第一項本文となる課税期間において納める義務が免除されることとなる課税期間に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係るものを除く。次項において「仕入れ等に係る支払対価の額」という）の合計額

②～③ （略）

法第十二条の四第二項に規定する政令で定める費用の額は、同項に規定する調整対象自己建設高額資産建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額及び保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額（当該調整対象自己建設高額資産の建設等のために要した原材料費及び経費に係るものに限る。）の累計額とし、同項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

（法人課税信託の受託者に関する特例）

第一八条① （略）

② 固有事業者（法第十五条第四項に規定する固有事業者をいう。以下この項から第四項まで及び第十三項において同じ。）について固有課税期間（以下この項において「固有課税期間」という。）が第二十条第一項に掲げる課税期間のいずれかである場合又は固有事業者が固有課税期間につき法第十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合における法第十五条第六項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 （略）

③～⑫ （略）

新⑬ （改正により追加）

⑬～⑭ （略　改正後の⑭）

第三章

新**第四六条** （略、改正後の第四六条の二）

第四六条 （略、改正により追加）

（課税売上割合の計算方法）

第四八条① （柱書略）

一 （略）

二 当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第五十三条第三項第一号において同じ。）の対価の額の合計額から、イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額

イ・ロ （略）

②～③ （柱書略）

一 法別表第一第二号に規定する支払手段又は第九条第四項に規定する暗号資産若しくは特別引出権の譲渡

二・三 （略）

④～⑤ （略）

⑥ 事業者が法別表第一第二号に規定する有価証券（第九条第二項に規定する金融商品取引法第二条第一項第一号及び第三号に掲げるゴルフ場利用株式等を除く。）並びに同条第二項に規定する暗号資産（以下この項において「有価証券等」という。）の譲渡をした場合（当該譲渡が第二項第二号に掲げる現先取引債券等の譲渡又は第二項に規定する現先取引債券等の売戻しに該当する場合を除く。）又は同条第一項第四号に掲げる金銭債権（資産の譲渡等を行つた者が当該資産の譲渡等の対価として取得したものを除く。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合には、当該譲渡に係る第一項第一号に掲げる資産の譲渡等の対価の額は、当該有価証券等又は金銭債権の譲渡の対価の額の百分の五に相当する金額とする。

⑥ （略）

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）

第四九条① （柱書略）

一 法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が三万円未満である場合

二 法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が三万円以上である場合において、同条第五項に規定する請求書等の交付を受けなかつたことにつきやむを得ない理由があるとき（同項に規定する帳簿に当該やむを得ない理由及び当該課税仕入れの相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定する者に係るものを除く。）を記載している場合に限る。）

三 特定課税仕入れに係るものである場合

② 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、次条第十四条第一項及び第五十四条第一項において同じ。）を行う事業で再生資源卸売業に準ずるものの係る課税仕入れについては、法第三十条第八項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、当該事項の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

③ 卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎを行う者を介して行われる課税仕入れについては、法第三十条第一項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、当該事項の規定にかかわらず、その氏名又は名称とすることができる。

④ 法第三十条第九項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 小売業、飲食店業、写真及び旅行業

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一項（一般乗用旅客自動車運送事業）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）

三 駐車場業（不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車の用に供する場所を提供するものに限る。）

四 前三号に掲げる事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの

⑤ （改正により追加）

新⑤～⑦ （改正により追加）

⑤ 法第三十条九項第三号に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～九 （略）

（改正後の⑧）

⑥ （略　改正後の⑨）

⑦ 第九項各号に掲げる書類（前項の規定の適用を受けるものを含む）には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十七年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）を含むものとする。（改正後の⑩）

⑧ （略　改正後の⑦）

⑨ 第九項第五号に掲げる書類（当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十七年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）を含むものに限る。）

⑩ 三 特定課税仕入れに係るものである場合

四 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れ

③ 卸売市場において せり売又は入札の方法により行われる課税仕入れ

④ 法第三十条第九項第一号に規定する事業は、次に掲げる事業とする。

一 小売業、飲食店業、写真及び旅行業

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一項（一般乗用旅客自動車運送事業）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。

三 駐車場業（不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車の用に供する場所を提供するものに限る。）

四 前三号に掲げる事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの

⑤ （改正により追加）

⑤ 法第三十条九項第三号に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～九 （略）

（改正後の⑧）

⑥ （略　改正後の⑨）

⑦ 第九項各号に掲げる書類（前項の規定の適用を受けるものを含む）には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十七年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）を含むものとする。（改正後の⑩）

⑧ 三 特定課税仕入れに係るものである場合

四 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れ

合計額のうちに当該課税資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

第四六条 （略、改正後の第四六条の二）

新**第四六条** （改正により追加）

（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに係る消費税の課税標準の額）

第五五条① （柱書略）

一 （略）

② 事業者が課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）に係る資産（以下この項において「課税資産」という。）を譲渡等した場合（課税資産の譲渡等に係る課税資産（以下この項において「非課税資産」という。）を譲渡等した場合において、これらの資産の譲渡の対価の額（法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）が課税資産に係る対価の額と非課税資産に係る対価の額とに合理的に区分されていないときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、これらの資産の譲渡等の時における当該課税資産の価額と当該非課税資産の価額との

（課税売上割合の計算方法）

第四八条① （柱書略）

一 （略）

二 当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第五十三条第三項第一号において同じ。）の対価の額の合計額から、イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額

イ・ロ （略）

②～③ （柱書略）

一 法別表第一第二号に規定する支払手段又は第九条第四項に規定する暗号資産若しくは特別引出権の譲渡

二・三 （略）

④～⑤ （略）

⑥ 事業者が法別表第一第二号に規定する有価証券（第九条第二項に規定する金融商品取引法第二条第一項第一号及び第三号に掲げるゴルフ場利用株式等を除く。）並びに同条第二項に規定する暗号資産（以下この項において「有価証券等」という。）の譲渡をした場合（当該譲渡が第二項第二号に掲げる現先取引債券等の譲渡又は第二項に規定する現先取引債券等の売戻しに該当する場合を除く。）又は同条第一項第四号に掲げる金銭債権（資産の譲渡等を行つた者が当該資産の譲渡等の対価として取得したものを除く。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合には、当該譲渡に係る第一項第一号に掲げる資産の譲渡等の対価の額は、当該有価証券等又は金銭債権の譲渡の対価の額の百分の五に相当する金額とする。

⑥ （略）

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）

第四九条① （柱書略）

一 法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が三万円未満である場合

二 法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が三万円以上である場合において、同条第五項に規定する請求書等の交付を受けなかつたことにつきやむを得ない理由があるとき（同項に規定する帳簿に当該やむを得ない理由及び当該課税仕入れの相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定する者に係るものを除く。）を記載している場合に限る。）

三 特定課税仕入れに係るものである場合

② 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れ

第五〇条① （柱書略）

一 （略）

② 法第三十条第一項規定の適用を受けようとする事業者は、同条第七項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿については、その閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等については、その受領した日（前条第七項の電磁的記録については、当該電磁的記録の提供を受けた日）の属する課税期間の末日の翌日から月（清算中の法人については残余財産が確定した日の属する課税期間の末日の翌日から一月とする。）を経過した日から二月（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、次条第十四条第一項及び第五十四条第一項において同じ。）を行う事業で再生資源卸売業に準ずるものに係る課税仕入れについては、法第三十条第八項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、当該事項の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

③ 卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎを行う者を介して行われる課税仕入れについては、法第三十条第一項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、当該事項の規定にかかわらず、その氏名又は名称とすることができる。

④ 法第三十条第九項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 小売業、飲食店業、写真及び旅行業

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一項（一般乗用旅客自動車運送事業）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。

三 駐車場業（不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車の用に供する場所を提供するものに限る。）

四 前三号に掲げる事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの

⑤ （改正により追加）

⑤ 法第三十条九項第三号に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～九 （略）

（改正後の⑧）

⑥ （略　改正後の⑨）

⑦ 第九項各号に掲げる書類（前項の規定の適用を受けるものを含む）には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十七年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）を含むものとする。（改正後の⑩）

⑧ 三 特定課税仕入れに係るものである場合

四 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れ

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等）

第五〇条① （柱書略）

一 （略）

② 法第三十条第一項規定の適用を受けようとする事業者は、同条第七項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿については、その閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等については、その受領した日（前条第七項の電磁的記録については、当該電磁的記録の提供を受けた日）の属する課税期間の末日の翌日から月（清算中の法人については残余財産が確定した日の属する課税期間の末日の翌日から一月とする。）を経過した日から二月（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、次条第十四条第一項及び第五十四条第一項において同じ。）を行う事業で再生資源卸売業に準ずるものに係る課税仕入れについては、法第三十条第八項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、当該事項の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

③ 卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎを行う者を介して行われる課税仕入れについては、法第三十条第一項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、当該事項の規定にかかわらず、その氏名又は名称とすることができる。

④ 法第三十条第九項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 小売業、飲食店業、写真及び旅行業

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一項（一般乗用旅客自動車運送事業）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。

三 駐車場業（不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車の用に供する場所を提供するものに限る。）

四 前三号に掲げる事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの

⑤ （改正により追加）

⑤ 法第三十条九項第三号に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～九 （略）

（改正後の⑧）

⑥ （略　改正後の⑨）

⑦ 第九項各号に掲げる書類（前項の規定の適用を受けるものを含む）には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十七年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。）を含むものとする。（改正後の⑩）

⑧ 三 特定課税仕入れに係るものである場合

四 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れ

有効な改正前規定（消費税法施行令）

て同じ）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事業所、事業所その他これに準ずるもの所在地（次項において「納税地等」という。）に保存（前条第七項の電磁的記録にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。以下この項において「同じ」）をしなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する法第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から五年間を超えて保存をすることを要しない。

②③ （略）

（仕入れに係る消費税額の控除の対象外となる居住用賃貸建物の範囲）

第五〇条の二① 法別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分が居住用賃貸建物（法第三十条第一項に規定する居住用賃貸建物をいう。以下第五十三条の四までにおいて「同じ」）について同項の規定の適用を受けることとなる事業者が、当該居住用賃貸建物をその構造及び設備の状況その他の状況により当該部分とそれ以外の部分（以下この項及び同条第二項において「居住用賃貸部分」という。）とに合理的に区分しているときは、当該居住用賃貸部分に係る課税仕入れ等の税額（法第三十条第一項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）が、次項及び第五十三条の四第二項において同じ）についてのみ、法第三十条第十項の規定を適用する。

②（略）

（非課税資産の輸出等を行った場合の課税売上割合の計算の方法等）

第五一条① 法別表第一第二号に規定する有価証券及び支払手段並びに第九条第一項第四号に掲げる金銭債権の輸出は、法第三十一条第一項に規定する輸出取引等及び同条第二項に規定する資産の輸出に含まれないものとする。

②―④ （略）

新**第五二条** （改正により追加）

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第五二条① 法第三十二条第一項の規定により同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を同条第二項に規定する課税標準額に対する消費税額に加算する。

一・二 （略）

②―④ （略）

（改正後の第五一条の二）

（納税義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産の取得価額）

第五四条① （柱書略）

一 （略）

イ 当該資産の課税仕入れに係る支払対価の額（法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次項において同じ。）

ロ・ハ （略）

二・三 （略）

②―⑤ （略）

（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

第五六条① （柱書略）

一 事業者が国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る事業を開始した日の属する課税期間

二―四 （略）

②（略）

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第五七条① （略）

②（柱書略）

一 当該課税期間中に国内において行つた第一種事業に係る課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第一種事業に係る法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（以下この項において「売上げに係る対価返還等の金額に係る消費税額」という。）の合計額を控除した税額（次項第二号イにおいて「第一種事業に係る消費税額」という。）に百分の九十を乗じて計算した金額

二―六 （略）

③④⑤ （柱書略）

一 （略）

二 第二種事業 小売業をいう。

三―七 （略）

⑥ 前項第一号の卸売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいう。第二号の小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項第一号に掲げる事業以外のものをいうものとする。

新**第五八条** （改正により追加）

（売上げに係る対価の返還等に係る帳簿の記載事項等）

第五八条① 法第三十八条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、次に掲げる事項（売上げに係る対価の返還等（同項に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。以下この項において同じ。）が第四十九条第四項各号に掲げる事業に係るものである場合には、第二号から第四号までに掲げる事項）を帳簿に整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。

一・二 （略）

三 売上げに係る対価の返還等の内容

四 売上げに係る対価の返還等をした金額

②③ （略）

（改正後の第五八条の二）

第五八条の二 （略、改正後の第五八条の三）

新**第六〇条・第六一条** （改正により追加）

第四章 申告、納付、還付等

新**第六二条** （改正により追加）

（還付すべき仕入れに係る消費税額の充当の順序）

第六五条 （柱書略）

一 その課税期間の課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第六十八条において同じ）及び特定課税仕入れに係る消費税で修正申告書（国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書をいう。第六十八条第一項第二号において同じ）の提出又は更正（同法第十十四条（再更正）の規定による更正をいう。第六十八条第一項第一号において同じ）により納付すべきもの（中間納付税額を除く。）があるときは、当該消費税に充当する。

二 （略）

第五章

新**第七〇条の二**～**第七〇条の一四** （改正により追加）

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第七一条の二① （略）

一 （略）

二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十八条第三項（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置）に規定する電磁的記録

三 第十八条の四第一項に規定する購入記録情報

四 第四十九条第四項に規定する電磁的記録

五 第五十条第三項に規定する電磁的記録

六 消費税法施行令（平成二十七年政令第百四十五号）附則第六条第一項（登録国外事業者が交付した請求書等の保存）の規定により保存すべきこととされている電磁的記録

七 その他財務省令で定める電磁的記録

八・九 （略）

②（略）

③ 法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合における法第十九条の二第一項の規定の適用について、同法第十五条第二項第十四号中「の」とあるのは、「（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の」と、同法第三十五条第三項及び第七十三条第一項（重加算税を課さない部分の税額の計算）の規定の適用について、同法第十五条第二項第十四号中「の」とあるのは、「（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十七条の規定による重加算税に代えられるべき過少申告加算税等（並び第二十八条第一項及び第二項（重加算税を課さない部分の税額の計算）の規定の適用について、同法第十五条第二項第十四号中「の」とあるのは、「（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の」と、同法第三十五条第三項及び第七十三条第二号中「又は消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「重加算税」とあるのは「重加算税又は消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）」と、同条第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。」とあるのは「限る。」又は消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第一項の重加算税に係る部分に限る。）と、同条第四項（「重加算税」とあるのは「消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第一項の重加算税又は消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）」と、同条第四項（「特定文書」とあるのは「同条第四項又は消費税法第五十九条の二第一項」とする。）

④ （略）

（国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例）

第七五条① （柱書略）

一―五 （略）

六 （柱書略）

イ 法令又は交付要綱等（国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人から資産の譲渡等の対価以外の収入を受ける際にこれらの者が作成した当該収入の使途を定めた文書をいう。）において、次に掲げる支出以外の支出（ロ及びハにおいて「特定支出」という。）のためにのみ使用されとされている収入 対価の額（法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。第四項（(2)―(4)に係る支出

ロ・ハ （略）

(2)―(4) （略）

②③ （略）

④ （柱書略）

一　（柱書略）

イ　当該課税期間における特定収入のうち法令等（法令、第一項第六号イに規定する交付要綱等又は同号ロに規定する文書をいう。以下この項において同じ。）において課税仕入れに係る支払対価の額、特定税仕入れに係る支払対価の額又は課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている部分（以下この条において「課税仕入れ等に係る特定収入」という。）の合計額に百十分の七・八を乗じて計算した金額

ロ　（略）

二　（柱書略）

イ　当該課税期間における特定収入のうち法令等において課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額、課税資産の譲渡等にのみ要する特定課税仕入れに係る支払対価等の額又は課税資産の譲渡等にのみ要する課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている部分の合計額に百十分の七・八を乗じて計算した金額

ロ　当該課税期間における特定収入のうち法令等において課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等（法第三十条第二項第一号に規定するその他の資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている部分の合計額に百十分の七・八を乗じて計算した金額に、同項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額（同条第三項本文の規定の適用がある場合には、同項に規定する承認に係る割合を用いて計算した金額）

ハ　（略）

三　（柱書略）

イ　当該課税期間における課税仕入れ等に係る特定収入の合計額に百十分の七・八を乗じて計算した金額に、法第三十条第二項第二号に規定する課税売上割合を乗じて計算した金額

ロ　（略）

⑤―⑦　（略）

⑧⑨　（改正により追加）

（国、地方公共団体等の申告期限の特例）

第七六条④　第二項の規定の適用を受ける事業者に係る第五十条、第五十四条第三項及び第五項、第五十八条第二項及び第三項、第七十一条第三項及び第五項並びに第七十一条第三項第二号に規定する課税売上割合を乗じて計算した金額

⑤―⑦　（略）

⑧⑨　（改正により追加）

⑩　第七六条第二項及び第七十一条第三項第二号に規定する課税売上割合を乗じて計算した金額

⑪　（略）

⑫　（改正により追加）

⑬　第七六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日（次項及び第三項において同じ。）と、第五十四条第三項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、第五十八条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。次項において同じ。）」と、第五十八条第三項及び第五十八条の二第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と、第七十一条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」とする。

⑤―⑪　（略）

有効な改正前規定（酒税法　登録免許税法）

○酒税法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九・三・三一法四）本則七条（令和五・一〇・一施行）

（その他の用語の定義）

第三条　（柱書略）

一―十七　（略）

十八　発泡酒　麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（第七号から前号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

十九―二十七　（略）

（みなし製造）

第四三条①　（略）

②　前項の場合において、酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）の混和をした酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。

③⑦　（略）

⑧　第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、リキュールと水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。

⑨―⑫　（略）

○登録免許税法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・中小事業者が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三・六・一八**法八〇**）附則六条（令和五・六・一七まで施行）

・消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四・六・一**法五九**）附則七条（令和五・一〇・一施行）

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇**法六一**）附則一七条（令和五・六・九まで施行）

・電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四・六・一七**法七〇**）附則八条（令和五・六・一六施行）

・高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四・六・二二**法七四**）附則一条（令和五・一二・一二まで施行）

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

事項	課税標準	税率
一―三十六　（略）		
新三十六の二　（改正により追加）		
三十六の二　（略、改正後の三十六の三）		
三十七―四十八　（略）		
四十九　第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、暗号資産交換業者の登録、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定		
	（一）―（三）　（略）	（略）
	新（四）（五）　（改正により追加）	
	（四）　（略、改正後の（六））	（略）
	（七）（八）　（改正により追加）	（略）
	（六）（七）　（略、改正後の（九）（十））	（略）
五十・五十の二　（略）		
五十の三　被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定	登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の	

消費者の財産的被害の集団的な回復の民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第六十五条第一項（特定適格消費者団体の認定）の認定（更新の認定を除く。）

（略）

五十一　電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録

（注）（略）

（略）

（略）

五　第九条の四の二第三項、第三十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項、第三十七条の十四第三十項、第三十七条の十四の二第三十二項若しくは第四十一条の二の三第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六　第九条の四の二第三項、第三十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項、第三十七条の十四第三十三項、第三十七条の十四の二第三十二項又は第四十一条の二の三第三項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

⑤―⑦　（略）

（在外財産等の価額が算定可能となった場合の修正申告等）

第六九条の三①②　（略）

③　前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであった課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行なう。

④　一　（柱書略）

二　当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第六十九条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」と、同条第三項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第六十九条の三第一項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」とする。

⑤　三　（略）

五　第九条の四の二第三項、第三十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項、第三十七条の十四第三十項、第三十七条の十四の二第三十二項若しくは第四十一条の二の三第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六　第九条の四の二第三項、第三十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項、第三十七条の十四第三十三項、第三十七条の十四の二第三十二項又は第四十一条の二の三第三項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

⑤―⑦　（略）

（在外財産等の価額が算定可能となった場合の修正申告等）

第六九条の三①②　（略）

③　前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであった課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行なう。

④　一　（柱書略）

二　当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第六十九条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」と、同条第三項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第六十九条の三第一項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」とする。

⑤　三　（略）

○税理士法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九法三）附則（〇条（令和六・一・一施行）

（税理士の業務）

第二条①　（柱書略）

一・二　（略）

三　税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和一二七年法律第六十六号）第二条第六号イからヘまでに掲げる事項及び地方税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

②③　（略）

（欠格条項）

第四条　（柱書略）

一・二　（略）

三　国税（特別法人事業税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

四―十一　（略）

（受験資格）

第五条①　（柱書略）

一　（柱書略）

イ　税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税、特別とん税及び特別法人事業税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務

ロ―ヘ　（略）

二―五　（略）

②―④　（略）

第八条①　（柱書略）

一―五　（略）

六　官公署における事務のうち道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）若しくは固定資産税の賦課又はこれらの地方税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

七―十　（略）

②　（略）

○地方税法

有効な改正前規定（地方税法）

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九法三）附則八条（令和六・一・一施行）

・地方税法等の一部を改正する法律（令和二・三・三二法五）

・本則二条（令和六・一・一施行）

・地方税法等の一部を改正する法律（令和三・三・三一法七）

・本則二条（令和六・一・一施行）

・地方税法等の一部を改正する法律（令和四・三・三一法一）

・本則二条（令和六・一・一施行）

⑧　第三項、第三項（地方税の確定金額の全額が百円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる額が百円以上であるときにおいて、その全額を切り捨てる額に限る。）及び前三項の規定の適用については、個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税は固定資産税とこれと併せて徴収する都市計画税において、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収方法によって徴収する個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税については、第六項中「千円」とあるのは、「百円」とする。

⑨　（略）

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第二四条の二①　法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託に財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）に関して同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、次条、第二十四条、第三十二条、第三十七条から第三十一条まで、第四十八条、第五十条、第五十二条、第五十三条第三十一項、第五十三条の二、第五十四条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第百条、第百一条、第百二条、第百三条、第百四条、第百五条、第百六条、第百七条、第百八条、第百九条、第百十条、第百十一条、第百十二条、第百十三条、第百十四条、第百十五条、第百十六条、第百十七条、第百十八条、第百十九条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条、第百三十九条、第百四十条、第百四十一条、第百四十二条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十五条、第百四十六条、第百四十七条、第百四十八条、第百四十九条、第百五十条、第百五十一条、第百五十二条、第百五十三条、第百五十四条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条、第百六十二条、第百六十三条、第百六十四条、第百六十五条、第百六十六条、第百六十七条、第百六十八条、第百六十九条、第百七十条、第百七十一条、第百七十二条、第百七十三条、第百七十四条、第百七十五条、第百七十六条、第百七十七条、第百七十八条、第百七十九条、第百八十条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条、第百八十四条、第百八十五条、第百八十六条、第百八十七条、第百八十八条、第百八十九条、第百九十条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十三条、第百九十四条、第百九十五条、第百九十六条、第百九十七条、第百九十八条、第百九十九条、第二百条、第二百一条、第二百二条、第二百三条、第二百四条、第二百五条、第二百六条、第二百七条、第二百八条、第二百九条、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条、第二百十三条、第二百十四条、第二百十五条、第二百十六条、第二百十七条、第二百十八条、第二百十九条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十一条、第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十四条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百七十七条、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百八十条、第二百八十一条、第二百八十二条、第二百八十三条、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百条、第三百一条、第三百二条、第三百三条、第三百四条、第三百五条、第三百六条、第三百七条、第三百八条、第三百九条、第三百十条、第三百十一条、第三百十二条、第三百十三条、第三百十四条、第三百十五条、第三百十六条、第三百十七条、第三百十八条、第三百十九条、第三百二十条、第三百二十一条、第三百二十二条、第三百二十三条、第三百二十四条、第三百二十五条、第三百二十六条、第三百二十七条、第三百二十八条、第三百二十九条、第三百三十条、第三百三十一条、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十八条、第三百三十九条、第三百四十条、第三百四十一条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十四条、第三百四十五条、第三百四十六条、第三百四十七条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十条、第三百五十一条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十四条、第三百五十五条、第三百五十六条、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十一条、第三百六十二条、第三百六十三条、第三百六十四条、第三百六十五条、第三百六十六条、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百七十条、第三百七十一条、第三百七十二条、第三百七十三条、第三百七十四条、第三百七十五条、第三百七十六条、第三百七十七条、第三百七十八条、第三百七十九条、第三百八十条、第三百八十一条、第三百八十二条、第三百八十三条、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条、第三百八十七条、第三百八十八条、第三百八十九条、第三百九十条、第三百九十一条、第三百九十二条、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十五条、第三百九十六条、第三百九十七条、第三百九十八条、第三百九十九条、第四百条、第四百一条、第四百二条、第四百三条、第四百四条、第四百五条、第四百六条、第四百七条、第四百八条、第四百九条、第四百十条、第四百十一条、第四百十二条、第四百十三条、第四百十四条、第四百十五条、第四百十六条、第四百十七条、第四百十八条、第四百十九条、第四百二十条、第四百二十一条、第四百二十二条、第四百二十三条、第四百二十四条、第四百二十五条、第四百二十六条、第四百二十七条、第四百二十八条、第四百二十九条、第四百三十条、第四百三十一条、第四百三十二条、第四百三十三条、第四百三十四条、第四百三十五条、第四百三十六条、第四百三十七条、第四百三十八条、第四百三十九条、第四百四十条、第四百四十一条、第四百四十二条、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百四十五条、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十八条、第四百四十九条、第四百五十条、第四百五十一条、第四百五十二条、第四百五十三条、第四百五十四条、第四百五十五条、第四百五十六条、第四百五十七条、第四百五十八条、第四百五十九条、第四百六十条、第四百六十一条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十四条、第四百六十五条、第四百六十六条、第四百六十七条、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十条、第四百七十一条、第四百七十二条、第四百七十三条、第四百七十四条、第四百七十五条、第四百七十六条、第四百七十七条、第四百七十八条、第四百七十九条、第四百八十条、第四百八十一条、第四百八十二条、第四百八十三条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百八十七条、第四百八十八条、第四百八十九条、第四百九十条、第四百九十一条、第四百九十二条、第四百九十三条、第四百九十四条、第四百九十五条、第四百九十六条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百条、第五百一条、第五百二条、第五百三条、第五百四条、第五百五条、第五百六条、第五百七条、第五百八条、第五百九条、第五百十条、第五百十一条、第五百十二条、第五百十三条、第五百十四条、第五百十五条、第五百十六条、第五百十七条、第五百十八条、第五百十九条、第五百二十条、第五百二十一条、第五百二十二条、第五百二十三条、第五百二十四条、第五百二十五条、第五百二十六条、第五百二十七条、第五百二十八条、第五百二十九条、第五百三十条、第五百三十一条、第五百三十二条、第五百三十三条、第五百三十四条、第五百三十五条、第五百三十六条、第五百三十七条、第五百三十八条、第五百三十九条、第五百四十条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百四十三条、第五百四十四条、第五百四十五条、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百四十八条、第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十一条、第五百五十二条、第五百五十三条、第五百五十四条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十七条、第五百五十八条、第五百五十九条、第五百六十条、第五百六十一条、第五百六十二条、第五百六十三条、第五百六十四条、第五百六十五条、第五百六十六条、第五百六十七条、第五百六十八条、第五百六十九条、第五百七十条、第五百七十一条、第五百七十二条、第五百七十三条、第五百七十四条、第五百七十五条、第五百七十六条、第五百七十七条、第五百七十八条、第五百七十九条、第五百八十条、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十三条、第五百八十四条、第五百八十五条、第五百八十六条、第五百八十七条、第五百八十八条、第五百八十九条、第五百九十条、第五百九十一条、第五百九十二条、第五百九十三条、第五百九十四条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十七条、第五百九十八条、第五百九十九条、第六百条、第六百一条、第六百二条、第六百三条、第六百四条、第六百五条、第六百六条、第六百七条、第六百八条、第六百九条、第六百十条、第六百十一条、第六百十二条、第六百十三条、第六百十四条、第六百十五条、第六百十六条、第六百十七条、第六百十八条、第六百十九条、第六百二十条、第六百二十一条、第六百二十二条、第六百二十三条、第六百二十四条、第六百二十五条、第六百二十六条、第六百二十七条、第六百二十八条、第六百二十九条、第六百三十条、第六百三十一条、第六百三十二条、第六百三十三条、第六百三十四条、第六百三十五条、第六百三十六条、第六百三十七条、第六百三十八条、第六百三十九条、第六百四十条、第六百四十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十八条、第六百四十九条、第六百五十条、第六百五十一条、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十四条、第六百五十五条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百五十八条、第六百五十九条、第六百六十条、第六百六十一条、第六百六十二条、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十五条、第六百六十六条、第六百六十七条、第六百六十八条、第六百六十九条、第六百七十条、第六百七十一条、第六百七十二条、第六百七十三条、第六百七十四条、第六百七十五条、第六百七十六条、第六百七十七条、第六百七十八条、第六百七十九条、第六百八十条、第六百八十一条、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条、第六百八十五条、第六百八十六条、第六百八十七条、第六百八十八条、第六百八十九条、第六百九十条、第六百九十一条、第六百九十二条、第六百九十三条、第六百九十四条、第六百九十五条、第六百九十六条、第六百九十七条、第六百九十八条、第六百九十九条、第七百条、第七百一条、第七百二条、第七百三条、第七百四条、第七百五条、第七百六条、第七百七条、第七百八条、第七百九条、第七百十条、第七百十一条、第七百十二条、第七百十三条、第七百十四条、第七百十五条、第七百十六条、第七百十七条、第七百十八条、第七百十九条、第七百二十条、第七百二十一条、第七百二十二条、第七百二十三条、第七百二十四条、第七百二十五条、第七百二十六条、第七百二十七条、第七百二十八条、第七百二十九条、第七百三十条、第七百三十一条、第七百三十二条、第七百三十三条、第七百三十四条、第七百三十五条、第七百三十六条、第七百三十七条、第七百三十八条、第七百三十九条、第七百四十条、第七百四十一条、第七百四十二条、第七百四十三条、第七百四十四条、第七百四十五条、第七百四十六条、第七百四十七条、第七百四十八条、第七百四十九条、第七百五十条、第七百五十一条、第七百五十二条、第七百五十三条、第七百五十四条、第七百五十五条、第七百五十六条、第七百五十七条、第七百五十八条、第七百五十九条、第七百六十条、第七百六十一条、第七百六十二条、第七百六十三条、第七百六十四条、第七百六十五条、第七百六十六条、第七百六十七条、第七百六十八条、第七百六十九条、第七百七十条、第七百七十一条、第七百七十二条、第七百七十三条、第七百七十四条、第七百七十五条、第七百七十六条、第七百七十七条、第七百七十八条、第七百七十九条、第七百八十条、第七百八十一条、第七百八十二条、第七百八十三条、第七百八十四条、第七百八十五条、第七百八十六条、第七百八十七条、第七百八十八条、第七百八十九条、第七百九十条、第七百九十一条、第七百九十二条、第七百九十三条、第七百九十四条、第七百九十五条、第七百九十六条、第七百九十七条、第七百九十八条、第七百九十九条、第八百条、第八百一条、第八百二条、第八百三条、第八百四条、第八百五条、第八百六条、第八百七条、第八百八条、第八百九条、第八百十条、第八百十一条、第八百十二条、第八百十三条、第八百十四条、第八百十五条、第八百十六条、第八百十七条、第八百十八条、第八百十九条、第八百二十条、第八百二十一条、第八百二十二条、第八百二十三条、第八百二十四条、第八百二十五条、第八百二十六条、第八百二十七条、第八百二十八条、第八百二十九条、第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十二条、第八百三十三条、第八百三十四条、第八百三十五条、第八百三十六条、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百三十九条、第八百四十条、第八百四十一条、第八百四十二条、第八百四十三条、第八百四十四条、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百四十八条、第八百四十九条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十二条、第八百五十三条、第八百五十四条、第八百五十五条、第八百五十六条、第八百五十七条、第八百五十八条、第八百五十九条、第八百六十条、第八百六十一条、第八百六十二条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十五条、第八百六十六条、第八百六十七条、第八百六十八条、第八百六十九条、第八百七十条、第八百七十一条、第八百七十二条、第八百七十三条、第八百七十四条、第八百七十五条、第八百七十六条、第八百七十七条、第八百七十八条、第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十一条、第八百八十二条、第八百八十三条、第八百八十四条、第八百八十五条、第八百八十六条、第八百八十七条、第八百八十八条、第八百八十九条、第八百九十条、第八百九十一条、第八百九十二条、第八百九十三条、第八百九十四条、第八百九十五条、第八百九十六条、第八百九十七条、第八百九十八条、第八百九十九条、第九百条、第九百一条、第九百二条、第九百三条、第九百四条、第九百五条、第九百六条、第九百七条、第九百八条、第九百九条、第九百十条、第九百十一条、第九百十二条、第九百十三条、第九百十四条、第九百十五条、第九百十六条、第九百十七条、第九百十八条、第九百十九条、第九百二十条、第九百二十一条、第九百二十二条、第九百二十三条、第九百二十四条、第九百二十五条、第九百二十六条、第九百二十七条、第九百二十八条、第九百二十九条、第九百三十条、第九百三十一条、第九百三十二条、第九百三十三条、第九百三十四条、第九百三十五条、第九百三十六条、第九百三十七条、第九百三十八条、第九百三十九条、第九百四十条、第九百四十一条、第九百四十二条、第九百四十三条、第九百四十四条、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百四十八条、第九百四十九条、第九百五十条、第九百五十一条、第九百五十二条、第九百五十三条、第九百五十四条、第九百五十五条、第九百五十六条、第九百五十七条、第九百五十八条、第九百五十九条、第九百六十条、第九百六十一条、第九百六十二条、第九百六十三条、第九百六十四条、第九百六十五条、第九百六十六条、第九百六十七条、第九百六十八条、第九百六十九条、第九百七十条、第九百七十一条、第九百七十二条、第九百七十三条、第九百七十四条、第九百七十五条、第九百七十六条、第九百七十七条、第九百七十八条、第九百七十九条、第九百八十条、第九百八十一条、第九百八十二条、第九百八十三条、第九百八十四条、第九百八十五条、第九百八十六条、第九百八十七条、第九百八十八条、第九百八十九条、第九百九十条、第九百九十一条、第九百九十二条、第九百九十三条、第九百九十四条、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十八条、第九百九十九条、第百条、第百一条、第百二条、第百三条、第百四条、第百五条、第百六条、第百七条、第百八条、第百九条、第百十条、第百十一条、第百十二条、第百十三条、第百十四条、第百十五条、第百十六条、第百十七条、第百十八条、第百十九条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条、第百三十九条、第百四十条、第百四十一条、第百四十二条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十五条、第百四十六条、第百四十七条、第百四十八条、第百四十九条、第百五十条、第百五十一条、第百五十二条、第百五十三条、第百五十四条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条、第百六十二条、第百六十三条、第百六十四条、第百六十五条、第百六十六条、第百六十七条、第百六十八条、第百六十九条、第百七十条、第百七十一条、第百七十二条、第百七十三条、第百七十四条、第百七十五条、第百七十六条、第百七十七条、第百七十八条、第百七十九条、第百八十条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条、第百八十四条、第百八十五条、第百八十六条、第百八十七条、第百八十八条、第百八十九条、第百九十条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十三条、第百九十四条、第百九十五条、第百九十六条、第百九十七条、第百九十八条、第百九十九条、第二百条、第二百一条、第二百二条、第二百三条、第二百四条、第二百五条、第二百六条、第二百七条、第二百八条、第二百九条、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条、第二百十三条、第二百十四条、第二百十五条、第二百十六条、第二百十七条、第二百十八条、第二百十九条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十一条、第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十四条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百七十七条、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百八十条、第二百八十一条、第二百八十二条、第二百八十三条、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百条、第三百一条、第三百二条、第三百三条、第三百四条、第三百五条、第三百六条、第三百七条、第三百八条、第三百九条、第三百十条、第三百十一条、第三百十二条、第三百十三条、第三百十四条、第三百十五条、第三百十六条、第三百十七条、第三百十八条、第三百十九条、第三百二十条、第三百二十一条、第三百二十二条、第三百二十三条、第三百二十四条、第三百二十五条、第三百二十六条、第三百二十七条、第三百二十八条、第三百二十九条、第三百三十条、第三百三十一条、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十八条、第三百三十九条、第三百四十条、第三百四十一条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十四条、第三百四十五条、第三百四十六条、第三百四十七条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十条、第三百五十一条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十四条、第三百五十五条、第三百五十六条、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十一条、第三百六十二条、第三百六十三条、第三百六十四条、第三百六十五条、第三百六十六条、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百七十条、第三百七十一条、第三百七十二条、第三百七十三条、第三百七十四条、第三百七十五条、第三百七十六条、第三百七十七条、第三百七十八条、第三百七十九条、第三百八十条、第三百八十一条、第三百八十二条、第三百八十三条、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条、第三百八十七条、第三百八十八条、第三百八十九条、第三百九十条、第三百九十一条、第三百九十二条、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十五条、第三百九十六条、第三百九十七条、第三百九十八条、第三百九十九条、第四百条、第四百一条、第四百二条、第四百三条、第四百四条、第四百五条、第四百六条、第四百七条、第四百八条、第四百九条、第四百十条、第四百十一条、第四百十二条、第四百十三条、第四百十四条、第四百十五条、第四百十六条、第四百十七条、第四百十八条、第四百十九条、第四百二十条、第四百二十一条、第四百二十二条、第四百二十三条、第四百二十四条、第四百二十五条、第四百二十六条、第四百二十七条、第四百二十八条、第四百二十九条、第四百三十条、第四百三十一条、第四百三十二条、第四百三十三条、第四百三十四条、第四百三十五条、第四百三十六条、第四百三十七条、第四百三十八条、第四百三十九条、第四百四十条、第四百四十一条、第四百四十二条、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百四十五条、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十八条、第四百四十九条、第四百五十条、第四百五十一条、第四百五十二条、第四百五十三条、第四百五十四条、第四百五十五条、第四百五十六条、第四百五十七条、第四百五十八条、第四百五十九条、第四百六十条、第四百六十一条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十四条、第四百六十五条、第四百六十六条、第四百六十七条、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十条、第四百七十一条、第四百七十二条、第四百七十三条、第四百七十四条、第四百七十五条、第四百七十六条、第四百七十七条、第四百七十八条、第四百七十九条、第四百八十条、第四百八十一条、第四百八十二条、第四百八十三条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百八十七条、第四百八十八条、第四百八十九条、第四百九十条、第四百九十一条、第四百九十二条、第四百九十三条、第四百九十四条、第四百九十五条、第四百九十六条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百条、第五百一条、第五百二条、第五百三条、第五百四条、第五百五条、第五百六条、第五百七条、第五百八条、第五百九条、第五百十条、第五百十一条、第五百十二条、第五百十三条、第五百十四条、第五百十五条、第五百十六条、第五百十七条、第五百十八条、第五百十九条、第五百二十条、第五百二十一条、第五百二十二条、第五百二十三条、第五百二十四条、第五百二十五条、第五百二十六条、第五百二十七条、第五百二十八条、第五百二十九条、第五百三十条、第五百三十一条、第五百三十二条、第五百三十三条、第五百三十四条、第五百三十五条、第五百三十六条、第五百三十七条、第五百三十八条、第五百三十九条、第五百四十条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百四十三条、第五百四十四条、第五百四十五条、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百四十八条、第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十一条、第五百五十二条、第五百五十三条、第五百五十四条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十七条、第五百五十八条、第五百五十九条、第五百六十条、第五百六十一条、第五百六十二条、第五百六十三条、第五百六十四条、第五百六十五条、第五百六十六条、第五百六十七条、第五百六十八条、第五百六十九条、第五百七十条、第五百七十一条、第五百七十二条、第五百七十三条、第五百七十四条、第五百七十五条、第五百七十六条、第五百七十七条、第五百七十八条、第五百七十九条、第五百八十条、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十三条、第五百八十四条、第五百八十五条、第五百八十六条、第五百八十七条、第五百八十八条、第五百八十九条、第五百九十条、第五百九十一条、第五百九十二条、第五百九十三条、第五百九十四条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十七条、第五百九十八条、第五百九十九条、第六百条、第六百一条、第六百二条、第六百三条、第六百四条、第六百五条、第六百六条、第六百七条、第六百八条、第六百九条、第六百十条、第六百十一条、第六百十二条、第六百十三条、第六百十四条、第六百十五条、第六百十六条、第六百十七条、第六百十八条、第六百十九条、第六百二十条、第六百二十一条、第六百二十二条、第六百二十三条、第六百二十四条、第六百二十五条、第六百二十六条、第六百二十七条、第六百二十八条、第六百二十九条、第六百三十条、第六百三十一条、第六百三十二条、第六百三十三条、第六百三十四条、第六百三十五条、第六百三十六条、第六百三十七条、第六百三十八条、第六百三十九条、第六百四十条、第六百四十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十八条、第六百四十九条、第六百五十条、第六百五十一条、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十四条、第六百五十五条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百五十八条、第六百五十九条、第六百六十条、第六百六十一条、第六百六十二条、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十五条、第六百六十六条、第六百六十七条、第六百六十八条、第六百六十九条、第六百七十条、第六百七十一条、第六百七十二条、第六百七十三条、第六百七十四条、第六百七十五条、第六百七十六条、第六百七十七条、第六百七十八条、第六百七十九条、第六百八十条、第六百八十一条、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条、第六百八十五条、第六百八十六条、第六百八十七条、第六百八十八条、第六百八十九条、第六百九十条、第六百九十一条、第六百九十二条、第六百九十三条、第六百九十四条、第六百九十五条、第六百九十六条、第六百九十七条、第六百九十八条、第六百九十九条、第七百条、第七百一条、第七百二条、第七百三条、第七百四条、第七百五条、第七百六条、第七百七条、第七百八条、第七百九条、第七百十条、第七百十一条、第七百十二条、第七百十三条、第七百十四条、第七百十五条、第七百十六条、第七百十七条、第七百十八条、第七百十九条、第七百二十条、第七百二十一条、第七百二十二条、第七百二十三条、第七百二十四条、第七百二十五条、第七百二十六条、第七百二十七条、第七百二十八条、第七百二十九条、第七百三十条、第七百三十一条、第七百三十二条、第七百三十三条、第七百三十四条、第七百三十五条、第七百三十六条、第七百三十七条、第七百三十八条、第七百三十九条、第七百四十条、第七百四十一条、第七百四十二条、第七百四十三条、第七百四十四条、第七百四十五条、第七百四十六条、第七百四十七条、第七百四十八条、第七百四十九条、第七百五十条、第七百五十一条、第七百五十二条、第七百五十三条、第七百五十四条、第七百五十五条、第七百五十六条、第七百五十七条、第七百五十八条、第七百五十九条、第七百六十条、第七百六十一条、第七百六十二条、第七百六十三条、第七百六十四条、第七百六十五条、第七百六十六条、第七百六十七条、第七百六十八条、第七百六十九条、第七百七十条、第七百七十一条、第七百七十二条、第七百七十三条、第七百七十四条、第七百七十五条、第七百七十六条、第七百七十七条、第七百七十八条、第七百七十九条、第七百八十条、第七百八十一条、第七百八十二条、第七百八十三条、第七百八十四条、第七百八十五条、第七百八十六条、第七百八十七条、第七百八十八条、第七百八十九条、第七百九十条、第七百九十一条、第七百九十二条、第七百九十三条、第七百九十四条、第七百九十五条、第七百九十六条、第七百九十七条、第七百九十八条、第七百九十九条、第八百条、第八百一条、第八百二条、第八百三条、第八百四条、第八百五条、第八百六条、第八百七条、第八百八条、第八百九条、第八百十条、第八百十一条、第八百十二条、第八百十三条、第八百十四条、第八百十五条、第八百十六条、第八百十七条、第八百十八条、第八百十九条、第八百二十条、第八百二十一条、第八百二十二条、第八百二十三条、第八百二十四条、第八百二十五条、第八百二十六条、第八百二十七条、第八百二十八条、第八百二十九条、第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十二条、第八百三十三条、第八百三十四条、第八百三十五条、第八百三十六条、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百三十九条、第八百四十条、第八百四十一条、第八百四十二条、第八百四十三条、第八百四十四条、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百四十八条、第八百四十九条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十二条、第八百五十三条、第八百五十四条、第八百五十五条、第八百五十六条、第八百五十七条、第八百五十八条、第八百五十九条、第八百六十条、第八百六十一条、第八百六十二条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十五条、第八百六十六条、第八百六十七条、第八百六十八条、第八百六十九条、第八百七十条、第八百七十一条、第八百七十二条、第八百七十三条、第八百七十四条、第八百七十五条、第八百七十六条、第八百七十七条、第八百七十八条、第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十一条、第八百八十二条、第八百八十三条、第八百八十四条、第八百八十五条、第八百八十六条、第八百八十七条、第八百八十八条、第八百八十九条、第八百九十条、第八百九十一条、第八百九十二条、第八百九十三条、第八百九十四条、第八百九十五条、第八百九十六条、第八百九十七条、第八百九十八条、第八百九十九条、第九百条、第九百一条、第九百二条、第九百三条、第九百四条、第九百五条、第九百六条、第九百七条、第九百八条、第九百九条、第九百十条、第九百十一条、第九百十二条、第九百十三条、第九百十四条、第九百十五条、第九百十六条、第九百十七条、第九百十八条、第九百十九条、第九百二十条、第九百二十一条、第九百二十二条、第九百二十三条、第九百二十四条、第九百二十五条、第九百二十六条、第九百二十七条、第九百二十八条、第九百二十九条、第九百三十条、第九百三十一条、第九百三十二条、第九百三十三条、第九百三十四条、第九百三十五条、第九百三十六条、第九百三十七条、第九百三十八条、第九百三十九条、第九百四十条、第九百四十一条、第九百四十二条、第九百四十三条、第九百四十四条、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百四十八条、第九百四十九条、第九百五十条、第九百五十一条、第九百五十二条、第九百五十三条、第九百五十四条、第九百五十五条、第九百五十六条、第九百五十七条、第九百五十八条、第九百五十九条、第九百六十条、第九百六十一条、第九百六十二条、第九百六十三条、第九百六十四条、第九百六十五条、第九百六十六条、第九百六十七条、第九百六十八条、第九百六十九条、第九百七十条、第九百七十一条、第九百七十二条、第九百七十三条、第九百七十四条、第九百七十五条、第九百七十六条、第九百七十七条、第九百七十八条、第九百七十九条、第九百八十条、第九百八十一条、第九百八十二条、第九百八十三条、第九百八十四条、第九百八十五条、第九百八十六条、第九百八十七条、第九百八十八条、第九百八十九条、第九百九十条、第九百九十一条、第九百九十二条、第九百九十三条、第九百九十四条、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十八条、第九百九十九条、第百条、第百一条、第百二条、第百三条、第百四条、第百五条、第百六条、第百七条、第百八条、第百九条、第百十条、第百十一条、第百十二条、第百十三条、第百十四条、第百十五条、第百十六条、第百十七条、第百十八条、第百十九条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条、第百三十九条、第百四十条、第百四十一条、第百四十二条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十五条、第百四十六条、第百四十七条、第百四十八条、第百四十九条、第百五十条、第百五十一条、第百五十二条、第百五十三条、第百五十四条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条、第百六十二条、第百六十三条、第百六十四条、第百六十五条、第百六十六条、第百六十七条、第百六十八条、第百六十九条、第百七十条、第百七十一条、第百七十二条、第百七十三条、第百七十四条、第百七十五条、第百七十六条、第百七十七条、第百七十八条、第百七十九条、第百八十条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条、第百八十四条、第百八十五条、第百八十六条、第百八十七条、第百八十八条、第百八十九条、第百九十条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十三条、第百九十四条、第百九十五条、第百九十六条、第百九十七条、第百九十八条、第百九十九条、第二百条、第二百一条、第二百二条、第二百三条、第二百四条、第二百五条、第二百六条、第二百七条、第二百八条、第二百九条、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条、第二百十三条、第二百十四条、第二百十五条、第二百十六条、第二百十七条、第二百十八条、第二百十九条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十一条、第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十四条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百七十七条、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百八十条、第二百八十一条、第二百八十二条、第二百八十三条、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百条、第三百一条、第三百二条、第三百三条、第三百四条、第三百五条、第三百六条、第三百七条、第三百八条、第三百九条、第三百十条、第三百十一条、第三百十二条、第三百十三条、第三百十四条、第三百十五条、第三百十六条、第三百十七条、第三百十八条、第三百十九条、第三百二十条、第三百二十一条、

過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第三百三十八条の十二の規定に基づく重加算金の計算については、道府県民税及び市町村民税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

新②③ （第三百十七条の四（追加））

第三百十七条の四（第三百十五条の二第一項から第五項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者に係る部分に限る。）、第三百一十四条、第三百一十八条の十一、第三百一十八条の十二第六項まで並びに第三百一十二条から第三百三十四条までの規定は、前項の規定によつて市町村が個人の市町村民税賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税の額について準用する。（改正後の④）

③ 道府県は、市町村が第一項の規定によつて行う個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。（改正後の⑤）

（市町村民税に係る検査拒否等に関する罪）

第三九九条の二①②（略）

③ 法人でない団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人の定めのないもの当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（個人の均等割の税率の軽減）

第三一一条（往書略）

二（略）均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族

（所得割の課税標準）

第三一三条の一①⑫（略）

⑬ 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむをやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号については、第一号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第三百十七条の二第一項の規定による申告書（改正により削られた）

二 第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により第号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）（改正により削られた）

⑭⑮ （略）

⑮ 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市町村民税の納税通知の送達される時までに提出された次に掲げる申告書及び第一号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは（特定株式等譲渡所得金額に係る所得がないことについてやむを得ない理由があるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額については、適用しない。ただし、第一号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第三百十七条の二第一項の規定による申告書（改正により削られた）

二 第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により第号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）（改正により削られた）

⑯ （略）

（所得控除）

第三一四条の一①（往書略）

一十の二 （略）

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この款及び第三百十七条の三の三第一項において「控除対象扶養親族」という。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族のうち、三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

②―⑫ （略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第三一四条の九① 市町村は、所得割の納税義務者が、第三百十三条第十項に係る特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算又は特定配当等の額の計算の基礎となつた特定配当等に係る所得の金額の計算に課された場合又は同条第十項第五款の規定により配当割額を課された場合において前章第一節第五款の規定により特定配当等に係る所得の金額に課された特定株式等譲渡所得割額を課された場合又は当該株式等譲渡所得割額を課された場合又は当該株式等譲渡所得割額を課された場合において同節第六款の規定により株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額を控除する。その者の第三百十四条の三及び前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

② 前項の規定により控除しきれない額があるときは、市町村は、当該控除することができない額を還付し、又は当該納税義務者に対しその控除することができなかつた次の額の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

③ （略）

第三一七条の二①（**市町村民税の申告等**）

一 前年の三月三十一日（総務省令で定めるところにより、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所（住地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれに類する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払をしないで前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの）を除く。）、地震保険料控除額（政令で定めるものに限る。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額、配偶者控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係る控除額を除く。）、扶養控除額、障害者控除額、寡婦控除額、寡夫控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係る控除額を除く。）若しくは第三百十四条の二第四項第三号に掲げる扶養控除の控除又はこれらを併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除、同条第十項に規定する雑損失の金額の控除、特定非営利活動促進法第二条第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。）第五項において同じ。）に係る部分に限る。）及び第十一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）控除額を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を免れないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

二―八 （略）

②―⑨ （略）

第三一七条の三① （略）

② 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項に限る。）のうち前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するものの及び次項の規定により附された事項は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなされる。

③ 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

（個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第三一七条の二の三① 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、同項の規定による申告書に記載されたものとみなされる。

③ 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

（個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第三一七条の二の三① 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、同項の規定による申告書に記載されたものとみなされる。

③ 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

（個人の市町村民税の徴収の方法等）

第三一九条① 個人の市町村民税の徴収については、第三百二十一条の三、第三百二十一条の七の二、第三百二十一条の七の八第一項第三号に掲げる場合を除くほか、普通徴収の方法によつて行なわれる場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない。

② 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合において、当該個人の市町村民税を併せて賦課し、及び徴収する場合における当該確定申告書に限る。）（改正により削られた）

（市町村民税に係る検査拒否等に関する罪）

第三九九条の二①②（略）

③ 法人でない団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人の定めのないもの当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（個人の均等割の税率の軽減）

第三一一条（往書略）

二（略）均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族

（所得割の課税標準）

第三一三条の一①⑫（略）

⑬ 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむをやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号については、第一号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第三百十七条の二第一項の規定による申告書（改正により削られた）

二 第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により第号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）（改正により削られた）

⑭⑮ （略）

⑮ 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市町村民税の納税通知の送達される時までに提出された次に掲げる申告書及び第一号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは（特定株式等譲渡所得金額に係る所得がないことについてやむを得ない理由があるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額については、適用しない。ただし、第一号に掲げる申告書及び第一号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第三百十七条の二第一項の規定による申告書（改正により削られた）

二 第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により第号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）（改正により削られた）

⑯ （略）

（所得控除）

第三一四条の一①（往書略）

一十の二 （略）

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この款及び第三百十七条の三の三第一項において「控除対象扶養親族」という。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族のうち、三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

②―⑫ （略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第三一四条の九① 市町村は、所得割の納税義務者が、第三百十三条第十項に係る特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算又は特定配当等の額の計算の基礎となつた特定配当等に係る所得の金額の計算に課された場合又は同条第十項第五款の規定により配当割額を課された場合において前章第一節第五款の規定により特定配当等に係る所得の金額に課された特定株式等譲渡所得割額を課された場合又は当該株式等譲渡所得割額を課された場合において同節第六款の規定により株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額を控除する。その者の第三百十四条の三及び前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

② 前項の規定により控除しきれない額があるときは、市町村は、控除することができない額を還付し、又は当該納税義務者に対しその控除することができなかつた次の額の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

③ （略）

第三一七条の二①（**市町村民税の申告等**）

一 前年の三月三十一日（総務省令で定めるところにより、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所（住地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれに類する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払をしないで前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの）を除く。）、地震保険料控除額（政令で定めるものに限る。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額、配偶者控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係る控除額を除く。）、扶養控除額、障害者控除額、寡婦控除額、寡夫控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係る控除額を除く。）若しくは第三百十四条の二第四項第三号に掲げる扶養控除の控除又はこれらを併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除、同条第十項に規定する雑損失の金額の控除、特定非営利活動促進法第二条第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。）第五項において同じ。）に係る部分に限る。）及び第十一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）控除額を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を免れないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

二―八 （略）

②―⑨ （略）

第三一七条の三① （略）

② 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項に限る。）のうち前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するものの及び次項の規定により附された事項は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなされる。

③ 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

（個人の市町村民税の徴収の方法等）

第三一九条① 個人の市町村民税の徴収については、第三百二十一条の三、第三百二十一条の七の二、第三百二十一条の七の八第一項第三号に掲げる場合を除くほか、普通徴収の方法によつて行なわれる場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない。

② 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合において、当該個人の市町村民税を併せて賦課し、及び徴収する

（給与支払報告書等の提出義務）

第三一七条の六①―⑧（略）

⑨ 第五項（第一号に係る部分に限る。）又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により行われた提出、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第三百十一条の四第九項及び第三百十一条の八第十六項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

②―⑤ （略）

（給与支払報告書等の提出義務）

第三一七条の六①―⑧（略）

⑨ 第五項（第一号に係る部分に限る。）又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により行われた提出、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第三百十一条の四第九項及び第三百十一条の八第十六項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

有効な改正前規定（地方税法）

るものとする。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第三二一条の四① 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与支払をする者（他の市町村内において給与支払をする者を含む。）のうち市町村税法第四八十三条の規定により給与支払を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合において、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る税額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この条から第三百二十二条の七までにおいて「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によって徴収する旨（第七項から第九項までにおいて「通知事項」という。）を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

②～⑥（略）

⑦ 市町村長は、第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第一項後段（前項において準用する場合を含む。次項において「通知事項」という。）の規定により当該特別徴収義務者に代えて通知事項を総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

⑧ 前項の規定により行われた通知事項の提供については、第一項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第一項及び第三百二十二条の六第一項の規定を適用する。（改正により追加）

⑨ 第七項の規定により行われた通知事項の提供は、第一二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、同項に規定する市町村が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。（改正後の⑪）

（給与所得に係る特別徴収税額の変更）

第三二一条の六① 市町村長は、第三百二十一条の四第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税者に通知しなければならない。

② 前項の場合においては、第三百二十一条の四第九項までの規定を準用する。この場合において、同条第八項中「次条第一項及び第三百二十一条の六第三項」とあるのは、「第三百二十一条の六第一項」とあるのは、「第

③（略）

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第三二一条の七① 個人の市町村民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十条の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

② 前条第一項の規定によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第一七条の六の規定の例により当該納税者に還付しなければならない。ただし、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができる。この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

第五章　都等及び固定資産税の特例

（都における普通税の特例）

第七三四条② （略）

③ 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款（法人の道府県民税に関する部分の規定を除く。）、同項第二号に掲げるものについては、同号に掲げする税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（③の表中、次節の項二改正により追加）

④～⑥（略）

第七三六条①② （略）

③ 特別区は、特別区民税として第五款第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するものとし、これについては、第三章第一節（法人の市町村民税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用する。

第五章

新第二節（第七三九条の二～第七三九条の六）（改正により追加）

第二節名（略、改正後の第三節名）

（用語の意義）

第七三九条（柱書略）

一 （略）

二 （柱書略）

イ （略）

ロ （柱書略）

(1) 第五十三条第六十五項及び第六十八項、第七十二条の三十二第一項及び第四項、第七十二条の八十九の第一項及び第三項、第三百十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）及び第九項、第三百二十一条の四第七項並び第九項、第三百二十一条の七の十一並びに第三百二十一条の八第六項、第七十五条第一項及び第六十五項の規定

(2)～(4)（略）

三（略）

附則

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲）

第三一条の三① 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第四条の二の二から第三十五条の二の二まで、附則第三十五条の三の二第一項及び第四項、附則第三十五条の四から第四十五条まで、附則第四十五条の二から第四十五条の二の二まで、附則第四

有効な改正前規定（地方税法）

合には、当該納税義務者が前年に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

一　第三百十一条第十三項ただし書の規定の適用がある場合

（改正により削られた）

二　第三百十三条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。（改正により削られた）

⑦⑧　略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三五条の二の二①　道府県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十第一項第七号に規定する公社債（第五項において「公社債」という。）としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたものとみなす旨の定めがあるものとして、政令で定める金額（附則第三十五条の二の六第四項において「政令で定める金額」という。）を当該株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第四項まで、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五条の二の六第四項から第十項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

②―④　略

⑤　市町村民税の所得割の納税義務者について、その有する特定管理株式等又は特定口座内公社債が株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたものとみなす旨の定めがあるものとして、政令で定める金額（附則第三十五条の二の六第四項において「政令で定める金額」という。）を当該株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第四項まで、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五条の二の六第四項から第十項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

⑥　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（改正により削られた）

⑦　略（改正後の⑥）

⑧　市町村民税の所得割の納税義務者が第三百十三条第十三項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得について記載をした同項に規定する特定配当等申告書を提出するときは、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についてはこれを全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。（改正により削られた）

⑨　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（改正により削られた）

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第三五条の二の二①　道府県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に生じた年の末日の属する年度の翌年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第

第八項並びに次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額（以下この項において「利子所得の金額及び配当所得の金額」という。）に係る利子所得の金額を計算するものとする。

②　租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この項及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設された場合において、同法第三十七条の十一の六第一項に規定する特別徴収義務者が、同法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第四項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について、第七十一条の三十一第一項の規定に基づき道府県民税の配当割を徴収する場合における第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の月の一日」と、同項中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあっては、政令で定める日）」とする。

③④　略

⑤　道府県民税の所得割の納税義務者が第三十二条第十三項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失金額が特定配当等申告書を提出する場合には、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。（改正により削られた）

⑥　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（改正により削られた）

⑦　略（改正後の⑤）

⑧　市町村民税の所得割の納税義務者が第三百十三条第十三項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得について記載をした同項に規定する特定配当等申告書を提出するときは、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。（改正により削られた）

⑨　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（改正により削られた）

（上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除）

第三五条の二の三①　道府県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に生じた年の末日の属する年度の翌年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額（以下この項において「利子所得の金額及び配当所得の金額」という。）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

②　前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額（当該上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度分の当該道府県民税に係る前項第三十五条の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

③　第一項の道府県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失金額が特定配当等申告書を提出する場合には、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。（改正により削られた）

④　略（改正後の③）

⑤　道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等の所得に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する道府県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の翌年度分の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において「申告書」という。）を提出した場合に、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これら申告書のいずれもが提出期限までに提出されたものとみなして、前後の年度分の道府県民税について連続して申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送付されるときに限る。）を提出されたときは、当該納税通知書が送付されるまでの間に提出された申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送付されるときに限る。）は、当該納税通知書が送付されたものとみなして、附則第三十五条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十三条の二第一項の規定による上場株式等に係る配当所得等の金額（第一項の規定の

⑥　略（改正後の④）

⑦　第五項の規定による場合における附則第三十五条の二の二第一項から第三項までの規定の適用については、附則第三十五条の二の二第一項中「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」と、附則第三十五条の二の二第一項中「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」と、附則第三十五条の二の二第一項中「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」とする。（改正後の⑥）

⑧　第四十五条の二第四項の規定により同条第一項に規定する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において同条第三項の規定により同条第一項に規定する義務を有する者となるときは、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定により同条第一項に規定する義務を有する者となることができる場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに」とあるのは「三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同条第三項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは「同条第十八項」において準用する第三百十七条の二第四項」と読み替えるものとする。（改正により削られた）

⑨　第五項の規定による場合における附則第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十一の二第九項の規定により同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは「同条第十八項」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。（改正により削られた）

⑩　第五項の規定による場合における附則第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「計算した金額」という。）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「計算した金額」という。）」と、附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額（附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「計算した金額」という。）」とする。

⑪　市町村民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額の翌年度分の市町村民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額に生じた年の末日の属する年度の翌年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第四項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該納税義務者が前年に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

一　第三百十一条第十三項ただし書の規定の適用がある場合

（改正により削られた）

二　第三百十三条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。（改正により削られた）

⑦⑧　略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三五条の二の二①　道府県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十第一項第七号に規定する公社債（第五項において「公社債」という。）としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたものとみなす旨の定めがあるものとして、政令で定める金額（附則第三十五条の二の六第四項において「政令で定める金額」という。）を当該株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第四項まで、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五条の二の六第四項から第十項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

②―④　略

⑤　市町村民税の所得割の納税義務者について、その有する特定管理株式等又は特定口座内公社債が株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたものとみなす旨の定めがあるものとして、政令で定める金額（附則第三十五条の二の六第四項において「政令で定める金額」という。）を当該株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第四項まで、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五条の二の六第四項から第十項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

⑥　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（改正により削られた）

⑦　略（改正後の⑥）

⑧　市町村民税の所得割の納税義務者が第三百十三条第十三項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得について記載をした同項に規定する特定配当等申告書を提出するときは、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。（改正により削られた）

⑨　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（改正により削られた）

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第三五条の二の二①　道府県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に生じた年の末日の属する年度の翌年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額（以下この項において「利子所得の金額及び配当所得の金額」という。）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

②　前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額（当該上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度分の当該道府県民税に係る前項第三十五条の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

③　第一項の道府県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失金額が特定配当等申告書を提出する場合には、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。（改正により削られた）

④　略（改正後の③）

⑤　道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等の所得に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する道府県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の翌年度分の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において「申告書」という。）を提出した場合に、市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これら申告書のいずれもが提出期限までに提出されたものとみなして、前後の年度分の道府県民税について連続して申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送付されるときに限る。）を提出されたときは、当該納税通知書が送付されるまでの間に提出された申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送付されるときに限る。）は、当該納税通知書が送付されたものとみなして、附則第三十五条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十三条の二第一項の規定による上場株式等に係る配当所得等の金額（第一項の規定の

⑥　略（改正後の④）

⑦　第五項の規定による場合における附則第三十五条の二の二第一項から第三項までの規定の適用については、附則第三十五条の二の二第一項中「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」と、附則第三十五条の二の二第一項中「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除しきれない部分の金額をいう。）」とする。

⑧　第四十五条の二第四項の規定により同条第一項に規定する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において同条第三項の規定により同条第一項に規定する義務を有する者となるときは、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定により同条第一項に規定する義務を有する者となることができる場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに」とあるのは「三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同条第三項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは「同条第十八項」において準用する第三百十七条の二第四項」と読み替えるものとする。（改正により削られた）

⑨　第五項の規定による場合における附則第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十一の二第九項の規定により同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは「同条第十八項」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。（改正により削られた）

⑩　略（改正後の⑦）

⑪　市町村民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額の翌年度分の市町村民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額に生じた年の末日の属する年度の翌年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第四項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情

があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合（申告書を含む。）に限り、附則第三十五条の二の二第五項に規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。（改正後の⑧）

⑫ 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項第一号から第十号まで掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第十六項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。（改正後の⑨）

⑬ 第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに前条第一項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除し第十四項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書に当該に源泉徴収選択口座内当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。（改正により削られた）

⑭ 第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。（改正後の⑩）

⑮ 前項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。（改正後の⑪）

⑯ 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二の三第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。（改正後の⑫）

⑰ 第十五項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項、第六項及び第八項並びに附則第三十五条の二の二第五項から第七項までの規定の適用については、附則第三十三条の二第五項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。（改正後の⑬）

⑱ 第三百十七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する義務者（同条第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第十五項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出する場合及び同条第四項の規定により同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の二の六第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同条第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。（改正により削られた）

⑲ 第十五項の規定の適用がある場合における第三百十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項に同法第三十七条の十二の二第十項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）において準用する第二十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の二の六第十八項において準用する前条第四項」と、同条第三項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の二の六第十八項において準用する前条第四項」とする。（改正により削られた）

⑳ 第十一項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（改正後の⑭）

ず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。（改正後の⑪）

○警察法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四・一二・九**法九七**）附則一一条

（経費）

第三七条①（柱書略）

一―九（略）

十　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章の規定による措置に要する経費

十一―十三（略）

②③（略）

○自衛隊法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四・五・二七**法五五**）附則七条（令和五・五・二六施行）

第一二五条の二七（改正により追加）

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四・一二・一六**法一〇〇**）本則（令和五・六・一五までに施行）

（実施方針）

第五条①―③（略）

④ 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（選定事業の実施）

第一四条① 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従つて実施されるものとする。

新②（改正により追加）選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業選定契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。（改正後の③）

第一九条の二（改正により追加）

○都市計画法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四・五・二七**法五五**）附則九条（令和五・五・二六施行）

（開発許可の基準）

第三三条①（柱書略）

一―六（略）

七（柱書略）

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制区域の項（改正により追加）	宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛	
津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。	
津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。	

八―十一（略）

十二　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流

出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

②―⑧（略）

十四（略）

有効な改正前規定（建築基準法　宅地造成及び特定盛土等規制法）

○建築基準法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四・五・二七法五五）附則六条（令和五・五・二六施行）

（工作物への準用）

第八八条①―③（略）

④　第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第二十五項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項本文若しくは第十二条第一項、都市計画法（第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第一項若しくは第六十二条第一項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

○宅地造成及び特定盛土等規制法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四・五・二七法五五）本則（令和五・五・二六施行）

注　令和四法五五による改正が施行される前の**宅地造成等規制法**（改正後の**宅地造成及び特定盛土等規制法**）の全条文を掲げた。

題名

宅地造成等規制法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、宅地造成に伴う崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　宅地　農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されていない土地以外の土地をいう。

二　宅地造成　宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。

三　災害　崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。

四　設計　その者の責任において、設計図書（宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）を作成することをいう。

五　造成主　宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

六　工事施行者　宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

七　造成宅地　宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。

第二章　宅地造成工事規制区域

（宅地造成工事規制区域）

第三条①　都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大いい市街地又は市街地になろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

②　前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

③　都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

④　第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（測量又は調査のための土地の立入り）

第四条①　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができる。

②　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

③　第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

④　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

⑤　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第五条①　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘（ボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有

有効な改正前規定（宅地造成及び特定盛土等規制法）

者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

② 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は、土地に試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

③ 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者が、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第六条① 第四条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

② 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

③ 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第七条① 都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下この条及び第九条において同じ。）は、第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合において、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

② 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

③ 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第三章　宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制

（宅地造成に関する工事の許可）

第八条① 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされたものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

② 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。

③ 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

（宅地造成に関する工事の技術的基準等）

第九条① 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地の造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられたものでなければならない。

② 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定められたものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（許可又は不許可の通知）

第一〇条① 都道府県知事は、第八条第一項本文の許可の申請があった場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

② 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。

（国又は都道府県の特例）

第一一条 国又は都道府県（指定都市又は中核市の区域内においては、それぞれ指定都市又は中核市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項本文の許可があつたものとみなす。

（変更の許可等）

第一二条① 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

② 第八条第一項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 第八条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

④ 第一項の許可又は第二項の場合における次条の規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第八条第一項本文の許可の内容とみなす。

（工事完了の検査）

第一三条① 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第九条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

② 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合には、国土交通省令で定める様式の検査済証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

（監督処分）

第一四条① 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

② 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事が、第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで、これらの許可に付した条件に違反して、又は第九条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで、これらの許可に付した条件に違反して、又は第九条第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

③ 都道府県知事は、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果規定に違反して同項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置、造成主又は工事の施行者に対して、宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事の施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（宅地の保全等）

第一六条① 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害が生じないように、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

② 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事の施行者に対して、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

第一七条① 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害が防止のため必要な擁壁等が設置されていないもの又は擁壁等が設置されているものでこれらの擁壁等が著しく不完全であるため必要な擁壁等の設置されていないときは、その擁壁等の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事の施行者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

② 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者に対しても、その者の行為によつて前項の宅地造成に関する工事が行われたことが明らかであり、その者の行為によつて同項の宅地造成に伴う災害の発生のおそれが生じたことが明らかであるときは、都道府県知事は、その者に対しても、同項の規定による措置をとることを命ずることができる。

（改善命令）

第一七条① 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、擁壁等が設置されているものでこれらの擁壁等が著しく不完全であるため当該宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事の施行者に対して、擁壁等の改良のための工事を行なうことを命ずることができる。

② 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者に対しても、その者の行為によつて同項の宅地造成に関する工事が行われたことが明らかであり、その工事によつて同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に損害を与えるおそれがあるときは、都道府県知事は、その者に対しても、同項の規定による措置をとることを命ずることができる。

（工事等の届出）

第一五条① 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

② 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他宅地工事で政令で定めるものを行おうとする者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項本文の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 宅地造成工事規制区域内において、宅地又は第十二条第一項本文若しくは第十三条第一項の許可を受けないで、又は同条第二項本文の規定による届出をしないで、第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで、これらの許可に付した条件に違反して、又は第九条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行されていると認められる宅地について、当該造成主又は当該工事の施行者に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

④ 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことが困難であるときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、同項に規定する場合に該当すると認めるときは、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事を停止することができる者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。

⑤ 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命ずようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずることが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

（工事等の届出）

第一五条① 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

② 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他宅地工事で政令で定めるものを行おうとする者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項本文の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 宅地造成工事規制区域内において、宅地又は第十二条第一項本文若しくは第十三条第一項の許可を受けないで、又は同条第二項本文の規定による届出をしないで、第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで、これらの許可に付した条件に違反して、又は第九条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行されていると認められる宅地について、当該造成主又は当該工事の施行者に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置、造成主又は工事の施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

第一八条① 宅地造成工事規制区域内の宅地で、擁壁等が設置されているものでこれらの擁壁等が著しく不完全であるため当該宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、擁壁等の改良のための工事を行なうことを命ずることができる。

② 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者に対しても、その者の行為によつて同項の宅地造成に関する工事が行われたことが明らかであり、その工事によつて同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に損害を与えるおそれがあるときは、都道府県知事は、その者に対しても、同項の規定による措置をとることを命ずることができる。

有効な改正前規定（宅地造成及び特定盛土等規制法）

の行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

③ 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

第八条① 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

② 第六条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴取）

第一九条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第四章　造成宅地防災区域

第二〇条① 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

② 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

③ 第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第五章　造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

（災害の防止のための措置）

第二一条① 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

② 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第二二条① 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、第二十条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要があつて、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

② 前項の場合において、同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「造成宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて第二十条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

③ 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

第六章　雑則

（市町村長の意見の申出）

第二四条 市町村長は、宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

（政令への委任）

第二五条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章　罰則

第二六条 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項、第二十条第三項に規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五条第一項、第二十条第三項において準用する場合を含む）に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者

三 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、宅地造成に関する工事をした造成主

四 第九条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行したときは、当該工事施行者）

五 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十七条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

七 第十八条第一項（第二十三条において準用する場合を含む）の規定による入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第四項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者

二 第十九条（第二十三条において準用する場合を含む）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三〇条 第十二条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

○会社法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）附則二四条（令和五・六・九までに施行）

（欠格事由）

第九四三条（柱書略）

一　この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二二年法律第一百三二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の二第一項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二九年法律第百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三二年法律第百八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む）、弁護士法（昭和二十四条第三項並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六一年法律第六十六号）第六十七条第二項、第八条第一項及び第八十二条第三項において準用する場合を含む）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の三第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む）及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第二十六号）第八条の二第五項、銀行法（平成五年法律第百五号）第六十七条の二、及び第二百十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第六号）第四項（信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七項並びに労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二十九条第六項（同法第百十一条第二項において準用する場合を含む）（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二・三　（略）

有効な改正前規定（会社法）

○民事訴訟費用等に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四・六・一**法五九**）附則八条（令和五・一〇・一施行）

（申立ての手数料）

第三条①（略）

② 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十六条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者）は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

一・二（略）

三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十二条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があったものとみなされたとき。

③④（略）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一―一五の二（略）		
一六	イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三十三条第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てをするに当たっての裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。） ロ（略）	（略）
一六の二	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十条第二項の債権届出	（略）
（後略）		

○民事再生法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九**法三**）附則二六条（令和六・一・一施行）

（再生計画の認可又は不認可の決定等）

第一四一条①（略）

②（柱書略）

一―三（略）

四 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。

五・六（略）

七（柱書略）

イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入のの額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民税並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料（ロ及びハにおいて「所得税等」という。）に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

③（略）

○会社更生法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三一・三・二九**法三**）附則一五条二号（令和六・一・一施行）

（源泉徴収所得税等）

第一二九条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税この請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

有効な改正前規定（犯罪による収益の移転防止に関する法律　売春防止法）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）本則七条（令和五・六・九までに施行）

・国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四・二・九法九七）本則六条（令和五・九・八までに施行）

（定義）

第二条①（略）

②（柱書略）

一―三十（略）

三十の二（改正により追加）

三十一（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者）

三十一の二―三十一の五（改正により追加）

三十一の二（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者）

三十三―四十九（略）

③（略）

（外国為替取引に係る通知義務）

第一〇条①　特定事業者は、顧客と本邦から外国（政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

②―④（略）

第一〇条の二―第一〇条の五（改正により追加）

（是正命令）

第一八条　行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七条、第八条若しくは第十条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（行政庁等）

第二条①（略）

②　前項の規定にかかわらず、第九条に規定する特定事業者（第一条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第九条及び第十条に定める事項に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

③―⑩（略）

（主務大臣等）

第三条①（柱書略）

一（略）

二　前条第一項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項　前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

三・四（略）

②（略）

第三五条　第十八条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三六条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二　第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三七条　顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三八条の二（改正により追加）

第三九条の二・第三九条の三（改正により追加）

第三〇条①　他人になりすまして第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

②―④（略）

○売春防止法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二九条（令和五・一二・一六までに施行）

（仮退院を許す処分）

第一五条①―③（略）

④　第一項の仮退院については、更生保護法第二条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五条第二項」と、同条第二項中「刑事施設（労役場に留置された刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三十七条第二項中「少年院」とあるのは「売春防止法第八十二条第一項」とあるのは「売春防止法第二十四条第三項中「第五十一条第一項」と、同法第三十九条第三項中「第五十一条第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十一条第一項第五号」と、第八十二条第一項中「第二項」とあるのは「同法第二十四条第一項」と、同条第四項中「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。

（仮退院中の保護観察）

第二六条①（略）

②　前項の保護観察については、更生保護法第二条、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条、第五十三条第二項及び第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条から第六十八条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十条第一項第三号中「第三十九条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する場合を含む。」又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七第一項（第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中

有効な改正前規定（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）

（収容条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の二、第二十九条の二第一項及び第五十五条第一項」とあるのは「第七十二条第一項及び第七十三条第一項」と、同法第三十六条の四第一項及び第六十六条第一項」とあるのは「第六十三条第一項」と、同法第五十二条第一項」とあるのは「仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

③―⑥（略）

（更生緊急保護）

第三一条　婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者については、更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなし、同条から同法第八十七条まで及び同第九十八条の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項及び第四項並びに第八十六条第二項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同条第三項中「の刑事上の手続に関与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた少年院にあっては、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年院の長」とあるのは「が収容された婦人補導院の長」と、同項ただし書中「（仮釈放の期間の満了によって前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者」とあるのは「売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者」とする。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法六七）本則四条（令和五・一二・一六までに施行）

（受刑者の処遇の原則）

第三〇条　受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

（補正器具等の自弁等）

第四一条①（柱書略）

一―三（略）

四　第百六条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品

②（略）

（逃走者等の遺留物）

第九四条①（柱書略）

一・二（略）

三　第九十六条第一項の規定による作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき　その日

②（略）

（遵守事項等）

第七四条①（略）

②（柱書略）

一―十一（略）

十二　前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第九十六条第四項（第百六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

③（略）

（収容のための連戻し）

第八一条（柱書略）

一（略）

二　第九十六条第一項の規定による作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき　その日時

（矯正処遇）

第八四条①（略）

②　矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行うものとする。

③　処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

④⑤（略）

第八四条の二（改正により追加）

（刑執行開始時及び釈放前の指導等）

第八五条①（略）

②　前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行うものとし、必要に応じ、第百六条第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

③　略

（作業報奨金）

第九八条①―④（略）

⑤（柱書略）

一・二（略）

三　外部通勤作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき　その日

（改善指導）

第一〇三条①②（略）

③④（改正により追加）

第二編第二章第十節

第四款　外出及び外泊

新**第一〇六条**（略、改正後の第一〇六条の二）

第一〇六条（略、改正により追加）

（外出等に要する費用）

第一〇八条　第百六条第一項の規定による外出又は外泊に要する

費用については、受刑者が負担することができない場合又は刑事施設の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。

第一〇九条①（略）

②未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条及び前款の規定は、適用しない。

（懲罰の要件等）

第一五〇条①刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若しくは第九十六条第四項（第百六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行った指示に従わなかった場合には、その被収容者に懲罰を科することができる。

②③（略）

第一八六条　第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第三項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第一項、更生保護法第十三条第一項（同法第三十条、第二十五条第三項、第三十三条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第二項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十六条第一項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第三項、第九十条第二項及び第三項、第九十条、第九十一条、第九十六条第二項並びに第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二条第三項の規定を適用する。

第一九三条①（略）

②（往書略）

一（略）

二、第百六条第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。

③（略）

○国際受刑者移送法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則五二条（令和五・一二・一六までに施行）

（刑法等の適用）

第二一条　共助刑の執行に関しては、第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号として、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十二条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百十四条、第四百十八条から第四百八十九条まで、第五百一条から第五百四条まで及び第五百七条、第六十条第一項、第六十一条、第六十七条第第四項（第五十六条第第五十七条、第五十八条第第五十九条第第六十条第第六十一条第第六十二条第第六十三条第第六十四条第第六十五条第第六十六条第第六十七条第第六十八条第第六十九条第第七十条第第七十一条第第七十二条第第七十三条第第七十四条第第七十五条第第七十六条第第七十七条第第七十八条第第七十九条第第八十条第第八十一条第第八十二条第第八十三条第第八十四条第第八十五条第第八十六条第第八十七条第第八十八条第第八十九条第第九十条第第九十一条第第九十二条第第九十三条第第九十四条第第九十五条第第九十六条第第九十七条第第九十八条第第九十九条第第百条第第百一条第第百二条第第百三条第第百四条第第百五条第第百六条第第百七条第第百八条第第百九条第第百十条第第百十一条第第百十二条第第百十三条第第百十四条第第百十五条第第百十六条第第百十七条第第百十八条第第百十九条第第百二十条第第百二十一条第第百二十二条第第百二十三条第第百二十四条第第百二十五条第第百二十六条第第百二十七条第第百二十八条第第百二十九条第第百三十条第第百三十一条第第百三十二条第第百三十三条第第百三十四条第第百三十五条第第百三十六条第第百三十七条第第百三十八条第第百三十九条第第百四十条第第百四十一条第第百四十二条第第百四十三条第第百四十四条第第百四十五条第第百四十六条第第百四十七条第第百四十八条第第百四十九条第第百五十条第第百五十一条第第百五十二条第第百五十三条第第百五十四条第第百五十五条第第百五十六条第第百五十七条第第百五十八条第第百五十九条第第百六十条第第百六十一条第第百六十二条第第百六十三条第第百六十四条第第百六十五条第第百六十六条第第百六十七条第第百六十八条第第百六十九条第第百七十条第第百七十一条第第百七十二条第第百七十三条第第百七十四条第第百七十五条第第百七十六条第第百七十七条第第百七十八条第第百七十九条第第百八十条第第百八十一条第第百八十二条第第百八十三条第第百八十四条第第百八十五条第第百八十六条第第百八十七条第第百八十八条第第百八十九条第第百九十条第第百九十一条第第百九十二条第第百九十三条第第百九十四条第第百九十五条第第百九十六条第第百九十七条第第百九十八条第第百九十九条第第二百条第第二百一条第第二百二条第第二百三条第第二百四条第第二百五条第第二百六条第第二百七条第第二百八条第第二百九条第第二百十条第第二百十一条第第二百十二条第第二百十三条第第二百十四条第第二百十五条第第二百十六条第第二百十七条第第二百十八条第第二百十九条第第二百二十条第第二百二十一条第第二百二十二条第第二百二十三条第第二百二十四条第第二百二十五条第第二百二十六条第第二百二十七条第第二百二十八条第第二百二十九条第第二百三十条第第二百三十一条第第二百三十二条第第二百三十三条第第二百三十四条第第二百三十五条第第二百三十六条第第二百三十七条第第二百三十八条第第二百三十九条第第二百四十条第第二百四十一条第第二百四十二条第第二百四十三条第第二百四十四条第第二百四十五条第第二百四十六条第第二百四十七条第第二百四十八条第第二百四十九条第第二百五十条第第二百五十一条第第二百五十二条第第二百五十三条第第二百五十四条第第二百五十五条第第二百五十六条第第二百五十七条第第二百五十八条第第二百五十九条第第二百六十条第第二百六十一条第第二百六十二条第第二百六十三条第第二百六十四条第第二百六十五条第第二百六十六条第第二百六十七条第第二百六十八条第第二百六十九条第第二百七十条第第二百七十一条第第二百七十二条第第二百七十三条第第二百七十四条第第二百七十五条第第二百七十六条第第二百七十七条第第二百七十八条第第二百七十九条第第二百八十条第第二百八十一条第第二百八十二条第第二百八十三条第第二百八十四条第第二百八十五条第第二百八十六条第第二百八十七条第第二百八十八条第第二百八十九条第第二百九十条第第二百九十一条第第二百九十二条第第二百九十三条第第二百九十四条第第二百九十五条第第二百九十六条第第二百九十七条第第二百九十八条第第二百九十九条第第三百条第第三百一条第第三百二条第第三百三条第第三百四条第第三百五条第第三百六条第第三百七条第第三百八条第第三百九条第第三百十条第第三百十一条第第三百十二条第第三百十三条第第三百十四条第第三百十五条第第三百十六条第第三百十七条第第三百十八条第第三百十九条第第三百二十条第第三百二十一条第第三百二十二条第第三百二十三条第第三百二十四条第第三百二十五条第第三百二十六条第第三百二十七条第第三百二十八条第第三百二十九条第第三百三十条第第三百三十一条第第三百三十二条第第三百三十三条第第三百三十四条第第三百三十五条第第三百三十六条第第三百三十七条第第三百三十八条第第三百三十九条第第三百四十条第第三百四十一条第第三百四十二条第第三百四十三条第第三百四十四条第第三百四十五条第第三百四十六条第第三百四十七条第第三百四十八条第第三百四十九条第第三百五十条第第三百五十一条第第三百五十二条第第三百五十三条第第三百五十四条第第三百五十五条第第三百五十六条第第三百五十七条第第三百五十八条第第三百五十九条第第三百六十条第第三百六十一条第第三百六十二条第第三百六十三条第第三百六十四条第第三百六十五条第第三百六十六条第第三百六十七条第第三百六十八条第第三百六十九条第第三百七十条第第三百七十一条第第三百七十二条第第三百七十三条第第三百七十四条第第三百七十五条第第三百七十六条第第三百七十七条第第三百七十八条第第三百七十九条第第三百八十条第第三百八十一条第第三百八十二条第第三百八十三条第第三百八十四条第第三百八十五条第第三百八十六条第第三百八十七条第第三百八十八条第第三百八十九条第第三百九十条第第三百九十一条第第三百九十二条第第三百九十三条第第三百九十四条第第三百九十五条第第三百九十六条第第三百九十七条第第三百九十八条第第三百九十九条第第四百条第第四百一条第第四百二条第第四百三条第第四百四条第第四百五条第第四百六条第第四百七条第第四百八条第第四百九条第第四百十条第第四百十一条第第四百十二条第第四百十三条第第四百十四条第第四百十五条第第四百十六条第第四百十七条第第四百十八条第第四百十九条第第四百二十条第第四百二十一条第第四百二十二条第第四百二十三条第第四百二十四条第第四百二十五条第第四百二十六条第第四百二十七条第第四百二十八条第第四百二十九条第第四百三十条第第四百三十一条第第四百三十二条第第四百三十三条第第四百三十四条第第四百三十五条第第四百三十六条第第四百三十七条第第四百三十八条第第四百三十九条第第四百四十条第第四百四十一条第第四百四十二条第第四百四十三条第第四百四十四条第第四百四十五条第第四百四十六条第第四百四十七条第第四百四十八条第第四百四十九条第第四百五十条第第四百五十一条第第四百五十二条第第四百五十三条第第四百五十四条第第四百五十五条第第四百五十六条第第四百五十七条第第四百五十八条第第四百五十九条第第四百六十条第第四百六十一条第第四百六十二条第第四百六十三条第第四百六十四条第第四百六十五条第第四百六十六条第第四百六十七条第第四百六十八条第第四百六十九条第第四百七十条第第四百七十一条第第四百七十二条第第四百七十三条第第四百七十四条第第四百七十五条第第四百七十六条第第四百七十七条第第四百七十八条第第四百七十九条第第四百八十条第第四百八十一条第第四百八十二条第第四百八十三条第第四百八十四条第第四百八十五条第第四百八十六条第第四百八十七条第第四百八十八条第第四百八十九条第第四百九十条第第四百九十一条第第四百九十二条第第四百九十三条第第四百九十四条第第四百九十五条第第四百九十六条第第四百九十七条第第四百九十八条第第四百九十九条第第五百条第第五百一条第第五百二条第第五百三条第第五百四条第第五百五条第第五百六条第第五百七条第第五百八条第第五百九条第第五百十条第第五百十一条第第五百十二条第第五百十三条第第五百十四条第第五百十五条第第五百十六条第第五百十七条第第五百十八条第第五百十九条第第五百二十条第第五百二十一条第第五百二十二条第第五百二十三条第第五百二十四条第第五百二十五条第第五百二十六条第第五百二十七条第第五百二十八条第第五百二十九条第第五百三十条第第五百三十一条第第五百三十二条第第五百三十三条第第五百三十四条第第五百三十五条第第五百三十六条第第五百三十七条第第五百三十八条第第五百三十九条第第五百四十条第第五百四十一条第第五百四十二条第第五百四十三条第第五百四十四条第第五百四十五条第第五百四十六条第第五百四十七条第第五百四十八条第第五百四十九条第第五百五十条第第五百五十一条第第五百五十二条第第五百五十三条第第五百五十四条第第五百五十五条第第五百五十六条第第五百五十七条第第五百五十八条第第五百五十九条第第五百六十条第第五百六十一条第第五百六十二条第第五百六十三条第第五百六十四条第第五百六十五条第第五百六十六条第第五百六十七条第第五百六十八条第第五百六十九条第第五百七十条第第五百七十一条第第五百七十二条第第五百七十三条第第五百七十四条第第五百七十五条第第五百七十六条第第五百七十七条第第五百七十八条第第五百七十九条第第五百八十条第第五百八十一条第第五百八十二条第第五百八十三条第第五百八十四条第第五百八十五条第第五百八十六条第第五百八十七条第第五百八十八条第第五百八十九条第第五百九十条第第五百九十一条第第五百九十二条第第五百九十三条第第五百九十四条第第五百九十五条第第五百九十六条第第五百九十七条第第五百九十八条第第五百九十九条第第六百条第第六百一条第第六百二条第第六百三条第第六百四条第第六百五条第第六百六条第第六百七条第第六百八条第第六百九条第第六百十条第第六百十一条第第六百十二条第第六百十三条第第六百十四条第第六百十五条第第六百十六条第第六百十七条第第六百十八条第第六百十九条第第六百二十条第第六百二十一条第第六百二十二条第第六百二十三条第第六百二十四条第第六百二十五条第第六百二十六条第第六百二十七条第第六百二十八条第第六百二十九条第第六百三十条第第六百三十一条第第六百三十二条第第六百三十三条第第六百三十四条第第六百三十五条第第六百三十六条第第六百三十七条第第六百三十八条第第六百三十九条第第六百四十条第第六百四十一条第第六百四十二条第第六百四十三条第第六百四十四条第第六百四十五条第第六百四十六条第第六百四十七条第第六百四十八条第第六百四十九条第第六百五十条第第六百五十一条第第六百五十二条第第六百五十三条第第六百五十四条第第六百五十五条第第六百五十六条第第六百五十七条第第六百五十八条第第六百五十九条第第六百六十条第第六百六十一条第第六百六十二条第第六百六十三条第第六百六十四条第第六百六十五条第第六百六十六条第第六百六十七条第第六百六十八条第第六百六十九条第第六百七十条第第六百七十一条第第六百七十二条第第六百七十三条第第六百七十四条第第六百七十五条第第六百七十六条第第六百七十七条第第六百七十八条第第六百七十九条第第六百八十条第第六百八十一条第第六百八十二条第第六百八十三条第第六百八十四条第第六百八十五条第第六百八十六条第第六百八十七条第第六百八十八条第第六百八十九条第第六百九十条第第六百九十一条第第六百九十二条第第六百九十三条第第六百九十四条第第六百九十五条第第六百九十六条第第六百九十七条第第六百九十八条第第六百九十九条第第七百条第第七百一条第第七百二条第第七百三条第第七百四条第第七百五条第第七百六条第第七百七条第第七百八条第第七百九条第第七百十条第第七百十一条第第七百十二条第第七百十三条第第七百十四条第第七百十五条第第七百十六条第第七百十七条第第七百十八条第第七百十九条第第七百二十条第第七百二十一条第第七百二十二条第第七百二十三条第第七百二十四条第第七百二十五条第第七百二十六条第第七百二十七条第第七百二十八条第第七百二十九条第第七百三十条第第七百三十一条第第七百三十二条第第七百三十三条第第七百三十四条第第七百三十五条第第七百三十六条第第七百三十七条第第七百三十八条第第七百三十九条第第七百四十条第第七百四十一条第第七百四十二条第第七百四十三条第第七百四十四条第第七百四十五条第第七百四十六条第第七百四十七条第第七百四十八条第第七百四十九条第第七百五十条第第七百五十一条第第七百五十二条第第七百五十三条第第七百五十四条第第七百五十五条第第七百五十六条第第七百五十七条第第七百五十八条第第七百五十九条第第七百六十条第第七百六十一条第第七百六十二条第第七百六十三条第第七百六十四条第第七百六十五条第第七百六十六条第第七百六十七条第第七百六十八条第第七百六十九条第第七百七十条第第七百七十一条第第七百七十二条第第七百七十三条第第七百七十四条第第七百七十五条第第七百七十六条第第七百七十七条第第七百七十八条第第七百七十九条第第七百八十条第第七百八十一条第第七百八十二条第第七百八十三条第第七百八十四条第第七百八十五条第第七百八十六条第第七百八十七条第第七百八十八条第第七百八十九条第第七百九十条第第七百九十一条第第七百九十二条第第七百九十三条第第七百九十四条第第七百九十五条第第七百九十六条第第七百九十七条第第七百九十八条第第七百九十九条第第八百条第第八百一条第第八百二条第第八百三条第第八百四条第第八百五条第第八百六条第第八百七条第第八百八条第第八百九条第第八百十条第第八百十一条第第八百十二条第第八百十三条第第八百十四条第第八百十五条第第八百十六条第第八百十七条第第八百十八条第第八百十九条第第八百二十条第第八百二十一条第第八百二十二条第第八百二十三条第第八百二十四条第第八百二十五条第第八百二十六条第第八百二十七条第第八百二十八条第第八百二十九条第第八百三十条第第八百三十一条第第八百三十二条第第八百三十三条第第八百三十四条第第八百三十五条第第八百三十六条第第八百三十七条第第八百三十八条第第八百三十九条第第八百四十条第第八百四十一条第第八百四十二条第第八百四十三条第第八百四十四条第第八百四十五条第第八百四十六条第第八百四十七条第第八百四十八条第第八百四十九条第第八百五十条第第八百五十一条第第八百五十二条第第八百五十三条第第八百五十四条第第八百五十五条第第八百五十六条第第八百五十七条第第八百五十八条第第八百五十九条第第八百六十条第第八百六十一条第第八百六十二条第第八百六十三条第第八百六十四条第第八百六十五条第第八百六十六条第第八百六十七条第第八百六十八条第第八百六十九条第第八百七十条第第八百七十一条第第八百七十二条第第八百七十三条第第八百七十四条第第八百七十五条第第八百七十六条第第八百七十七条第第八百七十八条第第八百七十九条第第八百八十条第第八百八十一条第第八百八十二条第第八百八十三条第第八百八十四条第第八百八十五条第第八百八十六条第第八百八十七条第第八百八十八条第第八百八十九条第第八百九十条第第八百九十一条第第八百九十二条第第八百九十三条第第八百九十四条第第八百九十五条第第八百九十六条第第八百九十七条第第八百九十八条第第八百九十九条第第九百条第第九百一条第第九百二条第第九百三条第第九百四条第第九百五条第第九百六条第第九百七条第第九百八条第第九百九条第第九百十条第第九百十一条第第九百十二条第第九百十三条第第九百十四条第第九百十五条第第九百十六条第第九百十七条第第九百十八条第第九百十九条第第九百二十条第第九百二十一条第第九百二十二条第第九百二十三条第第九百二十四条第第九百二十五条第第九百二十六条第第九百二十七条第第九百二十八条第第九百二十九条第第九百三十条第第九百三十一条第第九百三十二条第第九百三十三条第第九百三十四条第第九百三十五条第第九百三十六条第第九百三十七条第第九百三十八条第第九百三十九条第第九百四十条第第九百四十一条第第九百四十二条第第九百四十三条第第九百四十四条第第九百四十五条第第九百四十六条第第九百四十七条第第九百四十八条第第九百四十九条第第九百五十条第第九百五十一条第第九百五十二条第第九百五十三条第第九百五十四条第第九百五十五条第第九百五十六条第第九百五十七条第第九百五十八条第第九百五十九条第第九百六十条第第九百六十一条第第九百六十二条第第九百六十三条第第九百六十四条第第九百六十五条第第九百六十六条第第九百六十七条第第九百六十八条第第九百六十九条第第九百七十条第第九百七十一条第第九百七十二条第第九百七十三条第第九百七十四条第第九百七十五条第第九百七十六条第第九百七十七条第第九百七十八条第第九百七十九条第第九百八十条第第九百八十一条第第九百八十二条第第九百八十三条第第九百八十四条第第九百八十五条第第九百八十六条第第九百八十七条第第九百八十八条第第九百八十九条第第九百九十条第第九百九十一条第第九百九十二条第第九百九十三条第第九百九十四条第第九百九十五条第第九百九十六条第第九百九十七条第第九百九十八条第第九百九十九条第第百条第第百一条第第百二条第第百三条第第百四条第第百五条第第百六条第第百七条第第百八条第第百九条第第百十条第第百十一条第第百十二条第第百十三条第第百十四条第第百十五条第第百十六条第第百十七条第第百十八条第第百十九条第第百二十条第第百二十一条第第百二十二条第第百二十三条第第百二十四条第第百二十五条第第百二十六条第第百二十七条第第百二十八条第第百二十九条第第百三十条第第百三十一条第第百三十二条第第百三十三条第第百三十四条第第百三十五条第第百三十六条第第百三十七条第第百三十八条第第百三十九条第第百四十条第第百四十一条第第百四十二条第第百四十三条第第百四十四条第第百四十五条第第百四十六条第第百四十七条第第百四十八条第第百四十九条第第百五十条第第百五十一条第第百五十二条第第百五十三条第第百五十四条第第百五十五条第第百五十六条第第百五十七条第第百五十八条第第百五十九条第第百六十条第第百六十一条第第百六十二条第第百六十三条第第百六十四条第第百六十五条第第百六十六条第第百六十七条第第百六十八条第第百六十九条第第百七十条第第百七十一条第第百七十二条第第百七十三条第第百七十四条第第百七十五条第第百七十六条第第百七十七条第第百七十八条第第百七十九条第第百八十条第第百八十一条第第百八十二条第第百八十三条第第百八十四条第第百八十五条第第百八十六条第第百八十七条第第百八十八条第第百八十九条第第百九十条第第百九十一条第第百九十二条第第百九十三条第第百九十四条第第百九十五条第第百九十六条第第百九十七条第第百九十八条第第百九十九条第第二百条第第二百一条第第二百二条第第二百三条第第二百四条第第二百五条第第二百六条第第二百七条第第二百八条第第二百九条第第二百十条第第二百十一条第第二百十二条第第二百十三条第第二百十四条第第二百十五条第第二百十六条第第二百十七条第第二百十八条第第二百十九条第第二百二十条第第二百二十一条第第二百二十二条第第二百二十三条第第二百二十四条第第二百二十五条第第二百二十六条第第二百二十七条第第二百二十八条第第二百二十九条第第二百三十条第第二百三十一条第第二百三十二条第第二百三十三条第第二百三十四条第第二百三十五条第第二百三十六条第第二百三十七条第第二百三十八条第第二百三十九条第第二百四十条第第二百四十一条第第二百四十二条第第二百四十三条第第二百四十四条第第二百四十五条第第二百四十六条第第二百四十七条第第二百四十八条第第二百四十九条第第二百五十条第第二百五十一条第第二百五十二条第第二百五十三条第第二百五十四条第第二百五十五条第第二百五十六条第第二百五十七条第第二百五十八条第第二百五十九条第第二百六十条第第二百六十一条第第二百六十二条第第二百六十三条第第二百六十四条第第二百六十五条第第二百六十六条第第二百六十七条第第二百六十八条第第二百六十九条第第二百七十条第第二百七十一条第第二百七十二条第第二百七十三条第第二百七十四条第第二百七十五条第第二百七十六条第第二百七十七条第第二百七十八条第第二百七十九条第第二百八十条第第二百八十一条第第二百八十二条第第二百八十三条第第二百八十四条第第二百八十五条第第二百八十六条第第二百八十七条第第二百八十八条第第二百八十九条第第二百九十条第第二百九十一条第第二百九十二条第第二百九十三条第第二百九十四条第第二百九十五条第第二百九十六条第第二百九十七条第第二百九十八条第第二百九十九条第第三百条第第三百一条第第三百二条第第三百三条第第三百四条第第三百五条第第三百六条第第三百七条第第三百八条第第三百九条第第三百十条第第三百十一条第第三百十二条第第三百十三条第第三百十四条第第三百十五条第第三百十六条第第三百十七条第第三百十八条第第三百十九条第第三百二十条第第三百二十一条第第三百二十二条第第三百二十三条第第三百二十四条第第三百二十五条第第三百二十六条第第三百二十七条第第三百二十八条第第三百二十九条第第三百三十条第第三百三十一条第第三百三十二条第第三百三十三条第第三百三十四条第第三百三十五条第第三百三十六条第第三百三十七条第第三百三十八条第第三百三十九条第第三百四十条第第三百四十一条第第三百四十二条第第三百四十三条第第三百四十四条第第三百四十五条第第三百四十六条第第三百四十七条第第三百四十八条第第三百四十九条第第三百五十条第第三百五十一条第第三百五十二条第第三百五十三条第第三百五十四条第第三百五十五条第第三百五十六条第第三百五十七条第第三百五十八条第第三百五十九条第第三百六十条第第三百六十一条第第三百六十二条第第三百六十三条第第三百六十四条第第三百六十五条第第三百六十六条第第三百六十七条第第三百六十八条第第三百六十九条第第三百七十条第第三百七十一条第第三百七十二条第第三百七十三条第第三百七十四条第第三百七十五条第第三百七十六条第第三百七十七条第第三百七十八条第第三百七十九条第第三百八十条第第三百八十一条第第三百八十二条第第三百八十三条第第三百八十四条第第三百八十五条第第三百八十六条第第三百八十七条第第三百八十八条第第三百八十九条第第三百九十条第第三百九十一条第第三百九十二条第第三百九十三条第第三百九十四条第第三百九十五条第第三百九十六条第第三百九十七条第第三百九十八条第第三百九十九条第第四百条第第四百一条第第四百二条第第四百三条第第四百四条第第四百五条第第四百六条第第四百七条第第四百八条第第四百九条第第四百十条第第四百十一条第第四百十二条第第四百十三条第第四百十四条第第四百十五条第第四百十六条第第四百十七条第第四百十八条第第四百十九条第第四百二十条第第四百二十一条第第四百二十二条第第四百二十三条第第四百二十四条第第四百二十五条第第四百二十六条第第四百二十七条第第四百二十八条第第四百二十九条第第四百三十条第第四百三十一条第第四百三十二条第第四百三十三条第第四百三十四条第第四百三十五条第第四百三十六条第第四百三十七条第第四百三十八条第第四百三十九条第第四百四十条第第四百四十一条第第四百四十二条第第四百四十三条第第四百四十四条第第四百四十五条第第四百四十六条第第四百四十七条第第四百四十八条第第四百四十九条第第四百五十条第第四百五十一条第第四百五十二条第第四百五十三条第第四百五十四条第第四百五十五条第第四百五十六条第第四百五十七条第第四百五十八条第第四百五十九条第第四百六十条第第四百六十一条第第四百六十二条第第四百六十三条第第四百六十四条第第四百六十五条第第四百六十六条第第四百六十七条第第四百六十八条第第四百六十九条第第四百七十条第第四百七十一条第第四百七十二条第第四百七十三条第第四百七十四条第第四百七十五条第第四百七十六条第第四百七十七条第第四百七十八条第第四百七十九条第第四百八十条第第四百八十一条第第四百八十二条第第四百八十三条第第四百八十四条第第四百八十五条第第四百八十六条第第四百八十七条第第四百八十八条第第四百八十九条第第四百九十条第第四百九十一条第第四百九十二条第第四百九十三条第第四百九十四条第第四百九十五条第第四百九十六条第第四百九十七条第第四百九十八条第第四百九十九条第第五百条第第五百一条第第五百二条第第五百三条第第五百四条第第五百五条第第五百六条第第五百七条第第五百八条第第五百九条第第五百十条第第五百十一条第第五百十二条第第五百十三条第第五百十四条第第五百十五条第第五百十六条第第五百十七条第第五百十八条第第五百十九条第第五百二十条第第五百二十一条第第五百二十二条第第五百二十三条第第五百二十四条第第五百二十五条第第五百二十六条第第五百二十七条第第五百二十八条第第五百二十九条第第五百三十条第第五百三十一条第第五百三十二条第第五百三十三条第第五百三十四条第第五百三十五条第第五百三十六条第第五百三十七条第第五百三十八条第第五百三十九条第第五百四十条第第五百四十一条第第五百四十二条第第五百四十三条第第五百四十四条第第五百四十五条第第五百四十六条第第五百四十七条第第五百四十八条第第五百四十九条第第五百五十条第第五百五十一条第第五百五十二条第第五百五十三条第第五百五十四条第第五百五十五条第第五百五十六条第第五百五十七条第第五百五十八条第第五百五十九条第第五百六十条第第五百六十一条第第五百六十二条第第五百六十三条第第五百六十四条第第五百六十五条第第五百六十六条第第五百六十七条第第五百六十八条第第五百六十九条第第五百七十条第第五百七十一条第第五百七十二条第第五百七十三条第第五百七十四条第第五百七十五条第第五百七十六条第第五百七十七条第第五百七十八条第第五百七十九条第第五百八十条第第五百八十一条第第五百八十二条第第五百八十三条第第五百八十四条第第五百八十五条第第五百八十六条第第五百八十七条第第五百八十八条第第五百八十九条第第五百九十条第第五百九十一条第第五百九十二条第第五百九十三条第第五百九十四条第第五百九十五条第第五百九十六条第第五百九十七条第第五百九十八条第第五百九十九条第第六百条第第六百一条第第六百二条第第六百三条第第六百四条第第六百五条第第六百六条第第六百七条第第六百八条第第六百九条第第六百十条第第六百十一条第第六百十二条第第六百十三条第第六百十四条第第六百十五条第第六百十六条第第六百十七条第第六百十八条第第六百十九条第第六百二十条第第六百二十一条第第六百二十二条第第六百二十三条第第六百二十四条第第六百二十五条第第六百二十六条第第六百二十七条第第六百二十八条第第六百二十九条第第六百三十条第第六百三十一条第第六百三十二条第第六百三十三条第第六百三十四条第第六百三十五条第第六百三十六条第第六百三十七条第第六百三十八条第第六百三十九条第第六百四十条第第六百四十一条第第六百四十二条第第六百四十三条第第六百四十四条第第六百四十五条第第六百四十六条第第六百四十七条第第六百四十八条第第六百四十九条第第六百五十条第第六百五十一条第第六百五十二条第第六百五十三条第第六百五十四条第第六百五十五条第第六百五十六条第第六百五十七条第第六百五十八条第第六百五十九条第第六百六十条第第六百六十一条第第六百六十二条第第六百六十三条第第六百六十四条第第六百六十五条第第六百六十六条第第六百六十七条第第六百六十八条第第六百六十九条第第六百七十条第第六百七十一条第第六百七十二条第第六百七十三条第第六百七十四条第第六百七十五条第第六百七十六条第第六百七十七条第第六百七十八条第第六百七十九条第第六百八十条第第六百八十一条第第六百八十二条第第六百八十三条第第六百八十四条第第六百八十五条第第六百八十六条第第六百八十七条第第六百八十八条第第六百八十九条第第六百九十条第第六百九十一条第第六百九十二条第第六百九十三条第第六百九十四条第第六百九十五条第第六百九十六条第第六百九十七条第第六百九十八条第第六百九十九条第第七百条第第七百一条第第七百二条第第七百三条第第七百四条第第七百五条第第七百六条第第七百七条第第七百八条第第七百九条第第七百十条第第七百十一条第第七百十二条第第七百十三条第第七百十四条第第七百十五条第第七百十六条第第七百十七条第第七百十八条第第七百十九条第第七百二十条第第七百二十一条第第七百二十二条第第七百二十三条第第七百二十四条第第七百二十五条第第七百二十六条第第七百二十七条第第七百二十八条第第七百二十九条第第七百三十条第第七百三十一条第第七百三十二条第第七百三十三条第第七百三十四条第第七百三十五条第第七百三十六条第第七百三十七条第第七百三十八条第第七百三十九条第第七百四十条第第七百四十一条第第七百四十二条第第七百四十三条第第七百四十四条第第七百四十五条第第七百四十六条第第七百四十七条第第七百四十八条第第七百四十九条第第七百五十条第第七百五十一条第第七百五十二条第第七百五十三条第第七百五十四条第第七百五十五条第第七百五十六条第第七百五十七条第第七百五十八条第第七百五十九条第第七百六十条第第七百六十一条第第七百六十二条第第七百六十三条第第七百六十四条第第七百六十五条第第七百六十六条第第七百六十七条第第七百六十八条第第七百六十九条第第七百七十条第第七百七十一条第第七百七十二条第第七百七十三条第第七百七十四条第第七百七十五条第第七百七十六条第第七百七十七条第第七百七十八条第第七百七十九条第第七百八十条第第七百八十一条第第七百八十二条第第七百八十三条第第七百八十四条第第七百八十五条第第七百八十六条第第七百八十七条第第七百八十八条第第七百八十九条第第七百九十条第第七百九十一条第第七百九十二条第第七百九十三条第第七百九十四条第第七百九十五条第第七百九十六条第第七百九十七条第第七百九十八条第第七百九十九条第第八百条第第八百一条第第八百二条第第八百三条第第八百四条第第八百五条第第八百六条第第八百七条第第八百八条第第八百九条第第八百十条第第八百十一条第第八百十二条第第八百十三条第第八百十四条第第八百十五条第第八百十六条第第八百十七条第第八百十八条第第八百十九条第第八百二十条第第八百二十一条第第八百二十二条第第八百二十三条第第八百二十四条第第八百二十五条第第八百二十六条第第八百二十七条第第八百二十八条第第八百二十九条第第八百三十条第第八百三十一条第第八百三十二条第第八百三十三条第第八百三十四条第第八百三十五条第第八百三十六条第第八百三十七条第第八百三十八条第第八百三十九条第第八百四十条第第八百四十一条第第八百四十二条第第八百四十三条第第八百四十四条第第八百四十五条第第八百四十六条第第八百四十七条第第八百四十八条第第八百四十九条第第八百五十条第第八百五十一条第第八百五十二条第第八百五十三条第第八百五十四条第第八百五十五条第第八百五十六条第第八百五十七条第第八百五十八条第第八百五十九条第第八百六十条第第八百六十一条第第八百六十二条第第八百六十三条第第八百六十四条第第八百六十五条第第八百六十六条第第八百六十七条第第八百六十八条第第八百六十九条第第八百七十条第第八百七十一条第第八百七十二条第第八百七十三条第第八百七十四条第第八百七十五条第第八百七十六条第第八百七十七条第第八百七十八条第第八百七十九条第第八百八十条第第八百八十一条第第八百八十二条第第八百八十三条第第八百八十四条第第八百八十五条第第八百八十六条第第八百八十七条第第八百八十八条第第八百八十九条第第八百九十条第第八百九十一条第第八百九十二条第第八百九十三条第第八百九十四条第第八百九十五条第第八百九十六条第第八百九十七条第第八百九十八条第第八百九十九条第第九百条第第九百一条第第九百二条第第九百三条第第九百四条第第九百五条第第九百六条第第九百七条第第九百八条第第九百九条第第九百十条第第九百十一条第第九百十二条第第九百十三条第第九百十四条第第九百十五条第第九百十六条第第九百十七条第第九百十八条第第九百十九条第第九百二十条第第九百二十一条第第九百二十二条第第九百二十三条第第九百二十四条第第九百二十五条第第九百二十六条第第九百二十七条第第九百二十八条第第九百二十九条第第九百三十条第第九百三十一条第第九百三十二条第第九百三十三条第第九百三十四条第第九百三十五条第第九百三十六条第第九百三十七条第第九百三十八条第第九百三十九条第第九百四十条第第九百四十一条第第九百四十二条第第九百四十三条第第九百四十四条第第九百四十五条第第九百四十六条第第九百四十七条第第九百四十八条第第九百四十九条第第九百五十条第第九百五十一条第第九百五十二条第第九百五十三条第第九百五十四条第第九百五十五条第第九百五十六条第第九百五十七条第第九百五十八条第第九百五十九条第第九百六十条第第九百六十一条第第九百六十二条第第九百六十三条第第九百六十四条第第九百六十五条第第九百六十六条第第九百六十七条第第九百六十八条第第九百六十九条第第九百七十条第第九百七十一条第第九百七十二条第第九百七十三条第第九百七十四条第第九百七十五条第第九百七十六条第第九百七十七条第第九百七十八条第第九百七十九条第第九百八十条第第九百八十一条第第九百八十二条第第九百八十三条第第九百八十四条第第九百八十五条第第九百八十六条第第九百八十七条第第九百八十八条第第九百八十九条第第九百九十条第第九百九十一条第第九百九十二条第第九百九十三条第第九百九十四条第第九百九十五条第第九百九十六条第第九百九十七条第第九百九十八条第第九百九十九条第第百条第第百一条第第百二条第第百三条第第百四条第第百五条第第百六条第第百七条第第百八条第第百九条第第百十条第第百十一条第第百十二条第第百十三条第第百十四条第第百十五条第第百十六条第第百十七条第第百十八条第第百十九条第第百二十条第第百二十一条第第百二十二条第第百二十三条第第百二十四条第第百二十五条第第百二十六条第第百二十七条第第百二十八条第第百二十九条第第百三十条第第百三十一条第第百三十二条第第百三十三条第第百三十四条第第百三十五条第第百三十六条第第百三十七条第第百三十八条第第百三十九条第第百四十条第第百四十一条第第百四十二条第第百四十三条第第百四十四条第第百四十五条第第百四十六条第第百四十七条第第百四十八条第第百四十九条第第百五十条第第百五十一条第第百五十二条第第百五十三条第第百五十四条第第百五十五条第第百五十六条第第百五十七条第第百五十八条第第百五十九条第第百六十条第第百六十一条第第百六十二条第第百六十三条第第百六十四条第第百六十五条第第百六十六条第第百六十七条第第百六十八条第第百六十九条第第百七十条第第百七十一条第第百七十二条第第百七十三条第第百七十四条第第百七十五条第第百七十六条第第百七十七条第第百七十八条第第百七十九条第第百八十条第第百八十一条第第百八十二条第第百八十三条第第百八十四条第第百八十五条第第百八十六条第第百八十七条第第百八十八条第第百八十九条第第百九十条第第百九十一条第第百九十二条第第百九十三条第第百九十四条第第百九十五条第第百九十六条第第百九十七条第第百九十八条第第百九十九条第第二百条第第二百一条第第二百二条第第二百三条第第二百四条第第二百五条第第二百六条第第二百七条第第二百八条第第二百九条第第二百十条第第二百十一条第第二百十二条第第二百十三条第第二百十四条第第二百十五条第第二百十六条第第二百十七条第第二百十八条第第二百十九条第第二百二十条第第二百二十一条第第二百二十二条第第二百二十三条第第二百二十四条第第二百二十五条第第二百二十六条第第二百二十七条第第二百二十八条第第二百二十九条第第二百三十条第第二百三十一条第第二百三十二条第第二百三十三条第第二百三十四条第第二百三十五条第第二百三十六条第第二百三十七条第第二百三十八条第第二百三十九条第第二百四十条第第二百四十一条第第二百四十二条第第二百四十三条第第二百四十四条第第二百四十五条第第二百四十六条第第二百四十七条第第二百

○少年鑑別所法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法六七）本則一条（令和五・一二・一六までに施行）

（鑑別の実施）

第一六条①　（略）

②　鑑別対象者の鑑別を行うに当たっては、その者の性格、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境並びに交友関係（在所中の生活及び行動の状況（鑑別対象者が在所者である場合に限る。）その他の鑑別を行うために必要な事項に関する調査を行うものとする。

③　（略）

（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）

第一七条①　（柱書略）

一・二　（略）

三　懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者であって、二十歳未満のもの

四　（改正により追加）

②③　（略）

○更生保護法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法六七）本則六条（令和五・一二・一六までに施行）

（運用の基準）

第三条　犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりなる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最ふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行なわるものとする。

（協力の求め）

第一四条　審査会は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第一六条　（柱書略）

一―五　（略）

六　刑法第二十五条の二第一項及び第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第二項において準用する場合を含む。）の行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消すこと。（改正により削られた）

七―九　（略、改正後の六―八）

（協力等の求め）

第三〇条　保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

（被害者等の意見等の聴取）

第三八条①　仮釈放を許すか否かに関する審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、被害者等（審理対象者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者（以下この項において「被害者」という）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ）から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情（以下この条において「意見等」という。）を述べたい旨の申出があったときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

②　地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができる。

③④　（改正により追加）

（準用）

第四一条　第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第二項から第五項まで及び第十条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十七条」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

（準用）

第四一条の三　第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条並びに第三十九条第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十六条の二」と、「犯罪」とあるのは「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と、第三十九条第三項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

（保護観察の対象者）

第四八条　（柱書略）

一―三　（略）

四　刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）

（保護観察の実施方法）

第四九条①　保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

②③　（略）

④　（改正により追加）

（一般遵守事項）

第五〇条①　（柱書略）

一　（略）

二　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　（改正により追加）

三―五　（略）

②　（略）

（特別遵守事項）

第五一条①　（略）

②　（柱書略）

一―六　（略）

新七　（改正により追加）

七　（略、改正後の八）

（指導監督の方法）

第五七条①　（柱書略）

一　（略）

二　保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。

三　（略）

四・五　（改正により追加）

②　（略）

③―⑥　（改正により追加）

（保護観察の実施者）

第六一条①　（略）

②　前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

（出頭の命令及び引致）

第六三条①―⑧　（略）

⑨　地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の決定をするか否かに関する審理の決定は第八十一条第五項の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

⑩　（略）

（被害者等の心情等の伝達）

第六五条　（柱書略）

①　保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、被害者等（当該保護観察対象者が刑若しく

有効な改正前規定（更生保護法）

は保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）から、被害者の生活若しくは状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があったときは、当該心情等を聴取し、当該保護観察対象者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。（改正後の②）

② 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、同項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聴かなければならない。（改正後の③）

（指導監督の方法）

第六五条の三① （略）

② 保護観察所の長は、前項に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることに保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。

③ 保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとったときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。（改正により削られた）

④ 規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた処遇の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。（改正により削られた）

（保護観察の一時解除）

第七〇条①② （略）

③ 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」とあるのは「第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定め

られた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第一号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第二項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

④—⑥ （略）

（保護観察の仮解除）

第八一条① 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む、以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもってするものとする。

② （略）

③ 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「一般遵守事項」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第一号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

④ （略）

⑤ 地方委員会は、刑法第二十五条の二第三項又は第二十七条の三第三項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、保護観察所の長の申出があった場合において、その行状に鑑み行状が保護観察を長の実施する必要があると認めるときは、決定をもって、これらの規定による処分を取り消さなければならない。

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第八二条① 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者（以下この条において「収容中の者」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その家族その他の関係人を訪問して協力を求めるときはその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

②—④ （略）

第八三条の二 （改正により追加）

（準用）

第八四条 第六十一条第一項の規定は、第八十二条第一項及び前条の規定による措置について準用する。

（更生緊急保護）

第八五条① （柱書略）

一—五 （略）

六 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

七—九 （略）

② ③ （略）

④ 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことができる。

⑤ ⑥ （略）

（更生緊急保護の開始等）

第八六条① 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があった場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。

② 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、刑事上の手続又は保護処分の執行猶予を取り消す場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。

③ （略）

第八八条 保護観察所の長は、刑事訴訟法第四百八十条又は第四百八十二条の規定により刑の執行を停止されている者について、検察官の請求があったときは、その者に対し、第五十七条第一項（第二号及び第三号を除く。）、第五十八条、第六十一条及び第六十二条の規定の例により、適当と認める指導監督、補導援護並びに応急の救護及びその援護の措置をとることができる。

第五章の二（第八八条の二・第八八条の三（改正により追加）

○更生保護事業法

有効な改正前規定（更生保護事業法）

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（令和四・六・一七法六七）本則八条（令和五・一二・一六までに施行）

（定義）

第二条① この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

② この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であって現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一―六 （略）

七 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

八―十 （略）

③ この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

④ この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

⑤ この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

⑥⑦ （略）

（定款）

第一一条①② （略）

③ 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人のうちから選定されるようにしなければならない。

（残余財産の帰属）

第一三条① （略）

② 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人に譲渡することができる。

③ （略）

（継続保護事業の認可）

第四五条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一・二 （略）

三 継続保護事業の内容

四―七 （略）

（認可の基準等）

第四六条① （略）

② 前項の認可には、当該継続保護事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

（認可に係る事項の変更及び事業の廃止）

第四七条①② （略）

③ 認可事業者（第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者をいう。以下同じ）がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならない。

（一時保護事業及び連絡助成事業の届出）

第四七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一―四 （略）

（地方公共団体の営む更生保護事業）

第四八条① （略）

② 地方公共団体は、継続保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

③ 地方公共団体は、一時保護事業又は連絡助成事業を開始したときは、第四十七条の二第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

（保護の実施）

第四九条 継続保護事業又は一時保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

（協力依頼等）

第五〇条 認可事業者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業を営む更生保護法人は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

（届出事業者に対する監督）

第五六条の二① 第五十一条、第五十二条、第五十五条及び前条の規定は、届出事業者（第四十七条の二の届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営む者をいう。以下同じ）について準用する。

②―④ （略）

○健康保険法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九**法三七**）附則一五条一号（令和五・五・一八までに施行）

（定義）

⑬ **第三条**①～⑫（略）

この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

○国民健康保険法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九**法三七**）附則一五条三号（令和五・五・一八までに施行）

（療養の給付）

③ **第六条**①②（略）

被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

○児童福祉法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四・一二・一六**法一〇四**）

本則四条（令和五・一〇・一施行）

第一九条の三【申請】①―⑦（略）

⑧医療費支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。

⑨―⑪（略）

第一九条の三の二【小児慢性特定疾病児童等自立支援事業】①（略）

新②（改正により追加）

②都道府県は、前項に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一―五（略）

（改正後の③）

③（略、改正後の④）

④前三項に規定するもののほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（改正後の⑤）

第二章第一節第二款

第四目（第一九条の三・第一九条の二四（改正により追加）

第二一条の四【小児慢性特定疾病児童の健全育成】①（略）

②国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に規定する難病をいう。以下この項において同じ。）の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究との適切な連携を図るよう留意するものとする。

③④（略）

第二一条の五の二六【業務管理体制の整備等】①（略）

②（柱書略）

一（略）

二　当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者　指定都市の長

三　当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者　中核市の長

四（略）

③―⑤（略）

第六〇条の二【守秘義務違反の罪】①②（略）

③第二十一条の五の六第四項（第二十一条の五の八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十七条の三の四第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○高齢者の医療の確保に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九**法三七**）附則一五条四号（令和五・五・一八までに施行）

（療養の給付）

第六四条①②（略）

③被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

④―⑦（略）

○消費者契約法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四・六・一法五九）本則一条（令和五・六・一、令和五・一〇・一施行）

（事業者及び消費者の努力）

第三条①（柱書略）

一　二　（略）

②　消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物、品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についても必要な情報を提供すること。

三・四　（改正により追加）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条①②（略）

③（柱書略）

一・二（略）

新三・四（略　改正により追加）

三―六（略　改正後の五―八）

七　当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。（改正後の九）

八（略　改正後の十）

④―⑥（略）

（消費者契約の条項の無効）

第八条①（略）

第九条（略　改正後の①）

②（改正により追加）

第三章

第一節　差止請求権

（差止請求権）

第一二条①　適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定多数の消費者に対して第四条第一項から第四項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律に規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

②（略）

③　適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結する際に、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第一条まに掲げる消費者契約の条項（第八条第一項第一号又は第二号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第三項の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を含む消費者契約を締結し、又は行うおそれがあるときは、その事業者又は代理人に対し、当該行為の停止若しくは当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律に規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

④（略）

（差止請求の制限）

第一一条の二①（柱書略）

二　他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）に、既に確定判決、確定判決と同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ―ハ　（略）

②　（略）

第一二条の三―第一二条の五（改正により追加）

（適格消費者団体の認定）

第一三条①　差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務を行う。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

②（略）

③　内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一―七　（略）

⑤　次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一　この法律、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「消費者裁判手続特例法」という）その消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるものの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

二　第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号及び次号ハにおいて「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人

四・五　（略）

六　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　（略）

ロ　適格消費者団体が第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

ハ　（略）

（認定の申請）

第一四条①（略）

②（柱書略）

一―七　（略）

八　最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

イ・ロ　（改正により追加）

九―十一　（略）

（変更の届出）

第一八条　適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第一号及び第十一号を除く。に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（合併の届出及び認可等）

第一九条①②（略）

③　適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合には、その合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

④　前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を発する日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ないときは、この限りでない。

⑤―⑧　（略）

（事業の譲渡の届出及び認可等）

有効な改正前規定（消費者契約法）

負契約である場合には、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）（以下この項において同じ。）、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与するものについては、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一・二　（略）

③　（改正により追加）

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条（略　改正後の①）

②（改正により追加）

（解釈規定）

第八条第四条第一項から第四項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

第八条①（略）

②　前項第一号又は第二号に掲げる条項のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき（当該消費者契約が請

有効な改正前規定（消費者契約法）

第二〇条①―③（略）

④ 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その譲渡の日の前九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

⑤―⑧（略）

（財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等）

第三一条① 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という）を作成しなければならない。

② 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。（改正により削られた）

③（往書略）

一―七（略）

八 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書（改正により削られた）

④⑤（略、改正後の③④）

⑥ 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。（改正後の⑤）

（認定の取消し等）

第四四条① 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一―七（略）

②（略）

③ 第十二条の二第一項第二号本文に掲げる場合であって、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由（当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く）若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し第一項第四号に掲げる事由があったと認められるとき（前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む）は、当該他の適格消費者団体であった法人について、その旨の認定をすることができる。

④⑤（略）

（差止請求権の承継に係る指定等）

第三五条① 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

②③（略）

④ 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第一項、第六項又は第七項の規定による指定を受けた適格消費者団体（以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」という）に係る指定を取り消さなければならない。

一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第十二条各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

二（略）

⑤ 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

一・二（略）

⑥―⑩（略）

第五〇条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第一項の有効期間の更新又は第十九条三項若しくは第二十条第三項の認可を受けた者

二 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五一条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項（第七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む）の申請書又は第十四条第二項（第七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十六条第三項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

三 第三十条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五二条① 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ）の代表者しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

②（略）

第五三条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一―六（略）

七 第三十一条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者（改正により削られた）

八 第三十一条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかった者（改正後の七）

九 第三十一条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者（改正後の八）

十 第三十一条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者（改正後の九）

十一（略、改正後の十）

○消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四・六・一法五九）本則二条（令和五・一〇・一施行）

注　令和四法五五による改正が施行される前の**消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律**の全条文を掲げた。

題名

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追行することができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　消費者　個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

二　事業者　法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいう。

三　消費者契約　消費者と事業者との間で締結される契約（労働契約を除く。）をいう。

四　共通義務確認の訴え　消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。

五　対象債権　共通義務確認の訴えの被告とされた事業者に対する金銭の支払請求権であって、前号に規定する義務に係るものをいう。

六　対象消費者　対象債権を有する消費者をいう。

七　簡易確定手続　共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の結果を前提として、この法律の規定によって裁判所に対する債権届出に基づき、相手方が認否をし、その認否を争う旨の申出がない場合はその認否にとどまり、対象債権の存否及び内容を確定する裁判手続をいう。

八　異議後の訴訟　簡易確定決定（以下「簡易確定決定」という。）に対し、その内容を確定する決定（以下「簡易確定決定」という。）に対して適法な異議の申立てがあった後の当該請求に係る訴訟をいう。

九　被害回復裁判手続　次に掲げる手続をいう。

イ　共通義務確認訴訟の手続　簡易確定手続及び異議後の訴訟の手続

ロ　特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義による民事執行の手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条第一項、第三十七条第一項、第九十条第一項及び第三百五十七条第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十一条第一項第三号及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一項、第三十七条第一項及び第三十八条第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十一条第一項第三号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。）を含む。）

十　特定適格消費者団体　被害回復裁判手続を追行するのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）として第六十五条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

第二章　被害回復裁判手続

第一節　共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

（共通義務確認の訴え）

第一条　特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する次に掲げる請求（これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

一　契約上の債務の履行の請求

二　不当利得に係る請求

三　契約上の債務の不履行による損害賠償の請求

四　不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治二十九年法律第八十九号。以下この項において「民法」という。）第七百九条（第五百七条において準用する場合を含む。）及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一項、第三十七条第一項及び第三十八条第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十一条第一項第三号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。）を含む。）

特定適格消費者団体は、被害回復裁判手続を追行するのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体（消費者契約法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）として第六十五条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

（共通義務確認訴訟の目的の価額）

第二条　共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

（訴状の記載事項）

第三条　共通義務確認の訴えの訴状には、対象債権及び対象消費者の範囲を記載して、請求の趣旨及び原因を特定しなければならない。

（管轄及び移送）

第四条　共通義務確認訴訟については、民事訴訟法（平成八年法律第一百九号）第五条（第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

②　次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認訴訟については、当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。

一　第三条第一項第一号から第三号までに掲げる請求　義務履行地

二　第三条第一項第四号に掲げる請求　不法行為がなされた地

③　対象消費者の数が五百人以上であると見込まれるときは、民事訴訟法第四条第一項若しくは第五条第五号又は前項の規定により管轄権を有する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、共通義務確認訴訟の訴えを提起することができる。

④　対象消費者の数が千人以上であると見込まれるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、共通義務確認訴訟の訴えを提起することができる。

⑤　民事訴訟法第四条第一項、第五条第五号、第十一条第一項若しくは第十二条第一項又は前三項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、共通義務確認の訴えは、先に訴えの提起があった地方裁判所が管轄する。ただし、その地方裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該共通義務確認の訴えに係る訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

⑥　裁判所は、他の裁判所に事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認の訴えが係属していると認める場合において、当事者の住所、営業所、事務所若しくは人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して相当と認めるときは、中立ってにより又は職権で、当該共通義務確認訴訟の全部又は一部についてにより、当該他の裁判所に移送することができる。

（弁論等の必要的併合）

第七条①　請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

②　前項に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

（補助参加の禁止）

第八条　共通義務確認訴訟については、民事訴訟法第四十二条の規定にかかわらず、共通義務確認訴訟の結果に対する利害関係を有する場合であっても、特定適格消費者団体を補助するため、その共通義務確認訴訟に参加することができない。

（確定判決の効力が及ぶ者の範囲）

第九条　共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第百十五条第一項の規定にかかわらず、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の範囲に属する第三十条第三項第一号に規定する届出消

有効な改正前規定（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

費者に対してもその効力を有する。

（共通義務確認訴訟における和解）

第一〇条 特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務の存否について、和解をすることができる。

（再審の訴え）

第一一条 共通義務確認の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して共通義務確認の訴えに係る対象消費者の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、他の特定適格消費者団体は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

第二節　対象債権の確定手続

第一款　簡易確定手続

第一目　通則

（簡易確定手続の当事者等）

第一二条 ① 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾（第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この款において同じ。）によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体（第八十七条第二項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体）の申立てにより、当該判決が確定した時に当事者であった当該共通義務確認訴訟の第一審の終局判決を言い渡した地方裁判所（第一審において請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了したときは、当該共通義務確認訴訟が係属していた地方裁判所。）が行う。

（任意的口頭弁論）

② 簡易確定手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないで することができる。

③ 前項の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

第二目　簡易確定手続の開始

（簡易確定手続の申立の義務）

第一四条 第十二条に規定する特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

（簡易確定手続の申立期間）

第一五条 ① 簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了した日（第八十七条第二項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた日）から一月の不変期間内になければならない。

② 前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体がその責めに帰することができない事由により前項の期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、簡易確定手続開始の申立てをすることができる。

（簡易確定手続開始の申立ての方式）

第一六条 簡易確定手続開始の申立ては、最高裁判所規則で定める事項を記載した書面でしなければならない。

（費用の予納）

第一七条 簡易確定手続開始の申立てをするときは、申立てをする特定適格消費者は、第一二条第一項の規定による公告及び同条第二項の規定による通知に要する費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）

第一八条 ① 簡易確定手続開始の申立ては、裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

② 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。

（簡易確定手続開始決定）

第一九条 ① 裁判所は、簡易確定手続開始の申立てがあった場合には、当該申立てが不適法であると認めるとき又は第十七条に規定する費用の予納がないときを除き、簡易確定手続開始の決定（以下「簡易確定手続開始決定」という。）をする。

② 簡易確定手続開始の申立ては、即時抗告をすることができない。

（簡易確定手続開始決定の方式）

第二〇条 簡易確定手続開始決定は、対象債権及び対象消費者の範囲を記載した決定書を作成してしなければならない。

（簡易確定手続開始決定と同時に定めるべき事項）

第二一条 裁判所は、簡易確定手続開始決定と同時に、当該簡易確定手続開始決定に係る簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体（第八十七条第一項の規定による指定がある場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体。以下「簡易確定手続申立団体」という。）が第三十条第一項に規定する債権届出をすべき期間（以下「届出期間」という。）及びその債権届出に対して簡易確定手続の相手方（以下この款において単に「相手方」という。）が認否をすべき期間（以下「認否期間」という。）を定めなければならない。

（簡易確定手続開始の公告等）

第二二条 ① 簡易確定手続開始決定をしたときは、直ちに、官報に掲載して次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 簡易確定手続開始決定の主文

二 対象債権及び対象消費者の範囲

三 簡易確定権及び対象消費者の名称及び住所

四 届出期間及び認否期間

② 裁判所は、簡易確定手続申立団体及び相手方に対し、前項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

（重複する簡易確定手続開始の申立ての禁止）

第二三条 簡易確定手続開始決定がされた事件については、特定適格消費者団体は、更に簡易確定手続開始の申立てをすることができない。

（届出期間又は認否期間の伸長）

第二四条 ① 裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、届出期間又は認否期間の伸長の決定をすることができる。

② 裁判所は、前項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、簡易確定手続申立団体及び相手方に対し、その旨を通知しなければならない。

③ 裁判所は、第一項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

第三目　簡易確定手続申立団体による通知及び公告等

（簡易確定手続申立団体による通知）

第二五条 ① 簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、知れている対象消費者に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一 被害回復関係事務の概要及び事案の内容

二 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾がされた場合には、その内容）

三 対象債権及び対象消費者の範囲

四 簡易確定手続申立団体の名称及び住所

五 簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項

六 対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して第三十一条第七一項の授権をする方法及び期間

② 簡易確定手続申立団体は、前項の規定による通知をしたときは、その旨を簡易確定手続申立団体に対して第三十一条第一一項の規定による公告をすることを要しない。

（簡易確定手続申立団体による公告等）

第二六条 ① 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、前条第一項各号に掲げる事項を相当な方法により公告しなければならない。

② 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いずれかの簡易確定手続申立団体による公告をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定による公告をすることを要しない。

③ 第一項の規定による公告後、届出期間中に前条第一項第四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告しなければならない。

④ 第一項の規定により公告された前条第一項第五号から第七号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告しなければならない。

（相手方による公表）

第一七条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、遅滞なく、インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これに類する方法により、届出期間中、第二十二条第二項各号に掲げる事項（同項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表しなければならない。

（情報開示義務）

第一八条 ① 相手方は、対象消費者の氏名及び住所又は連絡先（内閣府令で定めるものの限る。次項において同じ。）が記載された文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成されている場合にあっては、当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）を所持する簡易確定手続申立団体に対して、届出期間の末日の一月前までに、当該簡易確定手続申立団体に開示するときは、当該文書を提出しなければならない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲は、特定されているときに限るものとする。

② 前項に規定する文書の開示は、その写しの交付（電磁的記録については、当該文書に記録された情報の電磁的方法による提供であって、内閣府令で定めるもの）により行う。この場合において、相手方は、個人（対象消費者であることが明らかである者を除く。）の氏名及び住所又は連絡先が記載された部分以外の部分を除いて開示することができる。

③ 相手方が前項の規定による文書の開示をしないときは、簡易確定手続申立団体に対して、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（情報開示命令等）

第一九条 ① 簡易確定手続に立団体は、届出期間中、裁判所に対し、情報開示命令（前条第一項の規定により相手方が簡易確定手続申立団体に開示しなければならない文書について、同条第二項規定の方法による開示を命ずる旨の決定をいう。以下この条において同じ。）の申立てをすることができる。

② 情報開示命令の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならない。

③ 裁判所は、情報開示命令の申立てを理由があると認めるとき

有効な改正前規定（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

④ は、情報開示命令を発する。

⑤ 裁判所は、情報開示命令の申立てについて決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

⑥ 情報開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

⑦ 情報開示命令は、執行力を有しない。

⑧ 相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

⑨ 民事訴訟法第百八十九条の規定は、第七項の規定による過料の裁判について準用する。

第四目　対象債権の確定

（債権届出）

第三〇条① 簡易確定手続開始決定に係る対象債権については、簡易確定手続申立団体に限り、届け出ることができる。

② 前項の規定による届出（以下「債権届出」という。）は、届出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「届出書」という。）を簡易確定手続開始決定をした裁判所に提出してしなければならない。

一 対象債権について債権届出を簡易確定手続申立団体、相手方及び届出消費者（対象債権として裁判所に債権届出があった債権。以下「届出債権」という。）の債権者である消費者に対し、以下同じ）並びにこれらの法定代理人

二 請求を行う原因及び原因について共通の義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る。）

三 簡易確定手続申立団体は、債権届出の時に対象消費者が事業者に対して対象債権を提起するとすれば民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

③ 簡易確定手続申立団体は、対象消費者が起したその有する対象債権に基づく訴訟が裁判所に係属しているときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

（簡易確定手続についての対象消費者の授権）

第三一条① 簡易確定手続申立団体は、対象債権について債権届出をしようとするときは、簡易確定手続に追行するには、当該対象債権に係る対象消費者の授権がなければならない。

② 前項の対象消費者は、簡易確定手続申立団体のうちから一の簡易確定手続申立団体を限り、同項の授権をすることができる。

③ 第一項の授権をした対象消費者は、当該授権を取り消すことができる。

④ 前項の規定による第一項の授権の取消しは、当該授権をした対象消費者又は当該授権を得た簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

⑤ 第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権に係る対象消費者に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。

（届出書の送達）

第三二条① 裁判所は、次条第三項又は第六十三条第一項の規定による届出書の提出を受けたときは、第三十六条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、遅滞なく、当該届出書を相手方に送達しなければならない。

（不適法な債権届出の却下）

第三六条① 裁判所は、債権届出が不適法であると認めるとき、又は届出書の送達に必要な費用の納がないときは、決定で、当該債権届出を却下しなければならない。

② 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（簡易確定手続における和解）

第三七条 債権届出団体は、簡易確定手続において、届出債権について、和解をすることができる。

（時効の完成猶予及び更新）

第三八条 債権届出があったときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなす。

（債権届出の内容の変更の制限）

第三九条 債権届出団体は、届出期間内に限り、当該債権届出の内容を変更することができる。

（債権届出の却下）

第四〇条① 債権届出は、簡易確定決定に対して適法な異議の申立てがあるまで、その全部又は一部取り下げることができる。

② 債権届出は、その効力を生じない。

ただし、簡易確定決定があった後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

③ 民事訴訟法第百六十一条第一項及び第百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。

（届出消費者表示の作成等）

第四一条① 裁判所書記官は、届出債権について、届出消費者表を作成しなければならない。

② 前項の届出消費者表には、各届出債権について、その内容その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

③ 届出消費者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（届出債権者の認否）

第四二条① 相手方は、届出期間内に債権届出があった届出債権の内容について、認否期間内に、認否をしなければならない。

② 認否期間内に前項の認否（以下「届出期間債権の認否」という。）をしないときは、届出期間内に債権届出があった届出債権の内容の全部を認めたものとみなす。

③ 相手方が、認否期間内に届出債権の内容の全部を認めたときは、当該届出債権の内容の認否は、確定する。

④ 裁判所書記官は、届出債権の認否の内容を届出消費者表に記載しなければならない。

⑤ 第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、簡易確定決定の効力は、当事者に送達されたときに生ずる。

（証拠調べの制限）

第四五条① 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限り提出又は対照して用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件を提出の命令をすることができない。

② 文書提出又は対照の命令は、裁判所が職権で調査すべき事項については、適用しない。

③ 前項の規定は、裁判所が異議の申立てをすることができる。

（認否を争う旨の申出）

第四三条① 債権届出団体は、前条第三項の規定により届出債権の内容について認否期間内に、届出債権が認否に対し、認否期間の末日から一月の不変期間内に、裁判所に届出債権の認否を争う旨の申出（以下単に「認否を争う旨の申出」という。）をすることができる。

② 裁判所は、認否を争う旨の申出が不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

③ 裁判所は、前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

④ 裁判所書記官は、認否を争う旨の申出の有無を届出消費者表に記載しなければならない。

（簡易確定決定）

第四四条① 裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、第三十六条第一項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、簡易確定決定をしなければならない。

② 裁判所は、簡易確定決定をする場合には、当事者双方を審尋しなければならない。

③ 簡易確定決定には、主文及び理由の要旨を記載した決定書を作成してなければならない。

④ 届出債権の支払を命ずる簡易確定決定（第五十五条及び第八十三条第一項第二号において「届出債権支払命令」という。）については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができる。

⑤ 第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合において、簡易確定決定の効力は、当事者に送達されたときに生ずる。

（異議の申立て等）

第四六条① 当事者は、簡易確定決定に対して、第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

② 届出債権者は、簡易確定決定に対して、債権届出団体が第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

③ 異議の申立ては、確定した届出債権について、債権届出団体は、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

④ 届出債権についての認否を争う旨の申出は、当該届出債権について、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

⑤ 裁判所は、簡易確定決定をする場合において、債権届出団体が第四十四条第五項の規定により届出債権について認否期間内に、届出債権が認否に対し、認否期間の末日から一月の不変期間内に、裁判所に届出債権の認否を争う旨の申出をしないときは、当該届出債権について、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

⑥ 簡易確定決定がされるまでに簡易確定手続申立団体が届出債権について第三十一項の規定により当該届出債権を欠いたとき（前項の規定により当該届出債権が失効したときを除く。）は、当該届出債権については、債権届出に係る簡易確定手続申立団体（以下「債権届出団体」という。）の第六十五条第一項に規定する特定認定が、簡易確定決定があるまでに、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取消されたときは、届出消費者は、第三十一項の規定にかかわらず、第十七条第六項の規定による公示がされた後、月の不変期間内に、同条第八項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の規定による授権をすることができる。

⑦ 債権届出団体は、簡易確定決定があった後に、届出消費者が第三項の規定により第一項の規定による授権を取り消したときは、当該届出消費者は、更に簡易確定手続申立団体に同項の授権をすることができない。

⑧ 前項の届出消費者が同項の期間内に第一項の授権をしないときは、その届出債権については、債権届出団体による届出債権の取下げがあったものとみなす。

⑨ 簡易確定決定があった後に、届出消費者が第三項の規定により第一項の規定による授権を取り消したときは、当該届出消費者は、更に簡易確定手続申立団体に同項の授権をすることができない。

（説明義務）

第三三条 簡易確定手続申立団体は、前条第一項の授権に先立ち、当該授権をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、被害回復裁判手続の概要及び事案の他内閣府令で定める事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

（簡易確定手続授権契約の締結及び解除）

第三三条① 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約（対象消費者が第三十一条第一項の授権をし、簡易確定手続申立団体が対象債権について債権届出をすること及び簡易確定手続申立団体が対象債権について追行をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の締結を拒絶してはならない。

② 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、やむをやむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約を解除してはならない。

（公平誠実義務等）

第三四条① 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権を行うに当たり、公平かつ誠実に債権届出、簡易確定手続の追行及び第三条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行（当該授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。

② 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権を得た簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

③ 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権に係る対象消費者に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。

（届出書の送達）

第三五条① 裁判所は、次条第三項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、遅滞なく、当該届出書を相手方に送達しなければならない。

（不適法な債権届出の却下）

第三六条① 裁判所は、債権届出が不適法であると認めるとき、又は届出書の送達に必要な費用の納がないときは、決定で、当該債権届出を却下しなければならない。

② 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（簡易確定手続における和解）

第三七条 債権届出団体は、簡易確定手続において、届出債権について、和解をすることができる。

（時効の完成猶予及び更新）

第三八条 債権届出があったときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなす。

（債権届出の内容の変更の制限）

第三九条 債権届出団体は、届出期間内に限り、当該債権届出の内容を変更することができる。

（債権届出の却下）

第四〇条① 債権届出は、簡易確定決定に対して適法な異議の申立てがあるまで、その全部又は一部取り下げることができる。

② 債権届出は、その効力を生じない。

ただし、簡易確定決定があった後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

③ 民事訴訟法第百六十一条第一項及び第百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。

（届出消費者表の作成等）

第四一条① 裁判所書記官は、届出債権について、届出消費者表を作成しなければならない。

② 前項の届出消費者表には、各届出債権について、その内容その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

③ 届出消費者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（届出債権者の認否）

第四二条① 相手方は、届出期間内に債権届出があった届出債権の内容について、認否期間内に、認否をしなければならない。

② 認否期間内に前項の認否（以下「届出期間債権の認否」という。）をしないときは、届出期間内に債権届出があった届出債権の内容の全部を認めたものとみなす。

③ 相手方が、認否期間内に届出債権の内容の全部を認めたときは、当該届出債権の内容の認否は、確定する。

④ 裁判所書記官は、届出債権の認否の内容を届出消費者表に記載しなければならない。

⑤ 第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合において、簡易確定決定の効力は、当事者に送達されたときに生ずる。

（証拠調べの制限）

第四五条① 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限り提出又は対照して用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件提出の命令をすることができない。

② 文書提出又は対照の命令は、裁判所が職権で調査すべき事項については、適用しない。

③ 前項の規定は、裁判所が異議の申立てをすることができる。

（異議の申立て等）

第四六条① 当事者は、簡易確定決定に対して、第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

② 届出債権者は、簡易確定決定に対して、債権届出団体が第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすること

③ 異議の申立ては、確定した届出債権について、債権届出団体は、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

④ 届出債権についての認否を争う旨の申出は、当該届出債権について、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

⑤ 裁判所は、簡易確定決定をする場合において、債権届出団体が第四十四条第五項の規定により届出債権について認否期間内に、届出債権が認否に対し、認否期間の末日から一月の不変期間内に、裁判所に届出債権の認否を争う旨の申出をしないときは、当該届出債権について、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

⑥ 簡易確定決定がされるまでに簡易確定手続申立団体が届出債権について第三十一項の規定により当該届出債権を欠いたとき（前項の規定により当該届出債権が失効したときを除く。）は、当該届出債権については、債権届出に係る簡易確定手続申立団体（以下「債権届出団体」という。）の第六十五条第一項に規定する特定認定が、簡易確定決定があるまでに、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取消されたときは、届出消費者は、第三十一項の規定にかかわらず、第十七条第六項の規定による公示がされた後、月の不変期間内に、同条第八項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の規定による授権をすることができる。

⑦ 債権届出団体は、簡易確定決定があった後に、届出消費者が第三項の規定により第一項の規定による授権を取り消したときは、当該届出消費者は、更に簡易確定手続申立団体に同項の授権をすることができない。

⑧ 前項の届出消費者が同項の期間内に第一項の授権をしないときは、その届出債権については、債権届出団体による届出債権の取下げがあったものとみなす。

⑨ 簡易確定決定があった後に、届出消費者が第三項の規定により第一項の規定による授権を取り消したときは、当該届出消費者は、更に簡易確定手続申立団体に同項の授権をすることができない。

（説明義務）

第三三条 簡易確定手続申立団体は、前条第一項の授権に先立ち、当該授権をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、被害回復裁判手続の概要及び事案の他内閣府令で定める事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

（簡易確定手続授権契約の締結及び解除）

第三三条① 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約（対象消費者が第三十一条第一項の授権をし、簡易確定手続申立団体が対象債権について債権届出をすること及び簡易確定手続申立団体が対象債権について追行をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の締結を拒絶してはならない。

② 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、やむをやむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約を解除してはならない。

（公平誠実義務等）

第三四条① 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権を行うに当たり、公平かつ誠実に債権届出、簡易確定手続の追行及び第三条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行（当該授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。

② 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権を得た簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

③ 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権に係る対象消費者に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。

（届出書の送達）

第三五条① 裁判所は、次条第三項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、遅滞なく、当該届出書を相手方に送達しなければならない。

（不適法な債権届出の却下）

第三六条① 裁判所は、債権届出が不適法であると認めるとき、又は届出書の送達に必要な費用の納がないときは、決定で、当該債権届出を却下しなければならない。

② 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（簡易確定手続における和解）

第三七条 債権届出団体は、簡易確定手続において、届出債権について、和解をすることができる。

（時効の完成猶予及び更新）

第三八条 債権届出があったときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなす。

（債権届出の内容の変更の制限）

第三九条 債権届出団体は、届出期間内に限り、当該債権届出の内容を変更することができる。

（債権届出の却下）

第四〇条① 債権届出は、簡易確定決定に対して適法な異議の申立てがあるまで、その全部又は一部取り下げることができる。

② 債権届出は、その効力を生じない。

ただし、簡易確定決定があった後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

③ 民事訴訟法第百六十一条第一項及び第百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。

（届出消費者表の作成等）

第四一条① 裁判所書記官は、届出債権について、届出消費者表を作成しなければならない。

② 前項の届出消費者表には、各届出債権について、その内容その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

③ 届出消費者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（届出債権者の認否）

第四二条① 相手方は、届出期間内に債権届出があった届出債権の内容について、認否期間内に、認否をしなければならない。

② 認否期間内に前項の認否（以下「届出期間債権の認否」という。）をしないときは、届出期間内に債権届出があった届出債権の内容の全部を認めたものとみなす。

③ 相手方が、認否期間内に届出債権の内容の全部を認めたときは、当該届出債権の内容の認否は、確定する。

④ 裁判所書記官は、届出債権の認否の内容を届出消費者表に記載しなければならない。

⑤ 第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合において、簡易確定決定の効力は、当事者に送達されたときに生ずる。

（証拠調べの制限）

第四五条① 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限り提出又は対照して用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件提出の命令をすることができない。

② 文書提出又は対照の命令は、裁判所が職権で調査すべき事項については、適用しない。

③ 前項の規定は、裁判所が異議の申立てをすることができる。

（異議の申立て等）

第四六条① 当事者は、簡易確定決定に対して、第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

② 届出債権者は、簡易確定決定に対して、債権届出団体が第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすること

ができる。

③ 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

④ 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

⑤ 適法な異議の申立てがあったときは、簡易確定決定は、仮執行の宣言を付したものとしての効力を失う。

⑥ 適法な異議の申立てがないときは、簡易確定決定は、確定判決と同一の効力を有する。

⑦ 民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。

（認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等）

第四十七条① 適法な認否の書面が提出されないときは、届出債権の内容は、届出債権の認否の内容により確定する。

② 前項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

第五目　費用の負担

（個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担）

第四十八条① 簡易確定手続の費用（債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料（次条第一項及び第三項において「個別費用」と総称する。）を除く。以下この条において同じ。）は、裁判所は、事情により、同項の規定にかかわらず、裁判所が費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。

② 前項の規定により、同項の規定によれば当事者がそれぞれ負担すべき費用の全部又は一部を負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。

③ 裁判所は、簡易確定手続に係る事件が終了した場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、簡易確定手続に係る事件に関する個別費用の負担を命ずる決定をすることができる。

④ 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

⑤ 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

（個別費用の負担）

第四十九条① 裁判所は、届出債権について簡易確定手続に係る事件が終了した場合（第五十一条第一項の規定により手続が終了した場合（第六十条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合に限る。）を除く。）において、届出債権について簡易確定手続に係る事件に関する個別費用の負担を命ずる決定をすることができる。

② 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

③ 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

第五〇条　特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十条、第十一条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章（第三十条、第四条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。）、第五章（第八十八条及び第九十三条を除く。）及び第七章、第二編第一章（第百三十四条、第百三十八条から第百三十九条、第百四十一条から第百四十三条、第百四十五条、第百四十六条、第百五十七条から第百五十七条の二、第百五十八条、第百六十条第三項、第百六十一条第三項及び第百六十九条から第百七十条まで、第百七十一条、第百七十二条（第百五十六条の二、第百五十七条の二、第百五十八条、第百六十条、第百六十一条、第百六十九条から第百七十条まで、第百七十一条第三項、第百五十四条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条の二、第百五十八条、第百六十条第三項及び第百六十九条から第百七十条まで並びに第百五十七条の二、第百五十八条、第百六十条、第百六十一条第三項及び第百六十九条から第百七十条まで及び第百六十条を除く。）、第三章（第百七十一条第三項及び第百七十二条を除く。）及び第四章（第二百六十一条から第二百六十三条まで及び第二百六十六条を除く。）、第二編第三章、第四編並びに第八編（第四百二十一条第一項第二号及び第四号から第六号まで及び第四百二十二条第一項第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する。

（送達の特例）

第五一条　前条において準用する民事訴訟法第百四条第一項前段の規定により届出がない場合には、送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一　共通義務確認訴訟において民事訴訟法第百四条第一項前段の規定による届出がなかった場合　当該共通義務確認訴訟における同条第三項に規定する場所

第二款　異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

（訴え提起の擬制等）

第五二条① 簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、債権届出に係る請求については、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。この場合において、第五十五条第三項及び第五十六条の規定により、送達を訴状の送達とみなす。

② 前項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件は、同項の地方裁判所に係属するものとする。

③ 前項の事件が係属する地方裁判所は、著しい損害又は遅延を避けるため必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、その事件を係る訴訟を民事訴訟法第四十条第一項、第五百七十五条若しくは第九百七十四条第一項の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

（異議後の訴訟についての届出消費者の授権）

第五三条① 債権届出団体は、異議後の訴訟を追行するには、届出消費者の授権がなければならない。

② 届出消費者は、その届出債権に係る債権届出団体に限り、前項の授権をすることができる。

③ 届出消費者が第二八項において準用する第三十一条第三項の規定により第一項の授権を取り消し、又は自ら異議後の訴訟を追行したときは、当該届出消費者は、更に債権届出団体に同項の授権をすることができない。

④ 債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授権契約（届出消費者が第一項の授権をし、債権届出団体が異議後の訴訟を追行することを約する契約をいう。以下同じ。）の締結を拒絶してはならない。

⑤ 第一項の授権は得た債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授権契約を解除してはならない。

⑥ 第一項の授権を得た債権届出団体は、当該授権をした届出消費者のために、公平かつ誠実に訴訟の追行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の続の追行（当該授権に係る債権に係る裁判外和解を含む。）並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。

⑦ 第一項の授権を得た債権届出団体は、当該授権をした届出消費者に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。

⑧ 第三十一条第一項から第五項まで及び第三十二条の規定は、第一項の授権について準用する。

⑨ 民事訴訟法第十八条第二項及び第百二十四条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、異議後の訴訟において債権届出団体が第一項の授権を欠くときについて準用する。

（訴えの変更の制限等）

第五四条① 異議後の訴訟においては、原告は、訴えの変更（届出消費者又は請求債額の変更を内容とするものを除く。）をすることができない。

② **異議後の判決**　仮執行の宣言を付した届出債権支払命令について第五十一条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が債権届出債権支払命令を認可し、届出債権支払命令の全部を認可しないこととするときは、その判決において、届出債権支払命令を認可しないこととするときは、その判決において、届出債権支払命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

② 前項の規定により届出債権支払命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求は、届出債権支払命令に係る債権届出団体の提起があったものとみなされる。

③ 前項の規定により届出債権支払命令を認可する場合を除き、届出債権支払命令に係る請求は、届出債権支払命令に係る債権届出団体の提起があったものとみなされる。

④ 特定適格消費者団体は、対象債権について、第一項の規定により届出債権支払命令を取り消さなければならない。

第三節　特定適格消費者団体のする仮差押え

（特定適格消費者団体のする仮差押え）

第五六条① 特定適格消費者団体は、当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる。

② 特定適格消費者団体は、保全すべき権利に係る金銭の支払義務が、適格消費者団体に対する訴えを提起することができる場合に限り、前項の申立てをすることができない。

③ 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利について、対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすればよい。

④ 特定適格消費者団体は、対象債権について、第一項の規定によるもののほか、保全命令の申立てをすることができない。

（管轄）

第五七条① 前条第一項の申立てに関する民事保全法第十一条の規定の適用については、共通義務確認の訴えを本案の訴えとみなす。

② 民事保全法第十二条第一項及び第三項の規定の適用については、共通義務確認訴訟の管轄裁判所を本案の管轄裁判所とみなす。

（保全取消しに関する本案の特例）

第五八条① 第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令（以下「仮差押命令」という。）に関する民事保全法第三十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該申立てに係る仮差押命令（以下「仮差押命令」という。）に関する民事保全法第三十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該申立てに係る仮差押命令が、共通義務確認の訴えの提起を本案とする特定適格消費者団体がした共通義務確認の訴えの提起を本案である特定適格消費者団体がしたとき又は請求の認諾（第二条第四号に規定する義務が存在することを認める旨の和解を含む。）によって同項の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始の申立てをすることができる期間内に当該特定適格消費者団体を申立債権者とする簡易確定手続が開始されたときは、同項の特定適格消費者団体が当該仮差押命令が確定したときは、民事保全法第三十七条第一項及び第三項の規定の適用については、本案の訴えが係属しているものとみなす。

③ 民事保全法第三十八条及び第四十条の規定の適用については、第五十六条第一項の申立てに係る仮差押えの当事者である特定適格消費者団体が提起した共通義務確認訴訟に係る第一審裁判所（当該共通義務確認訴訟が控訴審に係属するときは、控訴裁判所）を本案裁判所とみなす。

（仮差押えをした特定適格消費者団体の義務）

第五九条① 特定適格消費者団体は、仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている特定適格消費者団体が申立てをし、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行若しくは担保権の実行を目的とする債務名義及び取得することとなる債務名義に係る債務名義を平等に取り扱わなければならない。

第四節　補則

有効な改正前規定（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

（訴訟代理権の不消滅）

第六〇条　訴訟代理権は、被害回復裁判手続の当事者である特定適格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定適格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたことによっては、消滅しない。

（手続の中断及び受継）

第六一条①　次の各号に掲げる手続の当事者である特定適格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、中断する。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、その手続を受け継がなければならない。

一　共通義務確認訴訟の手続　簡易確定手続（次号に掲げる簡易確定手続を除く。）又は仮差押命令に係る仮差押の手続（仮差押えの執行に係る訴訟手続を含む。）第八十七条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

二　簡易確定手続　簡易確定決定があった後の手続（第八十七条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体（第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権を得た場合に限る。）又は届出消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義に係る民事執行に係る訴訟手続　第八十七条第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

②　前項の規定は、訴訟代理人が当事者である場合には、適用しない。

③　第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続（特定適格消費者団体であった法人が債権届出をした場合を除く。）において、他に当事者である特定適格消費者団体がある場合には、適用しない。

（関連する請求に係る訴訟手続の中止）

第六二条①　簡易確定手続が係属する場合において、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者と対象消費者との間に他の訴訟が係属し、かつ、当該他の訴訟が当該共通義務確認訴訟の目的となる請求又は防御の方法に関連する請求に係るものであるときは、当該他の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

②　前項の受訴裁判所は、同項の決定を取り消すことができる。

③　第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い）

第六三条①　簡易確定手続が取り消された場合において、当該共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消されたときは、簡易確定手続が係属する裁判所は、決定で、債権届出（当該簡易確定手続開始決定の前提となった共通義務確認訴訟の判決が取り消されたことによって、その前提を欠くこととなる部分に限る。）を却下しなければならない。

②　前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

③　第一項の場合には、第五十五条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件が係属する裁判所は、判決で、当該訴え（当該簡易確定手続開始決定の前提となった共通義務確認訴訟の判決が取り消されたことによって、その前提を欠くこととなる部分に限る。）を却下しなければならない。

（最高裁判所の専属管轄）

第六四条　この章に定めるのほか、被害回復裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所の規則で定める。

第三章　特定適格消費者団体

第一節　特定適格消費者団体の認定等

（特定適格消費者団体の認定）

第六五条①　適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定（以下「特定認定」という。）を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行うことができる。

②　前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一　被害回復裁判手続に関する業務（第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む）

二　前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務

三　第一号に掲げる業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

③　特定認定を受けようとする適格消費者団体は、内閣総理大臣に特定認定の申請をしなければならない。

④　内閣総理大臣は、前項の申請をした適格消費者団体が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、特定認定をすることができる。

一　差止請求関係業務を、以下同じ。）を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

二　消費者契約法第十三条第一項に規定する被害回復関係業務（以下単に「被害回復関係業務」という。）の遂行に必要な体制が整っていると認められること。

三　その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　被害回復関係業務の執行を決定する機関として理事を置くこと。

ロ　理事のうち一人以上が弁護士であること。

ハ　共通義務確認訴訟の判決が取り消された

有効な改正前規定（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

③ 特定適格消費者団体でない者は、その名称中に特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

第六九条①（特定認定の有効期間等） 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算して三年とする。ただし、当該特定認定の日において有効期間（以下この項において「残存期間」という。）が三年より短いときは残存期間とし、残存期間が三年より長いときは残存期間から三年を控除した期間とする。

② 特定認定の有効期間の満了後引き続き被害回復関係業務を行おうとする特定適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。

③ 前項の有効期間の更新を受けようとする特定適格消費者団体は、当該有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、内閣総理大臣に前項の期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

④ 前項の申請があった場合において、当該有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

⑤ 前項の場合において、第三項の有効期間の更新がされたときは、その特定認定の有効期間は、従前の特定認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

⑥ 第六十五条（第一項、第二項及び第六項第二号を除く。）、第六十六条、第六十五条（第六十七条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第六十七条（第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

第七〇条（変更の届出） 特定適格消費者団体は、第六十六条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号（第二号及び第十一号を除く。）に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

第七一条①（合併の届出及び認可等） 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併による消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

② 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

③ 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体である法人又は適格消費者団体である法人に限る。）と合併をした場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併によって消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

④ 前項の場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その効力が生ずる日の翌日から起算して三十日を経過するまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

⑤ 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請が対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

⑥ 第六十五条（第一項及び第二項を除く。）、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

⑦ 特定適格消費者団体である法人は、特定適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑧ 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第七二条①（事業の全部の譲渡の届出及び認可等） 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をしたこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

② 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

③ 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人に限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

④ 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

⑤ 前項の申請があった場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をしたこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。

⑥ 第六十五条（第一項及び第二項を除く。）、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

⑦ 特定適格消費者団体である法人は、特定適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、その譲渡の日までにその申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑧ 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第七三条①（業務廃止の届出） 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときは、法人の代表者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第七四条①（特定認定の失効） 特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、特定認定は、その効力を失う。

一 特定認定の有効期間が経過したとき（第六十九条第四項に規定する場合があったときを除く。）。

二 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第七十一条第一項の認可を経ずにその効力を生じたとき（同条第五項に規定する場合があったときを除く。）。

三 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第七十二条第三項の認可を経ずにされたとき（同条第五項に規定する場合があったときを除く。）。

四 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したとき。

五 消費者契約法第十三条第一項の認定が失効し、又は取り消されたとき。

② 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由が生じたことを知った場合において、特定適格消費者団体であった法人を当事者とする裁判手続が係属しているときは、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対し、その特定認定が失効した旨を書面により通知しなければならない。

第二節　被害回復関係業務等

第七五条（特定適格消費者団体等の責務） 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない。

② 特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。

③ 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

④ 特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百三十三号）第二条第八項に規定する業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

第七六条（報酬） 特定適格消費者団体は、授権をした者との簡易確定手続授権契約又は訴訟授権契約で定めるところにより、被害回復関係業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

第七七条（弁護士に追行させる義務） 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に関する手続（簡易裁判手続を含む。）、仮差押命令に関する手続及び執行抗告（仮差押えの執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。）に係る手続については、弁護士に追行させなければならない。

第七八条①（他の特定適格消費者団体への通知等） 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当特定適格消費者団体が、当該通知及び報告方法を利用して同一の適格消費者団体に通知するとともに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁方法を利用して同一の内容の情報を閲覧することができる状態に措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 共通義務確認の訴えの提起又は第五十六条第一項の申立てをしたとき。

二 申立てについての決定又は第五十六条第一項の決定があったとき。

三 前号の判決に対する上訴の提起又は同号の決定に対する不服の申立てがあったとき。

四 第一号の判決又は同号の決定が確定したとき。

五 共通義務確認訴訟における和解が成立したとき。

六 前三号に掲げる場合のほか、共通義務確認訴訟又は仮差押げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それが確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

七 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為をしようとするとき。

八　簡易確定手続開始の申立てマ又はその取下げをしたとき。
九　簡易確定決定がされたとき。
十　第二十五条第一項の規定による通知をしたとき。
十一　第二十六条第一項、第三項又は第四項の規定による公告をしたとき。
十二　その他被害回復関係業務に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法をして同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の特定適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

（個人情報の取扱い）

第七九条① 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に関し、消費者の個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。第三項において同じ）を保管し、又は利用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内でこれを保管し、及び利用しなければならない。ただし、当該消費者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

② 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報を被害回復関係業務に係る消費者団体の第三者が当該被害に関する情報を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

③ 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務において消費者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務）

第八〇条 特定適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（氏名等の明示）

第八一条 特定適格消費者団体の被害回復関係業務に従事する者に、その被害回復関係業務を行うに当たり、被害回復裁判手続の名称、自己の氏名及び特定適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

（情報の提供）

第八二条 特定適格消費者団体は、対象消費者の財産的被害の回復に資する情報を提供するに当たっては、共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（財産上の利益の受領の禁止等）

第八三条① 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　偽りその他不正の手段により特定認定、第六十条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第二項の認可を受けたとき。

二　第六十五条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

三　第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

四　前三号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき（次項第二号に該当する場合を除く）。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しのほか、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定又は消費者契約法第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一　被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と直接に請求の放棄又は対象消費者の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行をしたと認められるとき。

二　第三項の規定に違反したとき。

三　当該特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第八十三条第三項の規定に違反したとき。

④ 同項の通知又は報告をしないで、共通義務確認の訴えに関し、同項第七号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該特定適格消費者団体に対し、期間を定めて前項第一号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

⑤ 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による取消しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、特定適格消費者団体であった法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対しても、その取消しをした旨を書面により通知しなければならない。

第八七条① 被害回復裁判手続、第二条第九号ロに規定する民事執行の手続（以下「被害回復裁判手続等」という。）の当事者である特定適格消費者団体に係る特定認定が、前第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効したときは、当該被害回復裁判手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。ただし、共通義務確認訴訟以外の訴訟（特定適格消費者団体が当事者であるものに限る。）において、他に当事者である特定適格消費者団体があるときは、この限りでない。

② 内閣総理大臣は、特定認定が、第七十七条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、前項の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。ただし、同条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体が他にあるときは、この限りでない。

（特定認定の取消し等）

第八六条① 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。

一　第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により既に失効し、若しくは取り消されているときは、内閣総理大臣は、第十四条の規定により簡易確定手続を行なわなければならない特定適格消費者団体として、同条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体が他にあるときは、この限りでない。

二　被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と直接に請求の放棄又は対象消費者の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行をしたと認められるとき。

三　第三項の規定に違反したとき。

四　第八十三条第三項の規定に違反したとき。

五　当該特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第八十三条第三項の規定に違反したとき。

六　第七十八条第一項の規定により特定認定が取り消されるべき事由があるとき。

② 消費者契約法第十三条第一項の認定の取消しの訴えに関し、同項の認定が第十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又は消費者契約法第十三条第一項の認定が前第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により既に失効し、若しくは取り消されているときは、内閣総理大臣は、前項第二号に掲げる事由により既に取り消されているとき、又はこれらの事由により既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、前項第二号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、第一項第三号に掲げる事由により取り消されるべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。

③ 対象被害に係る債務名義を取得した特定適格消費者団体はその旨を執行法第二十三条第一項第三号に規定する承継人である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により失効し、若しくは取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは取り消されているときは、内閣総理大臣は、前項の規定により特定適格消費者団体を指定するものとする。

④ 消費者団体訴訟以外の訴訟（以下この項及び次項において「特定適格消費者団体」という。）について、特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又は特定適格消費者団体に係る指定を取り消すべきときは、指定特定適格消費者団体に係る指定を取り消さなければならない。

⑤ 第一項から第三項までの規定による指定は、指定特定適格消費者団体が受け継ぐことになった手続を受け継ぐ前に追行していた訴訟その他の手続（以下「訴訟等」という。）について、特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又は指定特定適格消費者団体に係る指定を取り消すべきときは、指定特定適格消費者団体に係る指定を受けた特定適格消費者団体（以下「指定特定適格消費者団体」という。）が、その指定に係る特定適格消費者団体であるときは、その指定を取り消すものとする。ただし、共通義務確認訴訟以外の訴訟（特定適格消費者団体が当事者であるものに限る。）において、他に当事者である特定適格消費者団体があるときは、この限りでない。

② 内閣総理大臣は、特定認定が、第七十七条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは取り消されているときは、内閣総理大臣は、第十四条の規定により簡易確定手続を行なわなければならない特定適格消費者団体として、同条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体が他にあるときは、この限りでない。

③ 対象被害に係る債務名義を取得した特定適格消費者団体はその旨を執行法第二十三条第一項第三号に規定する承継人である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により失効し、若しくは取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは取り消されているときは、内閣総理大臣は、前項の規定により特定適格消費者団体を指定するものとする。

④ 消費者団体訴訟以外の訴訟について、特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又は指定特定適格消費者団体に係る指定を取り消すべきときは、指定特定適格消費者団体に係る指定を受けた特定適格消費者団体（以下「指定特定適格消費者団体」という。）が、その指定に係る特定適格消費者団体であるときは、その指定を取り消すものとする。ただし、共通義務確認訴訟以外の訴訟（特定適格消費者団体が当事者であるものに限る。）において、他に当事者である特定適格消費者団体があるときは、この限りでない。

⑤ 第一項から第三項までの規定による指定は、指定特定適格消費者団体が受け継ぐことになった手続を受け継ぐ前に追行していた訴訟等について、特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又は指定特定適格消費者団体に係る指定を取り消すべきときは、指定特定適格消費者団体に係る指定を取り消さなければならない。

⑥ 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による指定を

有効な改正前規定（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

二　消費者契約法第十三条第一項の認定の取消処分、同項の認定の有効期間の更新に否認処分若しくは同法第十九条第三項の認可処分（以下この号において「認定取消処分等」という。）が取り消され、又は特定認定の取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決が確定したとき。

三　第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体が、第七十七条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により失効し、若しくは取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは取り消されているときは、内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による指定を

有効な改正前規定（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその指定をしたことを公示するとともに、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第四項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

⑦　前項前段の場合において、特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、内閣総理大臣は、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対しても、その指定をした旨を書面により通知しなければならない。

⑧　次の各号に掲げる場合には、当該各号の指定を受けた特定適格消費者団体は、遅滞なく、知れている届出消費者に、各別にその旨を通知しなければならない。

一　第一項の規定による指定がされた場合（特定適格消費者団体であった法人が簡易確定手続（当該特定適格消費者団体であった法人が債権届出をした場合に限る。）又は異議後の訴訟の手続の当事者であったときに限る。）

二　第三項の規定による指定がされた場合

⑨　第一項から第三項までの規定による指定がされたときは、特定適格消費者団体であった法人は、遅滞なく、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その指定の対象となった事件について、対象消費者のために保管する物及び被害回復関係業務その他被害回復関係業務その指定を受けた特定適格消費者団体に引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならない。

第四節　補則

（消費者契約法の特例）

第八八条　特定適格消費者団体である適格消費者団体に対する消費者契約法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条第一項	差止請求関係業務	差止請求関係業務及び被害回復関係業務
第二十一条第二項	差止請求関係業務その他の業務がこの法律及び消費者裁判手続特例法の法律	差止請求関係業務、被害回復関係業務その他の業務がこの法律及び消費者裁判手続特例法
第二十一条第三項第七号	差止請求関係業務	差止請求関係業務及び被害回復関係業務

（官公庁等への協力依頼）

第八九条　内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（判決等に関する情報の公表）

第九〇条①　内閣総理大臣は、消費者の財産的被害の防止及び救済に資するため、特定適格消費者団体から第七十八条第一項（第二号及び第七号を除く。）の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、共通義務確認訴訟の確定判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び当該共通義務確認訴訟の手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

②　前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、被害回復関係業務に係る情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、特定適格消費者団体の名称及び住所並びに被害回復関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

③　内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項に規定する情報の公表に関する業務を行わせることができる。

（特定適格情報の協力等）

第九一条①　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求に応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行するために必要な限度において、当該特定適格消費者に対し、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）又は預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）に基づく処分に関して作成した書類の内容の全部又は一部を提供することができる。

②　前項の規定により書類の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該書類を当該被害回復裁判手続の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第九二条①　独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求に応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適切に遂行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報の提供を行うことができる。

②　前項の規定により情報の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該情報を当該被害回復関係業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

（権限の委任）

第九三条　内閣総理大臣は、この章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第四章　罰則

第九四条①　特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該特定適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　共通義務確認の訴えの提起、簡易裁判所の確定手続の申立て、債権届出、簡易確定手続の申立て、債権届出の取下げ又は第五十六条第一項の申立てをしないこと又はしなかったこと。

二　第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該特定適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第三十四条の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続開始の申立てを怠った者

二　第三十五条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者

三　第三十七条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第九五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第三十五条第一項若しくは第二十六条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者

二　第三十七条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第九六条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第三十四条の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続開始の申立てを怠った者

二　第三十五条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者

三　第三十七条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第九七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五十三条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約の締結を拒んだ者

二　第五十三条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約を解除した者

第一〇〇条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五十三条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約の締結を拒んだ者

二　第五十三条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約を解除した者

三　第六十八条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四　第七十条、第七十一条第一項若しくは第七十二条第一項若しくは第七十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第七十八条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

六　第七十八条第二項の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者

七　第八十一条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

八　第八十七条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠った者

九　第九十一条第二項の規定に違反して、書類を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

十　第九十二条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

第三十二条

第一項	この法律	この法律又は消費者裁判手続特例法

その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体が被告とする訴訟に関する法律、法人でない社団又は財団に関する法律の規定を準用する。

第九八条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第十四条の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続の申立てを怠った者

二　第三十四条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者

三　第三十五条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第九九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第三十五条第一項若しくは第二十六条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者

二　第二十六条第一項、第三十条第一項、第五十条第一項前段若しくは第四項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者

三　第三十七条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第一〇一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五十三条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約の締結を拒んだ者

二　第五十三条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約を解除した者

三　第六十八条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四　第七十条、第七十一条第一項若しくは第七十二条第一項若しくは第七十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第七十八条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

六　第八十一条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

七　第八十七条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠った者

八　第九十一条第二項の規定に違反して、書類を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

九　第九十二条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

第九九条①　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は法人でない団体（以下この項において「同じ」）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は法人でない団体の業務に関して、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一〇〇条又は第一〇一条の罰金刑を科するほか、その法人又は法人でない団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

②　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体が被告とする訴訟に関する法律、法人でない社団又は財団に関する法律の規定を準用する。

第九九条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第十四条の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続の申立てを怠った者

二　第三十四条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者

三　第三十七条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第九九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第三十五条第一項若しくは第二十六条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者

二　第二十六条第一項、第三十条第一項、第五十条第一項前段若しくは第四項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者

三　第三十七条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第一〇〇条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五十三条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約の締結を拒んだ者

二　第五十三条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約を解除した者

三　第六十八条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四　第七十条、第七十一条第一項若しくは第七十二条第一項若しくは第七十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第七十八条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

六　第八十一条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

七　第八十七条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠った者

八　第九十一条第二項の規定に違反して、書類を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

九　第九十二条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

第九九条①　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は法人でない団体（以下この項において「同じ」）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は法人でない団体の業務に関して、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一〇〇条又は第一〇一条の罰金刑を科するほか、その法人又は法人でない団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

②　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、

○特定商取引に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）本則一条（令和五・六・一施行）

（訪問販売における書面の交付）

第四条（略、改正後の①）

②③（改正により追加）

第五条① 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、（前条ただし書に規定する場合を除き、直ちに、主務省令で定めるところにより、同条第五号の事項について、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一～三（略）

② 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

③（改正により追加）

（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

第九条① 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の所において、商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みを撤回等（営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合における購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条において「申込者等」という。）は、書面又は電磁的記録（磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条から第七条の書面を受領した日（その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項について不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第二項の規定に違反して威迫したことによって困惑し、これらによって当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合に、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②⑧（略）

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

第一二条の三① 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売する場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により送信し、又は当該広告の相手方の使用に係る電子計算機（映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。

一～三（略）

②（略）⑤（略）

（電話勧誘販売における書面の交付）

第一八条（略、改正後の①）

②③（改正により追加）

第一九条① 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、（前条ただし書に規定する場合を除き、直ちに、主務省令で定めるところにより、前各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一・二（略）

② 販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

③（改正により追加）

（電話勧誘販売における承諾等の通知）

第二〇条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（指示等）

第二一条① 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一～五（略）

②（略）

（販売業者等に対する業務の停止等）

第二二条① 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第一項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において、その販売業者又は役務提供事業者が同条第二項の規定に違反して威迫して訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者若しくは役務提供事業者が同規定による指示を受けた日から起算して二年以内の期間を限り、訪問販売の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲が、業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）となることの禁止を併せて命ずることができる。

③（略）

（販売業者等に対する業務の停止等）

第二三条① 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第一項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において、その販売業者又は役務提供事業者が同条第二項の規定に違反して威迫して訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

②（略）

有効な改正前規定（特定商取引に関する法律）

八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第三十一条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項に係る不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②―⑧　（略）

⑨　（適用除外）

第二六条①―④　（略）

⑤　第九条及び第十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供については、適用しない。

一　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が同条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領しない場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。

二　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。

第二七条①　（略）

②　主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、当該違反又は該行為の是正のための措置、連鎖販売取引相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

③　主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条第一項から第三項若しくは第五項を除く。）若しくは前条第三項（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一・二　（略）

④―⑥　（略）

第二九条①　主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三、第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは第四項、第三十三条の二、第三十六条第一項、第三項若しくは第五項を除く。）の規定に違反し、若しくは前条第一項第二号から第五項を除く。）の規定に違反し、若しくは第三項若しくは第四項第二号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は統括者が同項の規定による指示に従わな

③④　（改正により追加）

第二八条①　（指示等）　主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条（第五項を除く。）若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条第三項（第五項を除く。）の規定に違反し、若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一―四　（略）

②　主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、当該違反又は該行為の是正のための措置、連鎖販売取引相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

③　主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条第一項から第三項若しくは第五項を除く。）若しくは前条第三項（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は一般連鎖販売業者が同項の規定による指示に従わないときは、その一般連鎖販売業者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止し、又はその行う連鎖販売取引に係る業務を営む法人の個人である場合においては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該連鎖販売取引に係る業務を担当する範囲の連鎖販売業者が同項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供契約を締結し、又は特定継続的役務提供を受ける者が特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の公正及び特定継続的役務提供を受ける権利を購入する者（以下この章において「特定継続的役務提供を受ける者」という。）の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供契約を締結し、又は特定継続的役務提供を受ける者が特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の公正及び特定継続的役務提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供受領者等に利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

②　（略）

③　（略）

④　（改正により追加）

第二八条①　（指示等）　主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条（第五項を除く。）若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条第三項（第五項を除く。）の規定に違反し、若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

②　主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が同条第一項の規定による指示に従わないときは、その勧誘者に対し、二年以内の期間を限り、当該連鎖販売に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止し、又はその行う連鎖販売取引に係る業務を営む法人の個人である場合においては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該連鎖販売取引に係る業務を担当する範囲の連鎖販売業者が同項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供契約を締結し、又は特定継続的役務提供を受ける者が特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の公正及び特定継続的役務提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供契約を締結し、又は特定継続的役務提供を受ける者が特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の公正及び特定継続的役務提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、特定継続的役務提供受領者等に利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一―四　（略）

②　（略）

③　（略）

④　（改正により追加）

第二七条①　（連鎖販売取引における書面の交付）　連鎖販売業を行う者（連鎖販売業に係る連鎖販売取引に伴う特定負担等が、取引に伴う特定負担等が連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらない個に限る。）との特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結しようとするまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

②　（略）

③　（略）

④　（改正により追加）

第二六条①　（指示等）　主務大臣は、訪問販売又は電話勧誘販売に係る販売業者が第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十四条第一項、第三十五条（第五項を除く。）若しくは前条第三項（第五項を除く。）の規定に違反し、若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第四号に掲げる行為をした場合において、訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらない個に限る。）との特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結しようとするまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

②　（略）

③　（略）

④　（改正により追加）

第二五条①　（統括者に対する連鎖販売取引の停止等）　主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三、第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合若しくは第四項、第三十三条の二、第三十六条第一項、第三項若しくは第五項を除く。）の規定に違反し、若しくは前条第一項第二号から第五項を除く。）の規定に違反し、若しくは第三項若しくは第四項第二号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は統括者が同項の規定による指示に従わな

第五七条① 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売業を行う者が同項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、二年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

②―⑤ （略）

（訪問購入における書面の交付）

第五八条の七 （略、改正後の①）

②③ （改正により追加）

第五八条の八① 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

一・二 （略）

② 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約の解除に関する事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。

③ （改正により追加）

（購入業者に対する業務の停止等）

第五八条の一三① 主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から第五十八条の十一の二までの規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をしたことに係る指示に従わないおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同項の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問購入に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その購入業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

②③ （略）

（訪問購入における契約の申込みの撤回等）

第五八条の一四① 購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）における売買契約の相手方（以下この条及び次条において「申込者等」という。）は、書面は電磁的記録によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、購入業者が第五十八条の十第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該購入業者が主務省令で定めるところにより該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）において、この限りでない。

②―⑥ （略）

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六四条① （略）

② 主務大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第四項、第十三条第二項、第二十六条第五項若しくは第七項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号（金額に係るものに限る。）、第四十九条第二項第一号ロ若しくは第五十一条第三項又は第六十六条第二項（密接関係者の定めに係るものに限る。）の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

第七一条 （柱書略）

一 第四条、第五条、第十八条、第十九条、第三十七条、第四十二条、第五十五条、第五十六条、第五十八条の七又は第五十八条の八の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。

二―四 （略）

第七二条① （柱書略）

一―四 （略）

五 第十三条第一項又は第二十条の規定に違反して通知しなかつたとき。

六―八 （略）

② （略）

有効な改正前規定（預託等取引に関する法律）

○預託等取引に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）本則二条（令和五・六・一施行）

（書面の交付）

第三条①② （略）

③④ （改正により追加）

○独立行政法人国民生活センター法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四・六・一法五九）附則九条（令和五・一〇・一施行）

第一〇条（柱書略）

一―七（略）

八　特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。）が行う同法第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。

九（略）

○銀行法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）本則六条（令和五・六・九までに施行）

（定義等）

第二条①―⑯（略）

新⑰―㉑（略）㉒（改正により追加）

㉓（改正により追加）

㉔㉕（略、改正後の㉑―㉕）

㉖㉗（改正により追加）

㉘この法律において「苦情処理手続」とは、銀行業務関連苦情に関する苦情をいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十二において同じ。）を処理する手続をいう。（改正後の㉘）

㉙この法律において「紛争解決手続」とは、銀行業務関連紛争（銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。）第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十三から第五十二条の七十五までにおいて同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。（改正後の㉙）

㉚㉛（略、改正後の㉚）

㉜（改正により追加）

㉝この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決法等業務の実施に関し指定紛争解決機関と銀行との間で締結される契約をいう。（改正後の㉜）

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

第二条の三①（柱書略）

一　指定紛争解決機関が存在する場合　一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二　指定紛争解決機関が存在しない場合　銀行業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十二条の七十三第一項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）

②銀行は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

③（略）

二　第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第五十二条の八十第一項の規定による指定が第五十二条の八十第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三（略）

第三条（柱書略）

一　前条の規定による合併、会社分割、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（以下この条において「合併等」という。）が、当該合併等の当事者である銀行等（銀行及び長期信用銀行をいう。第五十一条の六十一を除き、以下同じ。）又は信用金庫等が業務を行っている地域（会社分割により事業の一部を承継させ、若しくは承継する場合又は事業の一部の譲渡若しくは譲受けに係る場合にあっては、当該一部の事業が行われている地域に限る。）における資金の円滑な需給及び利用者の利便に照らして、適当なものであること。

二・三（略）

（外国銀行の免許等）

第四七条①（略）

②前項の規定により外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二、第四項、第八条、第十二条の二、第三項、第十三条、第十四条、第十四条の二第一項、第二章の二、第十七条、第十八条、第十九条第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第四十五条第二項及び第五項（これらの規定中子法等に係る部分に限る。）、第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項、第三十七条の二まで、第三十七条第一項第一号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条、第二号（会社分割に係る部分に限る。）及び第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の三、第五十三条第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）、第五十五条第二項及び第六項、第五十六条第二項及び第三項、第十六条第五号から第九号まで、第五十七条並びに第五十七条の二第二項の規定を除く。

③④（略）

（廃業等の届出）

第五二条の五の一（柱書略）

一―五（略）

六　金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録を受けたこと。

（預金等媒介業務（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務をいう。以下この号及び第五十二条の六十一第一項において同じ。）の種別に係るものに限る。）の変更登録（預金等又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

第五二条の六一（略、改正後の**第五二条の六〇の三―第五二条の六一**）（改正により追加）

新**第七章の五**　**第五二条の六〇の三―第五二条の六一**）（改正により追加）

第七章の五名（略、改正後の**第七章の六**名）

（登録の拒否）

第五二条の六一の五①（柱書略）

一　イ・ロ（略）

ハ（柱書略）

(1)(2)（略）

(3)　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十七条の五の九第一項において準用する第五十二条の九十七条の五の十第一項又は第二項の登録の取消し

二　条の五の五第一項の登録の取消し

（第百十七条第一項、特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第百十条第一項（登録）の登録の取消し

(4)　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第百条の五の十第一項（信用協同組合電子決済等代行業者等に係る部分に限る。）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項（信用協同組合電子決済等代行業の登録）の登録の取消し

(5)　信用金庫法第八十九条第七項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十五条の四第一項（登録）の登録の取消し

(6)　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九

有効な改正前規定（銀行法）

十四条第五項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の六の十一の十七第一項の規定による同法第八十九条の五第一項（登録）の登録の取消し

(7)(8)　（略）

(9)　この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ　（略）

（改正前の(10)）

(9)　農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

（改正後の(10)）

二　（柱書略）

イ　（柱書略）

ロ　（柱書略）

(1)－(4)　（略）

(5)　法人が前号ニ(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

(6)　（略）

②　三　（略）

（利用者に対する説明等）

第五十二条の六の一の八①　電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一－五　（略）

②　（略）

③　（略）

（銀行との契約締結義務等）

第五十二条の六の一の一〇①　電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ該当する内閣府令で定める銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。

②　（略）

③　（略）

（銀行との契約締結義務等）

第五十二条の六の一の一一①　電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ該当する銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。

②　（略）

③　（略）

（定款の必要的記載事項）

第五十二条の六の二　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十二条第一項各号（定款の記載又は記録事項）に掲げる事項及び第五十二条の六十一の十九第一号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等代行事業者協会は、その定款において、認定若しくは認定の法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条の六十一の二十第三号の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第七章の六名（略、改正後の第七章の七名）

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第五十二条の六の一①　（柱書略）

一－七　（略）

八　次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十二条六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第二項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第七項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

②　前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

③　（略）

（指定の申請）

第五十二条の六の二①　（柱書略）

新④　（改正により追加）

④　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。（改正後の⑤）

（指定の申請）

第五十二条の六の三①　（柱書略）

新一－三　（略、改正後の二－四）

②③　（略）

（指定紛争解決機関の業務）

第五十二条の六の五①　（略）

②　指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行をいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者の手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（業務規程）

第五十二条の六の七①　（柱書略）

一－三　（略）

四　紛争解決等業務に要する費用について加入銀行が負担する負担金に関する事項

五－八　（略）

②　（柱書略）

一　指定紛争解決機関は、加入銀行の顧客からの銀行業務関連苦情の解決の申立又は当事者から紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始する場合において、苦情処理手続を開始し、又は加入銀行の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入銀行は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三　指定紛争解決機関は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入銀行に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入銀行は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四　紛争解決手続において、銀行業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五　紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の利害の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六　加入銀行は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七　加入銀行は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八　前項第二号に規定する場合のほか、加入銀行は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関する事項を指定紛争解決機関に報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九　加入銀行は、第八号若しくは第九号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十　加入銀行は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知する情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一　前各号に掲げるもののほか、銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

第一項第二号の規定による事項に関する業務規程は、銀行から手続実施基本契約の締結に関する事項に関する義務履行を手続実施基本契約に係る他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

③　（略）

④　（柱書略）

一　（略）

二　紛争解決手続実施基本契約の締結に関する事項に関する事項

三　指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を銀行業務関連紛争の当事者とする銀行業務関連紛争解決手続に関する事項を行うこととしている指定紛争解決機関の実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関の紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四－六　（略）

七　加入銀行の顧客が指定紛争解決機関に対し銀行業務関連苦情の解決の申立てをする場合において、銀行業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八　指定紛争解決機関が加入銀行に対し紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該銀行の顧客がこれに応じて紛争解決手続に係る申立をしたことを確認するための手続を定めていること。

九　指定紛争解決機関が加入銀行の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

有効な改正前規定（銀行法）

十　（略）

十一　紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる銀行業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二　銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三　紛争解決委員が紛争解決手続によっては銀行業務関連紛争の当事者の間の和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を銀行業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四　（略）

⑤⑥　（略）

⑥　第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であって、次に掲げる場合を除き、加入銀行が受諾しなければならないものをいう。

一　当事者である加入銀行の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二　当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知った日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三　当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知った日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四　顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知った日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている銀行業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

⑦⑧　（略）

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第五二条の六八①　指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入銀行が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入銀行の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、当該加入銀行の商号及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

②　指定紛争解決機関は、銀行業務関連苦情及び銀行業務関連紛争を未然に防止し、並びに銀行業務関連苦情の処理及び銀行業務関連紛争の解決を促進するため、加入銀行その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第五二条の七〇　指定紛争解決機関は、特定の加入銀行に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）

第五二条の七一　指定紛争解決機関は、加入銀行の顧客から銀行業務関連苦情について解決の申立てがあったときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該銀行業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入銀行に対し、当該銀行業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第五二条の七二①　加入銀行に係る銀行業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入銀行が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

②　（略）

③　（柱書略）

一　（略）

二　銀行業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三―五　（略）

④　指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者で当該紛争解決手続が当銀行業務関連紛争を適切に解決するために足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決委員は、当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

⑤―⑦　（略）

⑧　指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入銀行の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一―三　（略）

⑨　（柱書略）

一　銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二　銀行業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三―八　（略）

（時効の完成猶予）

第五二条の七四①　紛争解決手続によっては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した合いにおいて、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務関連紛争の当事者に対する紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものとみなす。

②　指定紛争解決機関が紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可され、又は第五十二条の八十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は指定が消しの日に紛争解決手続が実施されていた当該銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務関連紛争の当事者が第五十二条の八十三第若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知った日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

（訴訟手続の中止）

第五二条の七五①　銀行業務関連紛争について当該銀行業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事があり、かつ、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一　当該銀行業務関連紛争について、当該銀行業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二　前号の場合のほか、当該銀行業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によって当該銀行業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

②③　（略）

（加入銀行の名簿の縦覧）

第五二条の七六　指定紛争解決機関は、加入銀行の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（変更の届出）

第五二条の七八①　指定紛争解決機関は、第五十二条の六十三第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

②　（略）

（手続実施基本契約の締結等の届出）

第五二条の七九　（柱書略）

一　銀行と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二　（略）

（報告徴収及び立入検査）

第五二条の八〇①　（略）

②　内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入銀行若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

③④　（略）

（紛争解決等業務の休廃止）

第五二条の八三①②　（略）

③　第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止を受けた指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続に係る業務（相当する業務に係るものとして指定紛争解決等業務規程で定めるものを受けた者（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けていない場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情処理の手続又は紛争解決手続を含む。次条第三項において同じ。）が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関は当該休止又は廃止をした旨を当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（指定の取消し等）

第五二条の八四①②　（略）

③　第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

（届出事項）

第五三条①―④　（略）

新⑤（改正により追加）
⑤⑥ 略（改正後の⑥⑦）

（内閣総理大臣の告示）

第五六条（柱書略）

一―十二 （略）

新十三―十九 （改正により追加）

十三―十九 （略、改正後の二十―二十六）

第六一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して、免許を受けないで銀行業を営んだ者

二 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

三 第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませた者

四 第十三条の四、第五十二条の二の五又は第五十二条の四十五の二に おいて準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という）第三十九条第一項の規定に違反した者

五 第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けないで銀行代理業を営んだ者

六 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者

七 第五十二条の四十一（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に銀行代理業（第五十二条の二の十において準用する場合にあっては、外国銀行代理業務。）を営ませた者

新八―十 （改正により追加）

八―十 第五十二条の二の規定に違反して、登録を受けないで電子決済等代行業を営んだ者（改正後十一）

九 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けた者（改正後の十二）

第六一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項、第五十二条の五第一項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 第五十二条の六十一の二十八第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第六二条 第二十六条第一項、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項、第五十二条の五第一項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第六三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条の二の十二第一項の規定に違反して、登録を受けないで外国銀行代理業を営んだ者

二 第五十二条の二の十三第一項の規定に違反して、他人に外国銀行代理業を営ませた者

三 第五十二条の六十一の二十八第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第六三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第五十二条の二十七、第五十二条の五十第一項（第五十二条の二において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十一の十七の規定に違反して、これらの規定に規定する記載事項の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二 第二十条第四項若しくは第五十一条の二十八第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは第二十二条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置とし内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしないならない書類記載もべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは虚偽の記録をして、若しくは虚偽の記録を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

三 第二十一条第一項若しくは第三項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十一条第四項（同条第五十二条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二の六第二項、第五十二条の二十九第二項若しくは第五十二条の五十一第二項若しくは第五十一条第四項、第五十二条の二の六第三項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第三項若しくは第五十二条の二の六第四項、第五十二条の二十九第四項若しくは第五十二条の五十一第四項の規定に違反して、これらの規定に規定する記載事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

四 第五十二条の二十九第五項若しくは第五十二条の五十一第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する記録事項を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置とし内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの規定に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十一条第五項（同条第五十二条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二の六第五項、第五十二条の二十九第五項若しくは第五十二条の五十一第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する記録事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

五 第五十二条の二十九第六項若しくは第五十二条の五十一第六項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

六 第五十二条の二十九第七項若しくは第五十二条の五十一第七項の規定に違反して、これらの規定に規定する記録事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

七 第五十二条の二十九第八項若しくは第五十二条の五十一第八項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、公衆の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記録をして、公衆の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記録を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

八 第五十二条の二十七第一項の規定に添付すべき書類又は第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

十 第五十四条第一項の規定により付した条件（第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第六三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、顧客以外の者（銀行又は銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者（改正により追加）

第六三条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者（改正後の四）

第六三条の二の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の二の三第一項、第五十二条の七、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項、第五十二条の五十三若しくは第五十一条の六十一の十四第一項若しくは第五十一条第二項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第五十二条の八第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十一第一項、第五十七条の五第一項若しくは第五十一条の六第十一の十五第一項若しくは第五十一条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十一第一項、第五十七条の五第一項若しくは第五十一条の六第十一の十五第一項若しくは第五十一条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第四十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反した者

六 第四十六条第一項において準用する第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六三条の二の四 第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六三条の二の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する行為を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条第三項（第二号及び第六号を除くこの項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）において準用する金融商品取引法第三十七条の八第一項の規定に違反した者は、第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者は、第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五 第五十五条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六三条の二の六 第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、一百万円以下の罰金に処する。

一・二 （改正により追加）

第六三条の二の七 第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六三条の二の八 第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この項において同じ）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第五十二条の六十九第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三 第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第五十二条の八十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは第二項若しくは第三項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第六三条の二の九 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六三条の二の十 第五十二条の八第一項、第五十二条の十一第一項、第五十七条の五第一項若しくは第五十一条の六第十一の十四第一項若しくは第五十一条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第六三条の二の十一 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六三条の二の十二 第五十二条の七、第五十二条の十一第一項若しくは第五十一条の六第十一の十四第一項若しくは第五十一条第一項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

新⑤・三 （改正により追加）

二 第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に

虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

二　第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十一、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十八第二項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に違反した者

四　第五十二条の四十第二項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五　第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

六　第五十二条の六十八第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七　第五十二条の八十三第二項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第六四条①（柱書略）

一　（略）

二　第六十一条の二（第二号を除く。）、第六十三条第一号から第四号まで、第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三条の二第一号　二億円以下の罰金刑

三　第六十三条の二の二　一億円以下の罰金刑

四　第六十一条、第四号を除く。）、第六十一条の二、第六十二条第三号、第六十二条の二第二号、第六十三条の三第五号から第六号の二まで若しくは第九号、第六十三条の三の五から前条まで、各本条の罰金刑

②　（略）

第六五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、外国銀行行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行議決権大量保有者（銀行議決権大量保有者が銀行議決権大量保有者でなくなった場合における当該銀行議決権大量保有者であった者を含み、銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人、銀行主要株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなった場合における当該銀行主要株主であった者を含み、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を執行する社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人、特定主要株主（特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行持株会社（銀行持株会社が銀行持株会社でなくなった場合における当該銀行持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が銀行をする会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人、銀行代理業者若しくは電子決済等代行業者（銀行代理業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一・三　（略）

四　第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十五条第一項若しくは第五十二条の二第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第三項、第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第一項から第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第一項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をしたとき

五―九　（略）

十　第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の三十三、第五十二条の五十五、第五十五、第五十二条の五十六、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の十八第一項の規定による命令に違反したとき。

十一―十二　（略）

十二の二　第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。

十三―十八　（略）

十九　第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十・二十一　（略）

第六六条　次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　（略）

二　第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　正当な理由がないのに、第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十一条第三項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

四　（略）

第六六条の二　正当な理由がないのに第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

一・二　（改正により追加）

第六七条（柱書略）

一　第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二　（略）

○預金保険法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇 法六一）本則五条（令和五・六・九までに施行）

（業務の委託）

第三五条① 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関等（第百二十六条の二第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条、第百二十三条第一項及び第三項並びに第百二十三条第二項において同じ。）又は金融機関代理業者（銀行法第二条第十項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二四年法律第百八十号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二八年法律第二百二十七号）第九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方をいう。以下同じ。）に対し、その業務の一部を委託することができる。

② 日本銀行、金融機関等及び金融機関代理業者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けり、当該業務を行うことができる。

③ 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関等又は金融機関代理業者の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

（報告又は資料の提出の請求等）

第三七条① （柱書略）

一 第三十四条第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務（金融機関（当該金融機関代理業者（銀行法第二条第十六項に規定する所属長期信用銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合及び労働金庫法第八十五条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方を含む。次号ではにおいて同じ。）

二 （略）

三 第三十四条第十号、第十一号若しくは第十三号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務（金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいい、当該金融機関代理業者を所属金融機関等とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、当該金融機関等を所属保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社等をいう。以下同じ。）とする生命保険募集人（保険業法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。以下同じ。）及び損害保険募集人（保険業法第二条第二十項に規定する損害保険募集人をいう。以下同じ。）並びに該金融機関等を所属保険会社等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の二第一項に規定する所属金融商品取引業者をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）又は特定持株会社等（第百二十八条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。次項において同じ。）

（略）

③② 機構は、次に掲げる者（第三号及び第四号に掲げる者が法人である場合においては、その役員及び使用人。以下この項において「対象者」という。）及び対象者である者に対し、破綻金融機関（破産者」という。）の破産手続開始の決定を受ける前において銀行等であった者（当該破産手続開始の決定を受ける前において銀行等であった者に限る。以下この項、次条第二項及び第百四十五条第一項において同じ。）若しくは特別監視金融機関等をいい、（第百二十六条の三第一項に規定する特別監視金融機関等を除く。以下この項において同じ。）破綻金融機関（破産者であった者についてはその者が破綻金融機関（破産者であった者に限る。以下この項において同じ。）の業務及び財産の状況（対象者であった者についてはその者が破綻金融機関（破産者であった者に限る。）の業務及び財産の状況をいう。以下この項において同じ。）の業務及び財産の状況（対象者であった者については、別監視金融機関等の業務及び財産の状況をいう。）に関する報告を求め、又は破綻金融機関（破産者であった者については特別監視金融機関等。）の破産手続開始の決定を受けた者若しくは破産手続開始の決定を受けた者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。この場合において、機構は、破産手続開始の決定を受けた者若しくは破産手続開始の決定を受けた者の財産を管理し、又は処分する権限を有する者に対する当該権限の行使を妨げてはならない。

一 破綻金融機関（破産者であった者に限る。）の役員、取締役、執行役、会計参与、監査役及び会計監査人並びに配人、執行役、業務執行役、業務を執行する社員、執行役員、取締役、執行役、監査役及び会計監査人並びに特別監視金融機関等の他使用人

二 特別監視金融機関等の他代表者、会計参与、監査役及びこれらに準ずる者並びに会計監査人並びに支配人、参事その他使用人

三 破綻金融機関を所属金融機関代理業者又は株式会社商工組合中央金庫（破綻金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（第一号に掲げる業務（金融機関代理業務（金融機関代理業者（株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方に限る。）を所属金融機関とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫（特別監視金融機関等である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、特別監視金融機関等を所属金融商品仲介業者

④⑤ （略）

（預金等に係る債権の額の把握）

第五五条の二① ② （略）

③ 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

④ 新④ （略）

（改正により追加）

⑤ 金融機関は、前項の規定による資料の提出に必要な預金等に関するデータベース（預金等に係る情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。（改正後の⑤）

（預金等に係る保険金の支払等のための措置）

第五六条の三① （略）

新② 内閣総理大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。（改正により追加）

③ （略）

（決済債務の保護）

第六九条の二① 為替取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に関する金融機関が負担する債務（外国通貨で支払が行われるものを除く。）、金融機関その他の金融業を営む者で政令で定めるもの（以下この章において「決済債務」という。）を支払の用に供する預金（決済用預金を除く。）の払戻しを行う場合に消滅するものとして、かつ、支払決済用預金の払戻しを行う場合に消滅するものとして政令で定めるもの（以下この項において「特定決済債務」という。）については、これを支払対象決済用預金に係る債権と、特定決済債務に係る債権を支払金額の額を支払対象決済用預金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用預金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定並びに第百二十七条の規定及び第七十三条の規定並びに第百二十七条の規定及び当該規定に係る罰則を除く）を適用する。この場合において、第五十一条の二第一項中「特定決済債務」とあるのは「特定決済債務（外貨預金を除く。以下「支払対象決済債務」という。）」とする。

② （略）

（金融整理管財人の調査等）

第八一条① 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人、被管理金融機関の設置会社であるときは取締役、会計参与及び会計監査人、被管理金融機関が信用金庫であるときは理事、監事及び会計監査人、被管理金融機関が信用協同組合であるときは理事、監事及び会計監査人、被管理金融機関が労働金庫であるときは理事、監事及び会計監査人、被管理金融機関が信用協同組合連合会であるときは理事、監事及び会計監査人。第八十七条第五項において同じ。）並びに支配人（被管理金庫若しくは信用協同組合連合会であるときは信用協同組合連合会の他の使用人並びに被管理金庫若しくは信用協同組合連合会の他の使用人並びに被管理金庫若しくは信用協同組合連合会の関代理業者又は株式会社商工組合中央金庫（被管理金融機関代理業者（株式会社商工組合中央金庫（被管理金融機関代理業者に係る場合に限る。以下この項において同じ。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（金融機関代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る場合に限る。）を含む。以下この項において同じ。）並びにこれらの者であった者及びこれらの者であった者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況（これらの者であった者については、これらの者であった者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理金融機関及び被管理金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（被管理金融機関代理業者に係る場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

② （略）

（報告又は資料の提出等）

第一一五条① 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別危機管理銀行及び特別危機管理銀行を所属金融機関とする金融機関代理業者に対し、その業務及び財産の状況等に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出は資料の提出を求め、又はその他必要な措置を命ずることができる。

② （略）

（報告又は資料の提出等）

第一一五条① 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別危機管理銀行及び特別危機管理銀行を所属金融機関とする金融機関代理業者に対し、その業務及び財産の状況等に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出は資料の提出を求め、又はその他必要な措置を命ずることができる。

有効な改正前規定（預金保険法）

有効な改正前規定（信託業法）

（報告又は資料の提出）

第一三六条① 内閣総理大臣（労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項及び次条において同じ。）は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項、同条第一項及び第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）を含む。）又は特定持株会社等に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

②③（略）

（立入検査）

第一三七条①―⑤（略）

⑥（柱書略）

一（略）

二 第五十五条の二第四項及び第五十八条の三第一項に規定する措置が講ぜられていること。

⑦（略）

三・四（略）

○信託業法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）附則二三条（令和五・六・九までに施行）

（免許の申請）

第四条①（柱書略）（略）

③（柱書略）

一―五（略）

六 信託受益権売買等業務を営む場合には、当該業務の実施体制

七（略）

（業務の範囲）

第二条① 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権売買等業務及び財産の管理業務（当該信託会社の業務方法書（第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号の業務方法書をいう。）において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）を営むことができる。

②―⑥（略）

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五二条①②（略）

③（柱書略）

（前略）		
第二十一条第一項	信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権売買等業務及び財産の管理業務	（略）
（後略）		

第九三条（柱書略）

一・二（略）

三 第三十一条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けないで信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務及び財産の管理業務以外の業務を営んだ者

四―三十六（略）

○資金決済に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）本則・附則一条（令和五・八・一施行）

・国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四・一二・九法九七）附則一二条（令和五・九・八までに施行）

（目的）

第一条　この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、暗号資産の交換等及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もつて資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条①―③　（略）

④　この法律において「外国資金移動業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により該外国において第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む）を受けて為替取引を業として営む者をいう。

⑤　この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一　物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用先却を行うことができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことが可能な財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二　不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

三・四　（改正により追加）

⑥　（略、改正後の⑦）

⑦　この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第四号及び第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。

一・四　（略）

（改正後の⑮）

⑧　（略、改正後の⑯）

⑨　この法律において「外国暗号資産交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む）を受けて暗号資産交換業を行う者をいう。

（改正後の⑰）

新⑱⑲　（略、改正後の⑳）

⑩―⑬　（略、改正後の㉑―㉓）

⑭　この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続（資金移動業又は暗号資産交換業に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（資金移動業又は暗号資産交換業に関する紛争が当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第百条第三項を除き、以下同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

（改正後の㉔）

⑮　この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る資金移動業務（資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の四第一項第一号において同じ。）及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の十二、第一項第一号において同じ。）の種別をいう。（改正後の㉕）

⑯　この法律において「信託業法」とは、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条若しくは第五十二条第一項の免許を受けた信託会社若しくは外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。（改正後の㉖）

㉗㉘　（改正により追加）

⑰―⑲　（略、改正後の㉙―㉛）

（定義）

第三条①　（柱書略）

一　証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録される金額（金額を度々の他の単位により換算して表示しているときは、当該単位数を含む。以下この号及び第三項において「金額」という。）に応じて発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応じて発行されるものを含む。）であつて、その発行者等（以下この章において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二　証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品の購入若しくは借り受け、若しくは役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために使用し、又は物品の受け渡し若しくは役務の提供に関して証票等に記録される物品又は役務の数量に応じて発行され証票等に記録される金額（電磁的方法により記録される金額を含む。）であつて、発行者等に対して、当該役務の提供を請求することができるもの

三　証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該金額の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行者等又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

四　証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品の購入若しくは借り受け、若しくは役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために使用し、又は物品の受け渡し若しくは役務の提供に関して証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該金額の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

②　この章において「基準日未使用残高」とは、前払式支払手段を発行する者が毎年月三十一日及び九月三十日（以下この章において「基準日」という。）までに発行したすべての前払式支払手段の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。

一　（略）

二　前項第二号の前払式支払手段　当該基準日において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額

③　前項第二号の前払式支払手段において「支払可能金額等」とは、第一項第二号の前払式支払手段にあつてはその発行されたときにおいて代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつてはその発行された時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。

④　この章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者（当該発行する者と政令で定める密接な関係を有する者（次条第五号及び第三十二条において同じ。）から物品の購入者（以下この項において同じ。）から物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用する前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。

⑤―⑦　（略）

新⑧⑨　（改正により追加）

⑧　（略、改正後の⑩）

（自家型発行者の届出）

第五条①　（柱書略）

一―六　（略）

七　物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限

八―十一　（略）

②③　（略）

（登録の申請）

第八条①　（柱書略）

一―五　（略）

六　物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供に関して証票等に記録される期限が設けられているときは、当該期間又は期限

七―十　（略）

②　（略）

（登録の拒否）

第一〇条①　（柱書略）

一・二　（略）

三　前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付若しくは役務の提供を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない法人

四　加盟店（前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付若しくは提供を受けることができる物品の販売者若しくは貸出人又は提供を受けることができる役務の提供者をいう。第三十二条において同じ。）に対する支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていない法人

五・六　（略）

七　第二十七条第一項若しくは第三項の規定により第七条の登録を取り消され、又はこの律（この章の規定に限る。以下この項において同じ。）に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）第九号ロにおいて同じ。）を取り消されてから三年を経過しない法人

八・九　（略）

②　（略）

（利用者の保護等に関する措置）

第一三条①　（柱書略）

一・二　（略）

三　物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供に関して証票等に記録される期限が設けられているときは、当該期間又は期限

四・五　（略）

②③　（略）

第一一条の二　（改正により追加）

②　（略）

有効な改正前規定（資金決済に関する法律）

（定義）
第三六条の二① この章において「第一種資金移動業」とは、資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。
②③ （略）
④ （改正により追加）
第三七条の二 （改正により追加）

（登録の申請）
第三八条① 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一―三 （略）
四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）並びに外国資金移動業者にあっては外国の法令上これらに相当する者として政令で定める者
五・六 （略）
七 資金移動業の種別（第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。）
八―十一 （略）
② （略）

（登録の拒否）
第四〇条① （柱書略）
一―六 （略）
七 第五十八条第一項若しくは第三項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
新八 （改正により追加）
八 この法律、銀行法等若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人（改正後の九）
九 （略、改正後の十）
十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国資金移動業者にあっては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
イ―ハ （略）
ニ この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ホ 資金移動業者が第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録若しくは免許その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
② （略）

（変更登録等）
第四一条① （略）
② 第三十八条から第四十条までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第四十条第一項各号」とあるのは「第四十条第一項各号（第一号、第二号及び第六号から第十号までを除く。）」と、第三十九条第一項中「次の各号」とあるのは「変更に係る」と、第四十条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次の各号（第一号、第二号及び第六号から第十号までを除く。）」と読み替えるものとする。
③―⑤ （略）

（預貯金等による管理）
第四五条の二① （略）
② 前項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理方法による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する公認会計士を含む。第五三条第三項第一号において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。
③―⑤ （略）

（指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等）
第五一条の四① （略）
② 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ることなどを内容とする認証紛争解決手続（以下この章において「認証紛争解決手続」という。）をいう。
③―⑤ （略）

（利用者財産の管理）
第六三条の一① （略）
② 前項の規定の適用を受けている資金移動業者は、前三項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

（指定暗号資産交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）
第六三条の一二① （略）
② 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ることなどを内容とする認証紛争解決手続をいう。
③―⑤ （略）

（廃止の届出等）
第六一条① （略）
② 資金移動業者が資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。
③―⑦ （略）

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）
第六二条① 資金移動業者について、第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録が取り消された場合又は前条第二項の規定により第三十七条の登録が効力を失ったときは、当該資金移動業者であった者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお資金移動業者とみなす。
② 第二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者について、第四十一条第五項の規定により一の種別の資金移動業の部の廃止による資金移動業種別の変更が資金移動業者登録簿に登録されたときは、当該資金移動業者は、廃止した種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお当該種別の資金移動業を営む資金移動業者として第三十七条の登録を受けているものとみなす。

（外国資金移動業者の勧誘の禁止）
第六二条の二 第三十七条の登録を受けていない外国資金移動業者は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならない。（改正後の第六二条の二）

新第三章の二 （第六二条の三―第六三条）（改正により追加）

第三章の二名 （略、改正後の第三章の三名）

（登録の申請）
第六三条の三① （柱書略）
一―三 （略）
四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等（設置会社にあっては取締役及び執行役）並びに、外国暗号資産交換業者にあっては外国の法令上これらに相当する者として政令で定める者
五 （略）
② （略）

（登録の拒否）
第六三条の五① （柱書略）
一―七 （略）
八 第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録若しくは免許その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない法人
新九 （改正により追加）
九・十 （略、改正後の十・十一）
十一 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国暗号資産交換業者にあっては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
イ―ニ （略）
ホ 暗号資産交換業者が第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
② （改正後の十二）

（禁止行為）
第六三条の九の三 （柱書略）
一 暗号資産交換業の利用者を相手方として第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘（第三号において「暗号資産交換契約の締結等」という。）をすること。虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項（次号において「暗号資産の性質等」という。）についてその相手方を誤認させるような表示をする行為
二―四 （略）

（廃止の届出等）

第六三条の二〇①（略）

② 暗号資産交換業者が暗号資産交換業の全部を廃止したときは、当該暗号資産交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。

③―⑦（略）

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六三条の二一 暗号資産交換業者について、第六十三条の十七第一項若しくは第六十三条の二の登録が取り消されたとき、又は前条第一項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失ったとき、当該暗号資産交換業者であった者は、その行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

（外国暗号資産交換業者の勧誘の禁止）

第六三条の二二 第六十三条の二の登録を受けていない外国暗号資産交換業者は、国内にある者に対して、第三条第七項各号に掲げる行為の勧誘をしてはならない。

第六三条の二三―第六三条の四二（改正により追加）

第四章（略、改正後の第四章の二名）

（免許の申請）

第六五条①（柱書略）

一（略）

二 資本金又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の額及び純資産額

三（略）

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役。次条第二項第四号において同じ。）又は理事及び監事の氏名

五・六（略）

②（略）

（免許の基準）

第六六条① 内閣総理大臣は、前条第一項の免許の申請があったときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一―三（略）

②（柱書略）

一（柱書略）

イ（略）

ロ 監査役、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）又は監事

ハ（略）

第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項規定により第六十条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

新

三（略、改正後の四）

四 取締役等（取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ―ニ（略）

ホ 資金清算機関が第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

（改正後の五）

（取締役等の欠格事由等）

第六七条① 前条第二項第四号イからホまでのいずれかに該当する者は、資金清算機関の取締役等となることができない。

②③（略）

○金融商品取引法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）本則二条（令和五・六・九までに施行）

（定義）

第二条①（略）

② 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号から第二十一号までに掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券と同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十七号の性質を有するものを除く。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であって内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発されていない場合においても、当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であっても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

二―七（略）

（金銭とみなされるもの）

第二条の二 暗号資産は、前条第二項第五号の金銭、同条第八項第一号の売買に係る金銭その他政令で定める規定の金銭又は当該規定の取引に係る金銭とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

（登録の申請）

第二九条の二①（柱書略）

一―八（略）

九 暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらを用いて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨

イ・ロ（略）

十―十二（略）

②―④（略）

（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）

第三五条①（柱書略）

一―十二（略）

十三 通貨その他デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）に関連する資産（暗号資産を除く。第十五号及び次項第四号において同じ。）として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

十四―十七（略）

②―⑦（略）

第三章第二節

第六款 暗号資産関連業務に関する特則

（第四三条の六①） 金融商品取引業者等は、暗号資産関連業務（暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為（次項において「暗号資産関連行為」という。）を業として行うことをいう。同項において同じ。）を行うときは、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

② 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、その行う暗号資産関連業務に関して、顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘をするに際し、暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項についてその顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

第六章の三 暗号資産の取引等に関する規制

（不正行為の禁止）

第一八五条の二①（柱書略）

一 暗号資産の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この章及び第百九十七条第二項第二号において同

有効な改正前規定（金融商品取引法）

有効な改正前規定（投資信託及び投資法人に関する法律）

じ）その他の取引又はデリバティブ取引等（暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれに基づいて算出した数値に限る。次条第一項及び第百八十五条の二十四第一項において「暗号資産関連金融指標」という。）に係るものに限る。以下この条、次条及び同号において「暗号資産関連デリバティブ取引等」という。）について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二　暗号資産の売買又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、重要な事実について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三　暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

②　第百五十七条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等については、適用しない。

第一八五条の二②　（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

何人も、暗号資産の売買その他の取引若しくは暗号資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第三号において「暗号資産関連デリバティブ取引等」という。）若しくはオプション（暗号資産又は暗号資産関連金融指標をいう。次項、第一項第二号及び第三号並びに第百九十七条第二項第三号において同じ。）の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

②　第百五十七条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等及び暗号資産等については、適用しない。

第一八五条の二③　（相場操縦行為等の禁止）

何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連市場デリバティブ取引」という。）又は店頭デリバティブ取引（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」という。）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一　権利の移転を目的としない仮装の暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

二　金銭の授受を目的としない仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）をすること。

三　暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等において、自己の支配下に属する暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）をすること。

四　自己のする暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、他人が当該暗号資産を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五　自己のする暗号資産の買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第四号及び第六号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九　（略）

②　何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。）（以下この条において「暗号資産売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。

一　暗号資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産関連市場を変動させるべき一連の暗号資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をすること。

二　暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号及び第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

三　暗号資産売買等の相場が自己又は他人の操作によって変動すべき旨を流布すること。

②　（略）

第一九七条①　（略）

附則

第三条の二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条（定義）第十一号に規定する存続厚生年金保険法等の効力等）第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三十四条の三第一項（中略）農業協同組合法第十一条の五及び第十一条の二十七（中略）銀行法第十三条の四（中略）及び第五十一条の二の五、保険業法第三百条の二、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項（中略）、信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）中略）において準用する場合を含む。）中略）において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

②　（柱書略）

一　（略）

二　財産上の利益を得る目的で、前項第六号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者

○投資信託及び投資法人に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）附則一三条（令和五・六・九までに施行）

（金融商品取引法等の適用に関する特例）

第二三条の三①　（略）

②　信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合における同法の規定の適用については、同法第二十一条第四項（中略）、第四十条第一項（中略）、第四十四条の三第一項（中略）、第四十四条の三第二項（中略）、第四十四条の三第三項（中略）、第四十四条の三第四項（中略）、第四十四条の三第五項（中略）、第四十四条の三第六項（中略）、第四十四条の三第七項（中略）、第四十四条の三第八項（中略）、第四十四条の三第九項（中略）、第四十四条の三第十項（中略）、第四十四条の三第十一項（中略）、第四十四条の三第十二項（中略）、第四十四条の三第十三項（中略）、第四十四条の三第十四項（中略）、第四十四条の三第十五項（中略）、第四十四条の三第十六項（中略）、第四十四条の三第十七項（中略）、第四十四条の三第十八項（中略）、第四十四条の三第十九項（中略）、第四十四条の三第二十項（中略）、第四十四条の三第二十一項（中略）、第四十四条の三第二十二項（中略）、第四十四条の三第二十三項（中略）、第四十四条の三第二十四項（中略）、第四十四条の三第二十五項（中略）、第四十四条の三第二十六項（中略）、第四十四条の三第二十七項（中略）、第四十四条の三第二十八項（中略）、第四十四条の三第二十九項（中略）、第四十四条の三第三十項（中略）、第四十四条の三第三十一項（中略）、第四十四条の三第三十二項（中略）、第四十四条の三第三十三項（中略）、第四十四条の三第三十四項（中略）、第四十四条の三第三十五項（中略）、第四十四条の三第三十六項（中略）、第四十四条の三第三十七項（中略）、第四十四条の三第三十八項（中略）、第四十四条の三第三十九項（中略）、第四十四条の三第四十項（中略）、第四十四条の三第四十一項（中略）、第四十四条の三第四十二項（中略）、第四十四条の三第四十三項（中略）、第四十四条の三第四十四項（中略）、第四十四条の三第四十五項（中略）、第四十四条の三第四十六項（中略）、第四十四条の三第四十七項（中略）、第四十四条の三第四十八項（中略）、第四十四条の三第四十九項（中略）、第四十四条の三第五十項（中略）、第四十四条の三第五十一項（中略）、第四十四条の三第五十二項（中略）、第四十四条の三第五十三項（中略）、第四十四条の三第五十四項（中略）、第四十四条の三第五十五項（中略）、第四十四条の三第五十六項（中略）、第四十四条の三第五十七項（中略）、第四十四条の三第五十八項（中略）、第四十四条の三第五十九項（中略）、第四十四条の三第六十項（中略）、第四十四条の三第六十一項（中略）、第四十四条の三第六十二項（中略）、第四十四条の三第六十三項（中略）、第四十四条の三第六十四項（中略）、第四十四条の三第六十五項（中略）、第四十四条の三第六十六項（中略）、第四十四条の三第六十七項（中略）、第四十四条の三第六十八項（中略）、第四十四条の三第六十九項（中略）、第四十四条の三第七十項（中略）、第四十四条の三第七十一項（中略）、第四十四条の三第七十二項（中略）、第四十四条の三第七十三項（中略）、第四十四条の三第七十四項（中略）、第四十四条の三第七十五項（中略）、第四十四条の三第七十六項（中略）、第四十四条の三第七十七項（中略）、第四十四条の三第七十八項（中略）、第四十四条の三第七十九項（中略）、第四十四条の三第八十項（中略）、第四十四条の三第八十一項（中略）、第四十四条の三第八十二項（中略）、第四十四条の三第八十三項（中略）、第四十四条の三第八十四項（中略）、第四十四条の三第八十五項（中略）、第四十四条の三第八十六項（中略）、第四十四条の三第八十七項（中略）、第四十四条の三第八十八項（中略）、第四十四条の三第八十九項（中略）、第四十四条の三第九十項（中略）、第四十四条の三第九十一項（中略）、第四十四条の三第九十二項（中略）、第四十四条の三第九十三項（中略）、第四十四条の三第九十四項（中略）、第四十四条の三第九十五項（中略）、第四十四条の三第九十六項（中略）、第四十四条の三第九十七項（中略）、第四十四条の三第九十八項（中略）、第四十四条の三第九十九項（中略）、第四十四条の三第百項（中略）、第四十四条の三第百一項（中略）、第四十四条の三第百二項（中略）、第四十四条の三第百三項（中略）、第四十四条の三第百四項（中略）、第四十四条の三第百五項（中略）、第四十四条の三第百六項（中略）、第四十四条の三第百七項（中略）、第四十四条の三第百八項（中略）、第四十四条の三第百九項（中略）、第四十四条の三第百十項（中略）、第四十四条の三第百十一項（中略）、第四十四条の三第百十二項（中略）、第四十四条の三第百十三項（中略）、第四十四条の三第百十四項（中略）、第四十四条の三第百十五項（中略）、第四十四条の三第百十六項（中略）、第四十四条の三第百十七項（中略）、第四十四条の三第百十八項（中略）、第四十四条の三第百十九項（中略）、第四十四条の三第百二十項（中略）、第四十四条の三第百二十一項（中略）、第四十四条の三第百二十二項（中略）、第四十四条の三第百二十三項（中略）、第四十四条の三第百二十四項（中略）、第四十四条の三第百二十五項（中略）、第四十四条の三第百二十六項（中略）、第四十四条の三第百二十七項（中略）、第四十四条の三第百二十八項（中略）、第四十四条の三第百二十九項（中略）、第四十四条の三第百三十項（中略）、第四十四条の三第百三十一項（中略）、第四十四条の三第百三十二項（中略）、第四十四条の三第百三十三項（中略）、第四十四条の三第百三十四項（中略）、第四十四条の三第百三十五項（中略）、第四十四条の三第百三十六項（中略）、第四十四条の三第百三十七項（中略）、第四十四条の三第百三十八項（中略）、第四十四条の三第百三十九項（中略）、第四十四条の三第百四十項（中略）、第四十四条の三第百四十一項（中略）、第四十四条の三第百四十二項（中略）、第四十四条の三第百四十三項（中略）、第四十四条の三第百四十四項（中略）、第四十四条の三第百四十五項（中略）、第四十四条の三第百四十六項（中略）、第四十四条の三第百四十七項（中略）、第四十四条の三第百四十八項（中略）、第四十四条の三第百四十九項（中略）、第四十四条の三第百五十項（中略）、第四十四条の三第百五十一項（中略）、第四十四条の三第百五十二項（中略）、第四十四条の三第百五十三項（中略）、第四十四条の三第百五十四項（中略）、第四十四条の三第百五十五項（中略）、第四十四条の三第百五十六項（中略）、第四十四条の三第百五十七項（中略）、第四十四条の三第百五十八項（中略）、第四十四条の三第百五十九項（中略）、第四十四条の三第百六十項（中略）、第四十四条の三第百六十一項（中略）、第四十四条の三第百六十二項（中略）、第四十四条の三第百六十三項（中略）、第四十四条の三第百六十四項（中略）、第四十四条の三第百六十五項（中略）、第四十四条の三第百六十六項（中略）、第四十四条の三第百六十七項（中略）、第四十四条の三第百六十八項（中略）、第四十四条の三第百六十九項（中略）、第四十四条の三第百七十項（中略）、第四十四条の三第百七十一項（中略）、第四十四条の三第百七十二項（中略）、第四十四条の三第百七十三項（中略）、第四十四条の三第百七十四項（中略）、第四十四条の三第百七十五項（中略）、第四十四条の三第百七十六項（中略）、第四十四条の三第百七十七項（中略）、第四十四条の三第百七十八項（中略）、第四十四条の三第百七十九項（中略）、第四十四条の三第百八十項（中略）、第四十四条の三第百八十一項（中略）、第四十四条の三第百八十二項（中略）、第四十四条の三第百八十三項（中略）、第四十四条の三第百八十四項（中略）、第四十四条の三第百八十五項（中略）、第四十四条の三第百八十六項（中略）、第四十四条の三第百八十七項（中略）、第四十四条の三第百八十八項（中略）、第四十四条の三第百八十九項（中略）、第四十四条の三第百九十項（中略）、第四十四条の三第百九十一項（中略）、第四十四条の三第百九十二項（中略）、第四十四条の三第百九十三項（中略）、第四十四条の三第百九十四項（中略）、第四十四条の三第百九十五項（中略）、第四十四条の三第百九十六項（中略）、第四十四条の三第百九十七項（中略）、第四十四条の三第百九十八項（中略）、第四十四条の三第百九十九項（中略）、第四十四条の三第二百項（中略）、第四十四条の三第二百一項（中略）、第四十四条の三第二百二項（中略）、第四十四条の三第二百三項（中略）、第四十四条の三第二百四項（中略）、第四十四条の三第二百五項（中略）、第四十四条の三第二百六項（中略）、第四十四条の三第二百七項（中略）、第四十四条の三第二百八項（中略）、第四十四条の三第二百九項（中略）、第四十四条の三第二百十項（中略）、第四十四条の三第二百十一項（中略）、第四十四条の三第二百十二項（中略）、第四十四条の三第二百十三項（中略）、第四十四条の三第二百十四項（中略）、第四十四条の三第二百十五項（中略）、第四十四条の三第二百十六項（中略）、第四十四条の三第二百十七項（中略）、第四十四条の三第二百十八項（中略）、第四十四条の三第二百十九項（中略）、第四十四条の三第二百二十項（中略）、第四十四条の三第二百二十一項（中略）、第四十四条の三第二百二十二項（中略）、第四十四条の三第二百二十三項（中略）、第四十四条の三第二百二十四項（中略）、第四十四条の三第二百二十五項（中略）、第四十四条の三第二百二十六項（中略）、第四十四条の三第二百二十七項（中略）、第四十四条の三第二百二十八項（中略）、第四十四条の三第二百二十九項（中略）、第四十四条の三第二百三十項（中略）、第四十四条の三第二百三十一項（中略）、第四十四条の三第二百三十二項（中略）、第四十四条の三第二百三十三項（中略）、第四十四条の三第二百三十四項（中略）、第四十四条の三第二百三十五項（中略）、第四十四条の三第二百三十六項（中略）、第四十四条の三第二百三十七項（中略）、第四十四条の三第二百三十八項（中略）、第四十四条の三第二百三十九項（中略）、第四十四条の三第二百四十項（中略）、第四十四条の三第二百四十一項（中略）、第四十四条の三第二百四十二項（中略）、第四十四条の三第二百四十三項（中略）、第四十四条の三第二百四十四項（中略）、第四十四条の三第二百四十五項（中略）、第四十四条の三第二百四十六項（中略）、第四十四条の三第二百四十七項（中略）、第四十四条の三第二百四十八項（中略）、第四十四条の三第二百四十九項（中略）、第四十四条の三第二百五十項（中略）、第四十四条の三第二百五十一項（中略）、第四十四条の三第二百五十二項（中略）、第四十四条の三第二百五十三項（中略）、第四十四条の三第二百五十四項（中略）、第四十四条の三第二百五十五項（中略）、第四十四条の三第二百五十六項（中略）、第四十四条の三第二百五十七項（中略）、第四十四条の三第二百五十八項（中略）、第四十四条の三第二百五十九項（中略）、第四十四条の三第二百六十項（中略）、第四十四条の三第二百六十一項（中略）、第四十四条の三第二百六十二項（中略）、第四十四条の三第二百六十三項（中略）、第四十四条の三第二百六十四項（中略）、第四十四条の三第二百六十五項（中略）、第四十四条の三第二百六十六項（中略）、第四十四条の三第二百六十七項（中略）、第四十四条の三第二百六十八項（中略）、第四十四条の三第二百六十九項（中略）、第四十四条の三第二百七十項（中略）、第四十四条の三第二百七十一項（中略）、第四十四条の三第二百七十二項（中略）、第四十四条の三第二百七十三項（中略）、第四十四条の三第二百七十四項（中略）、第四十四条の三第二百七十五項（中略）、第四十四条の三第二百七十六項（中略）、第四十四条の三第二百七十七項（中略）、第四十四条の三第二百七十八項（中略）、第四十四条の三第二百七十九項（中略）、第四十四条の三第二百八十項（中略）、第四十四条の三第二百八十一項（中略）、第四十四条の三第二百八十二項（中略）、第四十四条の三第二百八十三項（中略）、第四十四条の三第二百八十四項（中略）、第四十四条の三第二百八十五項（中略）、第四十四条の三第二百八十六項（中略）、第四十四条の三第二百八十七項（中略）、第四十四条の三第二百八十八項（中略）、第四十四条の三第二百八十九項（中略）、第四十四条の三第二百九十項（中略）、第四十四条の三第二百九十一項（中略）、第四十四条の三第二百九十二項（中略）、第四十四条の三第二百九十三項（中略）、第四十四条の三第二百九十四項（中略）、第四十四条の三第二百九十五項（中略）、第四十四条の三第二百九十六項（中略）、第四十四条の三第二百九十七項（中略）、第四十四条の三第二百九十八項（中略）、第四十四条の三第二百九十九項（中略）、第四十四条の三第三百項（中略）、第四十四条の三第三百一項（中略）、第四十四条の三第三百二項（中略）、第四十四条の三第三百三項（中略）、第四十四条の三第三百四項（中略）、第四十四条の三第三百五項（中略）、第四十四条の三第三百六項（中略）、第四十四条の三第三百七項（中略）、第四十四条の三第三百八項（中略）、第四十四条の三第三百九項（中略）、第四十四条の三第三百十項（中略）、第四十四条の三第三百十一項（中略）、第四十四条の三第三百十二項（中略）、第四十四条の三第三百十三項（中略）、第四十四条の三第三百十四項（中略）、第四十四条の三第三百十五項（中略）、第四十四条の三第三百十六項（中略）、第四十四条の三第三百十七項（中略）、第四十四条の三第三百十八項（中略）、第四十四条の三第三百十九項（中略）、第四十四条の三第三百二十項（中略）、第四十四条の三第三百二十一項（中略）、第四十四条の三第三百二十二項（中略）、第四十四条の三第三百二十三項（中略）、第四十四条の三第三百二十四項（中略）、第四十四条の三第三百二十五項（中略）、第四十四条の三第三百二十六項（中略）、第四十四条の三第三百二十七項（中略）、第四十四条の三第三百二十八項（中略）、第四十四条の三第三百二十九項（中略）、第四十四条の三第三百三十項（中略）、第四十四条の三第三百三十一項（中略）、第四十四条の三第三百三十二項（中略）、第四十四条の三第三百三十三項（中略）、第四十四条の三第三百三十四項（中略）、第四十四条の三第三百三十五項（中略）、第四十四条の三第三百三十六項（中略）、第四十四条の三第三百三十七項（中略）、第四十四条の三第三百三十八項（中略）、第四十四条の三第三百三十九項（中略）、第四十四条の三第三百四十項（中略）、第四十四条の三第三百四十一項（中略）、第四十四条の三第三百四十二項（中略）、第四十四条の三第三百四十三項（中略）、第四十四条の三第三百四十四項（中略）、第四十四条の三第三百四十五項（中略）、第四十四条の三第三百四十六項（中略）、第四十四条の三第三百四十七項（中略）、第四十四条の三第三百四十八項（中略）、第四十四条の三第三百四十九項（中略）、第四十四条の三第三百五十項（中略）、第四十四条の三第三百五十一項（中略）、第四十四条の三第三百五十二項（中略）、第四十四条の三第三百五十三項（中略）、第四十四条の三第三百五十四項（中略）、第四十四条の三第三百五十五項（中略）、第四十四条の三第三百五十六項（中略）、第四十四条の三第三百五十七項（中略）、第四十四条の三第三百五十八項（中略）、第四十四条の三第三百五十九項（中略）、第四十四条の三第三百六十項（中略）、第四十四条の三第三百六十一項（中略）、第四十四条の三第三百六十二項（中略）、第四十四条の三第三百六十三項（中略）、第四十四条の三第三百六十四項（中略）、第四十四条の三第三百六十五項（中略）、第四十四条の三第三百六十六項（中略）、第四十四条の三第三百六十七項（中略）、第四十四条の三第三百六十八項（中略）、第四十四条の三第三百六十九項（中略）、第四十四条の三第三百七十項（中略）、第四十四条の三第三百七十一項（中略）、第四十四条の三第三百七十二項（中略）、第四十四条の三第三百七十三項（中略）、第四十四条の三第三百七十四項（中略）、第四十四条の三第三百七十五項（中略）、第四十四条の三第三百七十六項（中略）、第四十四条の三第三百七十七項（中略）、第四十四条の三第三百七十八項（中略）、第四十四条の三第三百七十九項（中略）、第四十四条の三第三百八十項（中略）、第四十四条の三第三百八十一項（中略）、第四十四条の三第三百八十二項（中略）、第四十四条の三第三百八十三項（中略）、第四十四条の三第三百八十四項（中略）、第四十四条の三第三百八十五項（中略）、第四十四条の三第三百八十六項（中略）、第四十四条の三第三百八十七項（中略）、第四十四条の三第三百八十八項（中略）、第四十四条の三第三百八十九項（中略）、第四十四条の三第三百九十項（中略）、第四十四条の三第三百九十一項（中略）、第四十四条の三第三百九十二項（中略）、第四十四条の三第三百九十三項（中略）、第四十四条の三第三百九十四項（中略）、第四十四条の三第三百九十五項（中略）、第四十四条の三第三百九十六項（中略）、第四十四条の三第三百九十七項（中略）、第四十四条の三第三百九十八項（中略）、第四十四条の三第三百九十九項（中略）、第四十四条の三第四百項（中略）、第四十四条の三第四百一項（中略）、第四十四条の三第四百二項（中略）、第四十四条の三第四百三項（中略）、第四十四条の三第四百四項（中略）、第四十四条の三第四百五項（中略）、第四十四条の三第四百六項（中略）、第四十四条の三第四百七項（中略）、第四十四条の三第四百八項（中略）、第四十四条の三第四百九項（中略）、第四十四条の三第四百十項（中略）、第四十四条の三第四百十一項（中略）、第四十四条の三第四百十二項（中略）、第四十四条の三第四百十三項（中略）、第四十四条の三第四百十四項（中略）、第四十四条の三第四百十五項（中略）、第四十四条の三第四百十六項（中略）、第四十四条の三第四百十七項（中略）、第四十四条の三第四百十八項（中略）、第四十四条の三第四百十九項（中略）、第四十四条の三第四百二十項（中略）、第四十四条の三第四百二十一項（中略）、第四十四条の三第四百二十二項（中略）、第四十四条の三第四百二十三項（中略）、第四十四条の三第四百二十四項（中略）、第四十四条の三第四百二十五項（中略）、第四十四条の三第四百二十六項（中略）、第四十四条の三第四百二十七項（中略）、第四十四条の三第四百二十八項（中略）、第四十四条の三第四百二十九項（中略）、第四十四条の三第四百三十項（中略）、第四十四条の三第四百三十一項（中略）、第四十四条の三第四百三十二項（中略）、第四十四条の三第四百三十三項（中略）、第四十四条の三第四百三十四項（中略）、第四十四条の三第四百三十五項（中略）、第四十四条の三第四百三十六項（中略）、第四十四条の三第四百三十七項（中略）、第四十四条の三第四百三十八項（中略）、第四十四条の三第四百三十九項（中略）、第四十四条の三第四百四十項（中略）、第四十四条の三第四百四十一項（中略）、第四十四条の三第四百四十二項（中略）、第四十四条の三第四百四十三項（中略）、第四十四条の三第四百四十四項（中略）、第四十四条の三第四百四十五項（中略）、第四十四条の三第四百四十六項（中略）、第四十四条の三第四百四十七項（中略）、第四十四条の三第四百四十八項（中略）、第四十四条の三第四百四十九項（中略）、第四十四条の三第四百五十項（中略）、第四十四条の三第四百五十一項（中略）、第四十四条の三第四百五十二項（中略）、第四十四条の三第四百五十三項（中略）、第四十四条の三第四百五十四項（中略）、第四十四条の三第四百五十五項（中略）、第四十四条の三第四百五十六項（中略）、第四十四条の三第四百五十七項（中略）、第四十四条の三第四百五十八項（中略）、第四十四条の三第四百五十九項（中略）、第四十四条の三第四百六十項（中略）、第四十四条の三第四百六十一項（中略）、第四十四条の三第四百六十二項（中略）、第四十四条の三第四百六十三項（中略）、第四十四条の三第四百六十四項（中略）、第四十四条の三第四百六十五項（中略）、第四十四条の三第四百六十六項（中略）、第四十四条の三第四百六十七項（中略）、第四十四条の三第四百六十八項（中略）、第四十四条の三第四百六十九項（中略）、第四十四条の三第四百七十項（中略）、第四十四条の三第四百七十一項（中略）、第四十四条の三第四百七十二項（中略）、第四十四条の三第四百七十三項（中略）、第四十四条の三第四百七十四項（中略）、第四十四条の三第四百七十五項（中略）、第四十四条の三第四百七十六項（中略）、第四十四条の三第四百七十七項（中略）、第四十四条の三第四百七十八項（中略）、第四十四条の三第四百七十九項（中略）、第四十四条の三第四百八十項（中略）、第四十四条の三第四百八十一項（中略）、第四十四条の三第四百八十二項（中略）、第四十四条の三第四百八十三項（中略）、第四十四条の三第四百八十四項（中略）、第四十四条の三第四百八十五項（中略）、第四十四条の三第四百八十六項（中略）、第四十四条の三第四百八十七項（中略）、第四十四条の三第四百八十八項（中略）、第四十四条の三第四百八十九項（中略）、第四十四条の三第四百九十項（中略）、第四十四条の三第四百九十一項（中略）、第四十四条の三第四百九十二項（中略）、第四十四条の三第四百九十三項（中略）、第四十四条の三第四百九十四項（中略）、第四十四条の三第四百九十五項（中略）、第四十四条の三第四百九十六項（中略）、第四十四条の三第四百九十七項（中略）、第四十四条の三第四百九十八項（中略）、第四十四条の三第四百九十九項（中略）、第四十四条の三第五百項（中略）、第四十四条の三第五百一項（中略）、第四十四条の三第五百二項（中略）、第四十四条の三第五百三項（中略）、第四十四条の三第五百四項（中略）、第四十四条の三第五百五項（中略）、第四十四条の三第五百六項（中略）、第四十四条の三第五百七項（中略）、第四十四条の三第五百八項（中略）、第四十四条の三第五百九項（中略）、第四十四条の三第五百十項（中略）、第四十四条の三第五百十一項（中略）、第四十四条の三第五百十二項（中略）、第四十四条の三第五百十三項（中略）、第四十四条の三第五百十四項（中略）、第四十四条の三第五百十五項（中略）、第四十四条の三第五百十六項（中略）、第四十四条の三第五百十七項（中略）、第四十四条の三第五百十八項（中略）、第四十四条の三第五百十九項（中略）、第四十四条の三第五百二十項（中略）、第四十四条の三第五百二十一項（中略）、第四十四条の三第五百二十二項（中略）、第四十四条の三第五百二十三項（中略）、第四十四条の三第五百二十四項（中略）、第四十四条の三第五百二十五項（中略）、第四十四条の三第五百二十六項（中略）、第四十四条の三第五百二十七項（中略）、第四十四条の三第五百二十八項（中略）、第四十四条の三第五百二十九項（中略）、第四十四条の三第五百三十項（中略）、第四十四条の三第五百三十一項（中略）、第四十四条の三第五百三十二項（中略）、第四十四条の三第五百三十三項（中略）、第四十四条の三第五百三十四項（中略）、第四十四条の三第五百三十五項（中略）、第四十四条の三第五百三十六項（中略）、第四十四条の三第五百三十七項（中略）、第四十四条の三第五百三十八項（中略）、第四十四条の三第五百三十九項（中略）、第四十四条の三第五百四十項（中略）、第四十四条の三第五百四十一項（中略）、第四十四条の三第五百四十二項（中略）、第四十四条の三第五百四十三項（中略）、第四十四条の三第五百四十四項（中略）、第四十四条の三第五百四十五項（中略）、第四十四条の三第五百四十六項（中略）、第四十四条の三第五百四十七項（中略）、第四十四条の三第五百四十八項（中略）、第四十四条の三第五百四十九項（中略）、第四十四条の三第五百五十項（中略）、第四十四条の三第五百五十一項（中略）、第四十四条の三第五百五十二項（中略）、第四十四条の三第五百五十三項（中略）、第四十四条の三第五百五十四項（中略）、第四十四条の三第五百五十五項（中略）、第四十四条の三第五百五十六項（中略）、第四十四条の三第五百五十七項（中略）、第四十四条の三第五百五十八項（中略）、第四十四条の三第五百五十九項（中略）、第四十四条の三第五百六十項（中略）、第四十四条の三第五百六十一項（中略）、第四十四条の三第五百六十二項（中略）、第四十四条の三第五百六十三項（中略）、第四十四条の三第五百六十四項（中略）、第四十四条の三第五百六十五項（中略）、第四十四条の三第五百六十六項（中略）、第四十四条の三第五百六十七項（中略）、第四十四条の三第五百六十八項（中略）、第四十四条の三第五百六十九項（中略）、第四十四条の三第五百七十項（中略）、第四十四条の三第五百七十一項（中略）、第四十四条の三第五百七十二項（中略）、第四十四条の三第五百七十三項（中略）、第四十四条の三第五百七十四項（中略）、第四十四条の三第五百七十五項（中略）、第四十四条の三第五百七十六項（中略）、第四十四条の三第五百七十七項（中略）、第四十四条の三第五百七十八項（中略）、第四十四条の三第五百七十九項（中略）、第四十四条の三第五百八十項（中略）、第四十四条の三第五百八十一項（中略）、第四十四条の三第五百八十二項（中略）、第四十四条の三第五百八十三項（中略）、第四十四条の三第五百八十四項（中略）、第四十四条の三第五百八十五項（中略）、第四十四条の三第五百八十六項（中略）、第四十四条の三第五百八十七項（中略）、第四十四条の三第五百八十八項（中略）、第四十四条の三第五百八十九項（中略）、第四十四条の三第五百九十項（中略）、第四十四条の三第五百九十一項（中略）、第四十四条の三第五百九十二項（中略）、第四十四条の三第五百九十三項（中略）、第四十四条の三第五百九十四項（中略）、第四十四条の三第五百九十五項（中略）、第四十四条の三第五百九十六項（中略）、第四十四条の三第五百九十七項（中略）、第四十四条の三第五百九十八項（中略）、第四十四条の三第五百九十九項（中略）、第四十四条の三第六百項（中略）、第四十四条の三第六百一項（中略）、第四十四条の三第六百二項（中略）、第四十四条の三第六百三項（中略）、第四十四条の三第六百四項（中略）、第四十四条の三第六百五項（中略）、第四十四条の三第六百六項（中略）、第四十四条の三第六百七項（中略）、第四十四条の三第六百八項（中略）、第四十四条の三第六百九項（中略）、第四十四条の三第六百十項（中略）、第四十四条の三第六百十一項（中略）、第四十四条の三第六百十二項（中略）、第四十四条の三第六百十三項（中略）、第四十四条の三第六百十四項（中略）、第四十四条の三第六百十五項（中略）、第四十四条の三第六百十六項（中略）、第四十四条の三第六百十七項（中略）、第四十四条の三第六百十八項（中略）、第四十四条の三第六百十九項（中略）、第四十四条の三第七百項（中略）、第四十四条の三第七百一項（中略）、第四十四条の三第七百二項（中略）、第四十四条の三第七百三項（中略）、第四十四条の三第七百四項（中略）、第四十四条の三第七百五項（中略）、第四十四条の三第七百六項（中略）、第四十四条の三第七百七項（中略）、第四十四条の三第七百八項（中略）、第四十四条の三第七百九項（中略）、第四十四条の三第七百十項（中略）、第四十四条の三第七百十一項（中略）、第四十四条の三第七百十二項（中略）、第四十四条の三第七百十三項（中略）、第四十四条の三第七百十四項（中略）、第四十四条の三第七百十五項（中略）、第四十四条の三第七百十六項（中略）、第四十四条の三第七百十七項（中略）、第四十四条の三第七百十八項（中略）、第四十四条の三第七百十九項（中略）、第四十四条の三第七百二十項（中略）、第四十四条の三第七百二十一項（中略）、第四十四条の三第七百二十二項（中略）、第四十四条の三第七百二十三項（中略）、第四十四条の三第七百二十四項（中略）、第四十四条の三第七百二十五項（中略）、第四十四条の三第七百二十六項（中略）、第四十四条の三第七百二十七項（中略）、第四十四条の三第七百二十八項（中略）、第四十四条の三第七百二十九項（中略）、第四十四条の三第七百三十項（中略）、第四十四条の三第七百三十一項（中略）、第四十四条の三第七百三十二項（中略）、第四十四条の三第七百三十三項（中略）、第四十四条の三第七百三十四項（中略）、第四十四条の三第七百三十五項（中略）、第四十四条の三第七百三十六項（中略）、第四十四条の三第七百三十七項（中略）、第四十四条の三第七百三十八項（中略）、第四十四条の三第七百三十九項（中略）、第四十四条の三第七百四十項（中略）、第四十四条の三第七百四十一項（中略）、第四十四条の三第七百四十二項（中略）、第四十四条の三第七百四十三項（中略）、第四十四条の三第七百四十四項（中略）、第四十四条の三第七百四十五項（中略）、第四十四条の三第七百四十六項（中略）、第四十四条の三第七百四十七項（中略）、第四十四条の三第七百四十八項（中略）、第四十四条の三第七百四十九項（中略）、第四十四条の三第七百五十項（中略）、第四十四条の三第七百五十一項（中略）、第四十四条の三第七百五十二項（中略）、第四十四条の三第七百五十三項（中略）、第四十四条の三第七百五十四項（中略）、第四十四条の三第七百五十五項（中略）、第四十四条の三第七百五十六項（中略）、第四十四条の三第七百五十七項（中略）、第四十四条の三第七百五十八項（中略）、第四十四条の三第七百五十九項（中略）、第四十四条の三第七百六十項（中略）、第四十四条の三第七百六十一項（中略）、第四十四条の三第七百六十二項（中略）、第四十四条の三第七百六十三項（中略）、第四十四条の三第七百六十四項（中略）、第四十四条の三第七百六十五項（中略）、第四十四条の三第七百六十六項（中略）、第四十四条の三第七百六十七項（中略）、第四十四条の三第七百六十八項（中略）、第四十四条の三第七百六十九項（中略）、第四十四条の三第七百七十項（中略）、第四十四条の三第七百七十一項（中略）、第四十四条の三第七百七十二項（中略）、第四十四条の三第七百七十三項（中略）、第四十四条の三第七百七十四項（中略）、第四十四条の三第七百七十五項（中略）、第四十四条の三第七百七十六項（中略）、第四十四条の三第七百七十七項（中略）、第四十四条の三第七百七十八項（中略）、第四十四条の三第七百七十九項（中略）、第四十四条の三第七百八十項（中略）、第四十四条の三第七百八十一項（中略）、第四十四条の三第七百八十二項（中略）、第四十四条の三第七百八十三項（中略）、第四十四条の三第七百八十四項（中略）、第四十四条の三第七百八十五項（中略）、第四十四条の三第七百八十六項（中略）、第四十四条の三第七百八十七項（中略

○金融サービスの提供に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六一）附則二条（令和五・六・九までに施行）

（定義）

第三条①（柱書略）

一 ―五（略）

六（柱書略）

イ・ロ（略）

ハ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産

七 ―十一（略）

②③（略）

（登録の拒否）

第五条（柱書略）

一（柱書略）

イ ―ニ（略）

ホ 信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。第八条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ(5)において同じ。）であった者が同法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ(5)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ ―ソ（略）

二（柱書略）

イ ―ハ（略）

ニ（柱書略）

(1)―(4)（略）

(5)（信用協同組合連合会であった法人が中小企業等協同組合法第百八条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は信用協同組合代理業者であった法人が協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五第一項の規定により当該外国の法令の規定により当該法人が当該外国の法令の規定により当該法人が当該外国の法令の規定により当該法人が

る暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が当該暗号資産交換業者の他の顧客又は他の暗号資産交換業者若しくは同法第二条第九項に規定する外国暗号資産交換業者若しくは外国暗号資産交換業者の顧客との間で行う支払等に係る暗号資産の移転で政令で定める場合を除く。）において、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

（本条の表二改正により追加）

（暗号資産交換業者への準用）

第一七条の四　第十七条及び第十七条の二の規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十七条中「顧客と」とあるのは「顧客の」と、「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、第十七条の二第一項中「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、同条第三項中「外国為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、読み替えるものとする。（改正後の①）

②　（改正により追加）

（暗号資産交換業者への準用）

第一八条　第十八条から第十八条の四までの規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「顧客の」とあるのは「顧客の」と、「係る為替取引」とあるのは「係る暗号資産の移転」と、「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と、同条第二項及び第三項、第十八条の二、第十八条の三第一項並びに第十八条の四中「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と読み替えるものとする。

②　（改正により追加）

（資本取引とみなす取引）

第一〇条の二　（柱書略）

一　居住者と非居住者との間の暗号資産の管理に関する契約に基づく当該暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引（以下この条において「暗号資産移転取引」という。）前条第一号に掲げる資本取引

二　居住者と非居住者との間の暗号資産の貸借契約又は暗号資産を移転する義務に係る証券契約に基づく暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引　前条第二号に掲げる資本取引

三　居住者と居住者との間の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関する契約に基づく暗号資産の移転を求める権利の発生等に係る取引　前条第三号に掲げる資本取引

（銀行等その他の金融機関等の本人確認義務等）

第一三条の二①　銀行等、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。）、第五十五条の二において同じ）及び暗号資産交換業者（次項において「銀行等その他の金融機関等」という。）は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。）との間で第二十条に規定する資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（次項において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。

②　第十八条第二項から第四項まで及び第十八条の二から第十八条の四までの規定は、銀行等その他の金融機関等が資本取引に係る契約締結等行為を行う場合について準用する。この場合において、第十八条の三第一項中「特定為替取引」とあるのは、「第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約」と読み替えるものとする。

（定義）

第二六条①　（柱書略）

一～三　（略）

四　組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約に基づき成立する組合（二人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。以下この号及び次項第七号において「任意組合」という。）若しくは投資事業有限責任組合（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び次項第七号において「投資事業有限責任組合」という。）又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この号及び次条第十三項において同じ）であつて、第一号に掲げるものの他政令で定めるものによる出資の金額の合計が当該組合等の総組合員（特定組合類似団体にあつては全ての構成員）による出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの（当該組合等の業務執行組合員（任意組合の業務の執行を委任を受けた組合員若しくは投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は特定組合類似団体にあつては、これらの組合員又は特定組合類似団体に類似するものをいう。）が当該組合等の業務の執行を委任を受けた組合員若しくは投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は特定組合類似団体にあつては、これらの組合員又は特定組合類似団体に類似するものの過半数を占めるものに限る。）

五　（略）

②～④　（略）

（対内直接投資等の届出及び変更勧告等）

第一七条①　外国投資家（前条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この条、第二十八条、第二十九条、第二九条第一項から第四項まで、第五十五条の二及び第九章において同じ）は、対内直接投資等（前条第二項に規定する対内直接投資等をいい、相続、遺贈、贈与、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条、第二十九条第二項及び第九章において同じ）のうち第三項の規定による審査を必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定められるものを行おうとするときは、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

②～⑭　（略）

（資本取引の報告）

第五五条の三①　略

②　銀行等、金融商品取引業者及び暗号資産交換業者は、前項第三号（第二十条の規定に基づく資本取引とみなされる場合に限る。第四項において同じ）、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。

③～⑤　（略）

⑥　前項で定める場合のほか、居住者が第一項第三号、第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者が銀行等、金融商品取引業者、暗号資産交換業者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかわらず、当該資本取引に係る同項の規定による報告をすることを要しない。

⑦　銀行等、金融商品取引業者及び暗号資産交換業者は、それぞれ、銀行等、金融商品取引業者及び暗号資産交換業者については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は媒介、取次ぎ若しくは代理をした資本取引について財務省令で定める事項を報告をしたときは、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に関して財務省令で定める事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

⑧　（略）

第六九条の六①　次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為為の目的物の価格の五倍が二千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一　第二十五条第一項又は第四項の規定に基づく命令の規定に違反して同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二　第三十条第一項の規定に違反して同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

②　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為為の目的物の価格の五倍が三千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一　特定技術にあつては、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくは細菌を搬送することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる技術の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術の設計、製造若しくは使用に係る技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二　第四十八条第一項の特定に係る貨物であつて、核兵器等又はその開発等への転用されるおそれが特に大きいと認められその用途が特に大きいと認められる貨物について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物をした者

三　第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

③　略

第六九条の七①　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一　第二十五条第一項又は第四項の規定に基づく命令の規定に違反して同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二　第三十条第一項の規定に違反して同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

②　略

第七〇条①　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一　第二十五条第一項又は第四項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二　第三十条第一項の規定に違反して同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

②　（略）

きは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一　第八条の二の規定に違反して支払等をした者

二　第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反して取引、行為又は支払等をした者

三　第十六条の第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第五項の規に違反して支払等をした者

四　第十六条の二の規定による支払等の禁止に違反して、又は等をした者

五　第十七条の二第二項（第十七条の三及び第十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行った者

六　第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入した者

七　第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

八　第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

九　第二十三条第二項の規定に違反して経理した者

十　第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対外直接投資を行った者

十一　第二十一条第三項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に対外直接投資を行った者

十二　第二十三条第七項の規定に違反して対外直接投資を行った者

十三　第二十三条第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して対外直接投資を行った者

十四　第二十四条第一項又は第五項の規定に違反してこれらの規定による許可を受けないで特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定による命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者

十五　第二十四条の二の規定による特定資本取引の禁止に違反して、又は同条の規定による命令の規定による許可を受けないで特定資本取引をした者

十六　第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第二号に定める行為をした者

十七　第二十五条第五項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める役務取引をした者

十八　第二十五条第六項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行った者

十九　第二十五条の二第一項又は第二項の規定による技術の提供を目的とする取引若しくは国外技術送信又は貨物の輸出の禁止に違反して、又は同条の規定による技術記録媒体等輸出若しくは外技術送信又は貨物の輸出をした者

二十　第二十五条の二第三項の規定による貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十一　第二十五条の二第四項の規定により短縮された場合には、当該延長されて、又は同項の規定に基づく命令の規定による役務取引等の禁止を受けないで役務取引等をした者

二十二　第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資を行った者

二十三　第二十七条第十三項又は第二十八条第九項の規定による定税金を納付せず、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び外国投資家とみなされる者を含む。）

二十四　第二十七条第一項又は第二十八条第二項の規定に違反して、第二十七条第十三項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十五　第二十七条第十四項又は第二十八条第十項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十六　第二十七条第十五項又は第二十八条第十一項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十七　第二十七条第十六項又は第二十八条第十二項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十八　第二十七条第十七項又は第二十八条第十三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十九　第三十条第七項において準用する第二十七条第八項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者

三十　第三十条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

三十一　第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

三十二　第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信をした者

三十三　第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十四　第五十三条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者

三十五　第六十七条第一項の規定により付した第二十五条第一項若しくは第四項又は第四十八条第一項の許可の条件に違反した者

三十六　偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は同条第四項、第四十八条第一項の規定により付した条件に違反した者

三十七　偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は同条第四項、第四十八条第一項の規定により付した条件に違反した者

三十八　第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十九　第三十五条第七項において準用する第二十七条第八項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者

四十　第三十五条第七項において準用する第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

四十一　第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

四十二　第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信をした者

四十三　第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

四十四　第五十三条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者

四十五　第六十七条第一項の規定により付した第二十五条第一項若しくは第四項又は第四十八条第一項の許可の条件に違反した者

四十六　偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は同条第四項、第四十八条第一項の規定により付した条件に違反した者

四十七　第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

四十八　第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

四十九　第五十五条の七第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十　第五十五条の八第一項の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十一　第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者

五十二　第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

五十三　第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

五十四　第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十五　第五十五条の八第一項の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十六　第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者

五十七　第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七一条の二　本人特定定事項を隠ぺいする目的で、第十八条第四項（第十八条の五、第十八条の六、第二十二条の二第二項及び第二十二条三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七一条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第三項の規定により付した条件に違反した者

二　第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかった者

六　第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

七　第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八　第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九　第五十五条の八の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十　第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者

十一　第五十五条の十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二　第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七一条の二　本人特定定事項を隠ぺいする目的で、第十八条第四項（第十八条の五、第十八条の六、第二十二条の二第二項及び第二十二条三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

有効な改正前規定（外国為替及び外国貿易法）

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇 **法六一**）附則二七条（令和五・一・一・一七までに施行）

（特定社会基盤事業者の指定）

第五〇条　①　（柱書略）

一―十二　（略）

十三　（柱書略）

イ―ニ　（略）

ホ　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十項に規定する資金清算業及び同法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

ヘ―チ　（略）

十四　（略）

②③　（略）

○宅地建物取引業法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇 **法六一**）附則一四条（令和五・六・九までに施行）

（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第五〇条の二の四　金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業務の種別に係る登録を受けているものに限る。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百八十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第一十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡を対価とする場合を含む。）又は受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第六項まで及び第八項の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは、「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同条第八項中「第三項に規定する売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

第九一条の四【特定信用事業代理業に関する銀行法の準用】

①　銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十五から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十二条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所属銀行に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

②　（略）

第九一条の五の八【登録の届出等】①　第九十二条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」という。）は、特定用事業電子決済等代行業を営むことができる。

②　②　⑤　（略）

⑥　電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第九十二条の五の三から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第二項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十から第五十二条の六十一の十一から第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の二十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。（後略）

第九一条の五の九【特定信用事業電子決済等代行業等に関する銀行法の準用】①　銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。）、第五十三条第一項及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあつては第十条第一項第三号の事業を行う組合について、それぞれ準用する。

②　（略）

第九一条の八【指定信用事業等紛争解決機関に関する銀行法の準用】①　銀行法第七章の六（第九十二条の六十二及び第五十二条の六十七第一項を除く。）及び第五十六条（第十九号に係る部分に限る。）の規定は、指定信用事業等紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用事業等であるものをいう。）について準用する。第九十八条第三項及び第百三条第三号において同じ。）

②　（略）

第一〇一条【組合等の役員等の過料】①　（柱書略）

一―三　（略）

四　第十一条第四項、第十一条の四十七第四項、第十一条の四十八第四項、第十一条の五十一第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項、第五項若しくは第八項、第七十一条の三第三項、第七十二条の三第三項、第七十三条の三十五第三項、第九十二条の五第三項、第九十二条の八第三項若しくは第九十二条の六第一項若しくは第九十七条、準用銀行法第五十二条の六第一項において準用する銀行法第五十三条第四項又は第九十二条の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五―五十六　（略）

②③　（略）

○農業協同組合法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四・六・一〇 **法六一**）附則九条（令和五・六・九までに施行）

第九二条の四【特定信用事業代理業に関する銀行法の準用】①　銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十五から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十二条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所属銀行に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

②　（略）

第九二条の五の八【登録の届出等】①　第九十二条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」という。）は、特定用事業電子決済等代行業を営むことができる。

②　②　⑤　（略）

⑥　電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第九十二条の五の三から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第二項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十から第五十二条の六十一の十一から第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の二十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。（後略）

第一〇一条【組合等の役員等の過料】①　（柱書略）

一―三　（略）

四　第十一条第四項、第十一条の四十七第四項、第十一条の四十八第四項、第十一条の五十一第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項、第五項若しくは第八項、第七十一条の三第三項、第七十二条の三第三項、第七十三条の三十五第三項、第九十二条の五第三項、第九十二条の八第三項若しくは第九十二条の六第一項若しくは第九十七条、準用銀行法第五十二条の六第一項において準用する銀行法第五十三条第四項又は第九十二条の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五―五十六　（略）

②③　（略）

○電気事業法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四・六・二二**法七四**）本則四条（令和五・二・二一までに施行）

第三章第二節

第六款（第五五条の二―第五五条の一三）（改正により追加）

第一〇五条の二（改正により追加）

（手数料）

第一一二条①（柱書略）

一―四（略）

四の二（改正により追加）

五・六（略）

②③（略）

第一二〇条（柱書略）

一　第二条の七第二項（第二十七条の二十九及び第二十七条の七において準用する場合を含む）、第二条の八第一項、第七条第四項（第八条第二項において準用する場合を含む）、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の七の二第四項（第二十七条の七の三第二項において準用する場合を含む）、第二十七条の七の十第一項、第二十七条の十二の六第四項（第二十七条の十二の七第二項において準用する場合を含む）、第二十七条の十一第一項、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十二第四項第二項、第二十七条の二十五第一項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む）、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第三項、第四十六条第一項若しくは第二項、第四十七条第四項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十七条の二第四項若しくは第七項、第五十七条の二第二項又は第七十四条（第八十条の二第三項、第八十条の二第二項又は第七十四条において準用する場合を含む）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二―四（略）

五　第二十条第三項（第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む）又は第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかったとき。

六―八（略）

八の二（改正により追加）

九―十三（略）

○電波法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四・六・一〇**法六三**）本則三条（令和五・六・九までに施行）

・電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四・六・一七**法七〇**）附則七条（令和五・六・一六施行）

（欠格事由）

第五条①②（略）

③（柱書略）

一・二（略）

三　第二十七条の十六第一項（第一号を除く。）又は第二項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四（略）

④　公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であって、第十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。）及び移動受信用地上基幹放送（同条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一（略）

二　法人又は団体であって、第一項第一号から第三号までに掲げる者が放送法第二条第三十一号の特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三　法人又は団体であって、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの

（前号に該当する場合を除く）

イ（略）

ロ　イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

⑤　前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。）及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送（同条第十九号の多重放送をいう。以下同じ。）を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送の電波に重畳して行う多重放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

⑥（略）

（免許の申請）

第六条①　無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一―九（略）

十（改正により追加）

②　基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項（自己の地上基幹放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一（略）

二　前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項

三―五（略）

六　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要

七―九（改正により追加）

③―⑨（略）

（工事設計等の変更）

第九条①　前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

②　前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

③　第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準（第三章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。

④　前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信行事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は

有効な改正前規定（電波法）

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一・二　（略）

⑤　前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更に該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもって足りる。

⑥　（略）

（変更等の許可）

第一七条①　免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一・二　（略）

②　前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更に該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもって足りる。

③　（略）

（開設計画の認定）

第一七条の四①　特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によって開設される特定基地局の総体をいう。次項第六号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第六号及び第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

②—⑨　（略）

（開設計画の変更等）

第一七条の一五①—④　（略）

新⑤　（改正により追加）

⑥　総務大臣は、第一項の認定事項についての変更に係るもの（前条第九項の総務省令で定める軽微なものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。（改正後の⑨）

（認定の取消し等）

第一七条の一六①　（略）

新②—⑤　（改正により追加）

②　（柱書略）

一—四　（略）

五　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により免許を受けるとき（当該変更登録が認定計画に係る特定基地局又は高度既設特定基地局に関する事項の変更に係るものの場合に限る。）

ニ　（略）

（改正後の⑥）

③　（略、改正後の⑦）

④　総務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定開設者に送付しなければならない。

（改正後の⑧）

（登録の抹消）

第一七条の一〇　総務大臣は、第二十七条の十六第三項、第七十六条第六項から第八項までに若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（登録状の返納）

第一七条の一一　第二十七条の十六第三項、第七十六条第六項から第八項までに若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十九第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失ったときは、登録人であった者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三八条の一①　登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することが できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第一十号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

②　（略）

（無線局の免許の取消し等）

第七五条①　総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けることができない者となったとき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失ったときは、当該免許を受けることができない者となった免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を取り消さなければならない。

②　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第四項第三号に該当する場合に限る。）の規定により免許を受ける ことができない者となった場合において、同項第三号に該当することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができる。

③—⑤　（改正により追加）

第七六条①—⑥　（略）

⑦　（柱書略）

一　（略）

二　電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十二条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

⑧　三　（略）

第七七条　総務大臣は、第七十五条から前条までの規定による処分をしたときは、理由を記載した文書を免許人等に送付しなければならない。

第八〇条の二　（改正により追加）

（必要的諮問事項）

第九九条の一①　（柱書略）

一　第四条第一項から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第三項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定に係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件、第四条の三に呼出符号又は呼出名称の指定、第六条第八項（無線局の免許申請期間、第七条第一項第四号、基幹放送局以外の無線局の開設根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線局の送信を行う基準）、同条第六号ニ（基幹放送局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第十条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を受けない工事）、第十条第五項及び第十七条第一項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第一項（電波利用料制度）、第十五条の二第一項（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第十二条の二第一項（特定無線局）、第十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第一項（特定無線局の開設等の有効期間）、第二十七条の六第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する基準）、同条第二十七条の二項（開設計画の認定に係る勘案事項）、第二十七条の二項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の二十八第一項（認定無線局の開設等の要否に係る事項）、第二十七条の二十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百二十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百三十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百四十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百五十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百六十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百七十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百八十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の百九十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百二十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百三十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百四十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百五十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百六十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百七十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百八十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二百九十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百二十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百三十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百四十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百五十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百六十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百七十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百八十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の三百九十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の四百十九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の五百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の六百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の七百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の八百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の九百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十一百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十二百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十三百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十四百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十五百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十六百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十七百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十八百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の十九百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百五第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百六第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百七第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百八第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十一百九第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十二百第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十二百一第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十二百二第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十二百三第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十二百四第一項（認定の取消し等）、第二十七条の二十二百五第

二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第百二条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二　（略）

三　第二十七条の十六第二項若しくは第三項の規定による無線局免許等の取消し、同項の規定による無線局免許等の取消し、第三十九条の十一第二項（第百五項及び第百二条の五、第七十一条の三第十一項、第百一条の七に係る第百五項及び第百二条の五、第七十一条の三第十一項において準用する場合を含む）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第百二条の四十七条第十三項において準用する場合を含む）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項、第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の二十一第八項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による無線局の指定の禁止若しくは登録局の規定による無線局の開設の禁止若しくは無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四・五　（略）

②　（略）

第一一六条　（柱書略）

一・二　（略）

新三・四　（改正により追加）

三―十二　（略）（改正後の五―十四）

新十五　（改正により追加）

十三―二十五　（略）（改正後の十六―二十八）

二十九　（改正により追加）

二十六―二十八　（略）（改正後の三十―三十二）

○電気通信事業法

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四・六・一七法七〇）本則（令和五・六・一六施行）

（目的）

第一条　この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　（柱書略）

一―四　（略）

五　電気通信事業者　電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

六　電気通信事業　電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

七　（改正により追加）

（基礎的電気通信役務の提供）

第七条　基礎的電気通信役務　国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

一・二　（改正により追加）

（登録の更新）

第二条の二①―③　（略）

④　（柱書略）

一　（略）

二　（柱書略）

イ　（略）

ロ　第十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供をする契約を締結する者をいう。以下同じ。）の電気通信役務（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうち占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えないもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（イに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

ハ　（略）

ニ　その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この号及び第三十四条第一項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるもの総体（ハに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

（変更登録等）

第三条①　（略）

②　（改正により追加）

新②　前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。（改正後の③）

③④　（略、改正後の④⑤）

（電気通信事業の届出）

第一六条①　（柱書略）

一―三　（略）

四　電気通信役務の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

五　（略）

新②　（改正により追加）

②　前項の届出をした者は、同項第一号、第二号又は第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（改正後の③）

③④　（略、改正後の④⑤）

⑥　（改正により追加）

第二章

第三節　電気通信事業者の業務

（基礎的電気通信役務の契約約款）

第一九条①　基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件の提供は、基礎的電気通信役務に関する料金を他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項を除く。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

②　総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一―六　（略）

③　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定める料金その他の提供条件については、同項の規定により届け出た契約約款によらなければ当該基礎的電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により契約約款に定める当基礎的電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

一・二　（改正により追加）

④　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める基準に従い、第一項の規定により届け出た契約約款に定める当該基礎的電気通信役務の料金を減免することができる。

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第二〇条①　指定電気通信役務　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づいて提供することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第三項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

②　指定電気通信役務であつて、基礎的電気通信役務である電気通信役務については、前項（第四項の規定により読み替えて適

有効な改正前規定（電気通信事業法）

用する場合を含む。）の規定は適用しない。

③ 総務大臣は、第一項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た契約約款（以下「保障契約約款」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一～六　（略）

④ 第三十三条第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、総務大臣に届け出なければならない。

⑤ 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の意が表明される場合を除き、保障契約約款に定める当該指定電気通信役務を提供しては提供条件によらなければ当該指定電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により保障契約約款に定める当該指定電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

一・二　（改正により追加）

⑥ （略）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条① （略）

② 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

③④ （略）

⑤ 第一種指定電気通信役務であった電気通信設備を設置している電気通信事業者が当該電気通信役務に関する料金であって第三十三条第一項の規定による指定の解除の際現に第一項の規定により認可を受けているものは、第十九条第一項の規定により届け出た契約約款に定める料金とみなす。

⑥⑦ （略）

（契約約款等の掲示等）

第三十三条① 基礎的電気通信役務、指定電気通信役務又は特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第十九条第一項又は第二十条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た契約約款（第五十二条第一項又は第五十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。）又は第二十一条第二項の規定により認可を受けた料金を、総務省令で定めるところにより、公表するとともに、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

② （略）

（会計の整理）

第二十四条 （柱書略）

一 基礎的電気通信役務（改正により削られた）

イ （略）

ロ・ハ （略、改正後のイ・ロ）

二・三 （略）

（提供義務）

第三十五条① 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

② （略、改正により追加）

新② （改正により追加）

③ （略、改正後の③）

（書面の交付）

第二十六条の二① 電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面を作成し、これを利用者（電気通信事業者である者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

② （略）

③ （略）

（書面による解除）

第二十六条の三① 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日（当該役務の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日）から起算して八日を経過するまでの間（利用者が、電気通信事業者から届出媒介等業務受託者を通じて、第七十三条の三第二項第二号において同じ。）がそれぞれ第一号又は第七十三条の三において準用する同号規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による電気通信契約の解除を行わなかなかった場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところにより書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除を行うことができる。

② （略）

③ 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があった場合には、利用者に対し、当該契約の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又は既に支払われた金銭等（金銭その他の財産をいう。次項において同じ。）の支払若しくは交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までの期間に提供を受けた電気通信役務に対して利用者が支払うべき金額その他の当該契約に関して利用者が支払うべき金額として総務省令で定める額については、この限りでない。

④ 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があった場合において、当該契約に関連して金銭等を受領しているときは、利用者に対し、速やかにこれを返還しなければならない。ただし、当該契約に関連して受領した金銭等のうち前項ただし書の総務省令で定める額については、この限りでない。

⑤ （略）

（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）

第二十七条の三① （略）

一 （柱書略）

その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。）に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。）に対し、第二十九条第一項、第七十三条の四及び第百六十七条の二において同じ。）に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることその他電気通信事業者間の適正な競争に関係を阻害するおそれがある利益の提供をすることを約し、又は第三者に約させること。

二 （略）

③ （略）

第二十七条の五～第二十七条の二 （改正により追加）

（業務の停止等の報告）

第二十八条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他の重大な事故が生じたときは、総務大臣に報告しなければならない。

一・二 （改正により追加）

② （改正後の①）

（改正により追加）

第二十九条① （柱書略）

一～四 電気通信事業者が提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務（保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）を除く。次号から第七号までにおいて同じ。）に関する料金について、その額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害していると認めるとき。

五～十二 （略）

② （柱書略）

一 電気通信事業者が第二十六条第一項、第二十八条の二第一項、第二十七条の四第一項、第二十七条、第二十七条の二又は第二十七条の四の規定に違反したとき　当該電気通信事業者

二 （略）

三・四 （改正により追加）

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条① 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用の電気通信設備（移動端末設備を除く。）と接続される伝送路設備の同種の伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置するものであって、その伝送路設備の電気通信回線の数のうちに設置される全ての伝送路設備の電気通信回線の数に占めるべき割合が総務省令で定めるものを超えるものとなることとなる場合において当該電気通信設備を設置する電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信役務の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

②～⑦ （略）

⑧ 総務大臣は、前項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款で定める接続料又は接続条件が共の利益の増進に支障があると認めるときは、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

⑨ 項の規定に指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受けて又は第七項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款（以下この条において「認可接続約款等」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変

⑩ 更してはならない。

⑪ 前項の規定とかかわらず、認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の認可を受けて、当該認可接続約款等で定める接続料及び接続条件（第二項に規定する接続料及び接続条件（第二項に規定する接続料及び接続条件に該当するものに限る。）のいずれにも適合している接続料及び接続条件に異なる接続料及び接続条件（第二項に規定する接続料及び接続条件（第二項に規定する接続料及び接続条件（第二項に規定する

を申し立てることができる。

⑧ 総務大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

第一〇条の二～第一一〇条の五（改正により追加）

（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定）

第一一六条の二①（柱書略）

一 送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークは電磁的方式で作られた記に係る記録媒体を通じた電子計算機による対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信、当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。次項第一号イにおいて同じ）により行われるものをいう。同項において同じ）に対処する電気通信事業者を支援することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを目的とすること。

イ・ロ（改正により追加）

二～四（略）

②（柱書略）

一 イ（柱書略）

（認定の基準）

第一一九条（柱書略）

一・二（略）

三 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登録若しくは第十三条第一項の届出をしてること。

四 第十三条第一項若しくは第三項の届出をしてること。

（準用）

第一五六条① 前二条の規定は、電気通信設備は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、第百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第百五十四条第一項中「接続条件」並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「同条第一項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

② 前三条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは、「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約細目」と、第百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「同条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

第一五七条の二① 電気通信事業者と第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が送信先の電気通信設備を第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契約」という。）の締結に際し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

②～④（略）

（聴聞の特例）

第一六一条① 総務大臣は、第十九条第一項、第二十条第三項、第四項、第十一条第四項、第二十九条、第二十条第五項、第十一条第三項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項、第四十四条の二、第五十一条、第七十三条の四又は第百二十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のため手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

②③（略）

（適用除外等）

第一六四条①（柱書略）

一・二（略）

三 第十五条（改正により追加）

四・五（略）

②（柱書略）

一～三（略）

四・五（改正により追加）

③ 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第百五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。

④⑤（略）

（営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱）

第一六五条①（略）

② 前項の規定による届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十四条の二まで、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第六十条、第七十条及び第二章第七節の規定の適用については、この限りでない。

第一六六条① 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信役務の提供の状況、電気通信設備（電気通信役務の提供に関する命令、第二十条第三項若しくは第四項の規定による接続約款の変更の命令、第二十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十九条の三、第三十四条第三項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

（電気通信役務の提供に関する命令、第百二十八条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第百三十八条第三項の規定による支障の除去に関する裁定又は第百三十八条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十条第四項の規定による業務の改善命令、第三十条第五項の規定による同条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第三項各号に掲げる為の停止若しくは変更の命令若しくは第二十条第四項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による計画の変更の勧告、第三十九条の三、第三十四条第三項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

（報告及び検査）

第一六六条① 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信役務の提供の状況、電気通信設備（電気通信役務の提供に関する命令、第二十条第三項若しくは第四項の規定による接続約款の変更の命令、第二十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十九条の三、第三十四条第三項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

（電気通信役務の提供に関する命令、第百二十八条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第百三十八条第三項の規定による支障の除去に関する裁定又は第百三十八条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十条第四項の規定による業務の改善命令、第三十条第五項の規定による同条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第三項各号に掲げる為の停止若しくは変更の命令若しくは第二十条第四項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による計画の変更の勧告、第三十九条の三、第三十四条第三項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

（聴聞の特例）

第一六一条① 総務大臣は、第十九条第一項、第二十条第三項、第四項、第十一条第四項、第二十九条、第二十条第五項、第十一条第三項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項、第四十四条の二、第五十一条、第七十三条の四又は第百二十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のため手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

②③（略）

（適用除外等）

第一六四条①（柱書略）

一・二（略）

三 第十五条（改正により追加）

四・五（略）

②（柱書略）

一～三（略）

四・五（改正により追加）

③ 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第百五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。

④⑤（略）

（営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱）

第一六五条①（略）

② 前項の規定による届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十四条の二まで、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第六十条、第七十条及び第二章第七節の規定の適用については、この限りでない。

第一六六条① 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信役務の提供の状況、電気通信設備（電気通信役務の提供に関する命令、第二十条第三項若しくは第四項の規定による接続約款の変更の命令、第二十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十九条の三、第三十四条第三項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

（電気通信役務の提供に関する命令、第百二十八条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第百三十八条第三項の規定による支障の除去に関する裁定又は第百三十八条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十条第四項の規定による業務の改善命令、第三十条第五項の規定による同条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第三項各号に掲げる為の停止若しくは変更の命令若しくは第二十条第四項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による計画の変更の勧告、第三十九条の三、第三十四条第三項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十二条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定

三　第百十条第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四　第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第一項第二号ロ若しくはニ、第十条第一項、第二十一条第一項第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四、第二十七条の二（第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第一項ただし書、第六項若しくは第八項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第五項まで、第四十五条第三項、第五十条の十、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第百八条第一項各号若しくは第三項、第百九条第一項から第三項まで、第百十条第一項若しくは第二項又は第百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

第一七七条　第九条の規定に違反して電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一八〇条の二　第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一八一条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

一　第五十四条（第六十一条及び第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第六十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十七条第一項の規定による禁止に違反した者

第一八五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）

二　第十三条の二第一項の規定に違反して第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行った者

第一八六条（柱書略）

一　第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第三号又は第四号の事項を変更したとき。

二　（略）

三　第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十五条第一項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第一項、第四十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第百二十一条第三項の規定による命令又は処分に違反したとき。

新四（改正により追加）

四―八（略、改正後の五―九）

第一八七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第五十三条第三項又は第六十八条の八第二項の規定に違反して表示を付した者

第一八八条（柱書略）

一　第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第十七条第二項、第三十七条第一項、第三十八条第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第一項、第七十三条の二第三項若しくは第四項、第百八条第三項、第百二十三条第四項（第百二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第二十条第一項の規定による届出をしなかったとき。

三―五（略）

六　第二十八条又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七―十八（略）

第一九〇条（柱書略）

一　（略）

二　第百七十七条、第百七十九条、第百八十条の二、第百八十二条第二号又は第百八十五条から第百八十八条まで　各本条の罰金刑

第一九二条（柱書略）

一　第六十三条第五項、第六十八条の六第四項、第六十八条の十第一項、第八十五条の六第二項、第九十条第二項又は第百十六条の二第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三　（略）

第一九三条（柱書略）

一　第十三条第四項、第十六条第二項、第十八条第三項、第五十条の六第三項又は第七十三条の二第二項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二―四　（略）

有効な改正前規定（電気通信事業法）

○放送法

有効な改正前規定（放送法）

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四・六・一〇法六三）本則三条（令和五・六・九までに施行）

（中期経営計画）

第七一条の二①（略）

②（柱書略）

一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。）

二―七（略）

（支出の制限等）

第七三条①（略）

②（柱書略）

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務

二（略）

（放送番組の編集等に関する通則等の適用）

第八四条 第七条、第十二条、第十四条、第九十五条第二項、第九十八条、第百条及び第百九条の規定は、協会については、適用しない。

（認定）

第九三条①（柱書略）

一―五（略）

六 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ―ニ（略）

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が全の議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

(1)（略）

(2)(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ヘ―リ（略）

ヌ 電波法第二十七条の十六第一項又は第二項（第四号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル（略）

② 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二（略）

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四―八（略）

九・十（改正により追加）

③―⑤（略）

（放送事項等の変更）

第九七条①（略）

② 認定基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

③（略）

（認定の取消し等）

第一〇三条①（略）

② 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十二条第一項第七号ホに該当することとなつた場合において、同号ホに該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

一―三（改正により追加）

③―⑤（改正により追加）

第一一〇条の二（改正により追加）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第一一六条①（柱書略）

一 基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三条第一項第七号ニに定める事由

二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三条第一項第七号ニ又はホに定める事由

（改正により追加）

② 前項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、第九十三条第一項第七号ホ(1)に掲げる者により同号ホ(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(2)に掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホに定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

③ 前項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号ライに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号イ及びロに掲げる者が有する株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

④ 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号ライに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号イ及びロに掲げる者が有する株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

⑤（略）

第五章第二節第一款

第一一六条の二（改正により追加）

第五章第二節第三款

第一一六条の三（略、改正後の第一一六条の三）

（経営基盤強化計画の認定）

第一一六条の三①（略）

②（柱書略）

一―四（略）

五 第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項

イ 特定放送番組同一化（二以上の国内基幹放送（当該二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が相互に重複せず、かつ、当該放送対象地域のうちいずれか又は全てが指定放送対象地域である場合に限る。）の放送時間の全部又は一部について、同一の放送番組の放送を同時に行うこと（放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同ときに行う場合にあつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送を同時に行う放送時間の割合が総務省令で定める割合を超える場合に限る。）をいう。以下この条及び第百十六条の六において同じ。）の内容

ロ（略）

六（略）

③（柱書略）

一―三（略）

四 第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとするものにあつては、その地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

五（略）

④（略）

（改正後の第一一六条の四）

第一一六条の四・第一一六条の五（略、改正後の第一一六条の五・第一一六条の六）

（審議機関の設置等の特例）

第一一六条の六①（略）

② 認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者（当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者である場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送、業務の用に供する基幹放送局提供事業者（当該国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合にあつては、その基幹放送局提供事業者）に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合におけの放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送」という。）である認定経営基盤強化計画に規定する国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者である場合における当該国内基幹放送に係る放送対象地域のうちいずれか又は全てが指定放送対象地域である場合に限る。）の放送時間の全部又は一部について、同一の放送番組の放送を同時に行うこと（放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同ときに行う場合にあつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送を同時に行う放送時間の割合が総務省令で定める割合を超える場合に限る。）をいう。以下この条及び第百十六条の六において同じ。）の内容

③（略）

第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項

対象地域」とあるのは「その第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該放送対象地域」とあるのは「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

（改正後の第二六条の七）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第二五条①（柱書略）

一（略）

新（改正により追加）

二　当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合　電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由（改正後の三）

②　第百十六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項に規定する外国人等」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「特定地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

（認定）

第二五九条①（略）

②　（柱書略）

一―四（略）

五（柱書略）

イ（略）

ロ　(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社（イに該当する場合を除く。）

(1)（略）

(2)(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ―ホ（略）

ヘ　第百六十六条第一項（第二号を除く。）又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト（略）

チ　電波法第二十七条の十六第一項又は第二項（第四号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ・ヌ（略）

③（柱書略）

一（略）

二　申請案会社の名称及び住所並びに代表者の氏名

三・四（略）

新（改正により追加）

五（略　改正後の八）

④（略）

（届出）

第一六〇条（柱書略）

一（略）

二　前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があったとき

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第一六一条①（略）

②　第百十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に次各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める場合」とあるのは「第百六十一条第一項に規定する外国人等」と、同条第三項中「第百六十一条第一項」とあるのは「第百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「とき」とあるのは「とき」は、社債等振替法第百五十二条第一項」と、「次格事由」とあるのは「同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第百六十一条第一項及び同条第三項において準用する第百十六条第二項」と、「第九十三条第一項」とあるのは「第百五十九条第二項第五号ロ(1)と、同号ホ(1)とあるのは「同号ロ(2)と、「株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

第一六一条の二（改正により追加）

（認定の取消し）

第一六六条①（略）

新②―⑤（改正により追加）

②（略、改正後の⑥）

（電波監理審議会への諮問）

第一七七条①（柱書略）

一　第九十一条第一項若しくは第四百十六条の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第百十六条の二第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第百六十五条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

二　第十八条第五項において準用する場合を含む。）中継国際放送の協定の認可、第二十条第十項（実施基準の認可、同条第十九項の認定の認可、第二十二条第一項（立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可、第二十二条の三（関連事業持株会社への出資の認可、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第二項及び第三項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請、第六十六条第一項（取支子算等の認可）、第八十五条第一項第七十一条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第二十二条の二（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）認定の更新、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務の用いられる電気通信設備の変更の許可）、第百十六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令、第百四十条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令、第百五十条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令、第百六十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三　（略）

四　第二十条第十七項（実施基準の認可の取消し）、第二十二条の三第五項（関連事業出資計画の認定の取消し）、第百四条（基幹放送の業務に関する認定の取消し）、第百十六条の四第五項（経営基盤強化計画の認定の取消し）、第百二十一条（一般放送の業務に関する登録の取消し）、第百六十六条第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第百七十三条第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分

五　第二条第二十四号（基幹放送局設備）、同条第三十一号（特定役員）、同条第三十二号（支配関係）、第六十三条第一項（割増金の額に係る倍数）、第九十三条第一項、第四十四条第四項（衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準）、同条第五号ただし書（基幹放送による表現の自由等）、同条第四項（基幹放送の業務の認定の申請期間）、第十七条第一項ただし書（基幹放送局設備の技術基準）、第百十七条第一項（基幹放送設備の技術基準）、第百十三条、第百十二条若しくは第百三十七条（報告を要する重大事故の基準）、第百二十一条第一項（基幹放送局設備の技術基準）、第百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送、第百三十六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第百五十条（有料放送の役務の提供条件の説明）、第百五十条の二第一項（書面の交付）、第百五十条の三第一項若しくは第百六十条（有料放送事業者等による解除）、第百五十一条の二第三号（有料放送事業者等の禁止行為）、第百六十一条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由等）有基準の特例、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ（認定放送持株会社に係る特例）又は第百六十四条第二項（保有基準割合）の規定による総務省令の制定又は改廃

②　（略）

第一九一条①（柱書略）

一―五（略）

六・七（改正により追加）

②（略）

第一九三条（柱書略）

一　第百十六条の四第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二（略）

○著作権法

有効な改正前規定（著作権法）

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・著作権法の一部を改正する法律（令和三・六・二法五二）本則二条（令和五・六・一施行）

（図書館等における複製等）

第三一条① 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項において「図書館資料」という）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物につては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二・三 〔略〕

新②―⑤ （改正により追加）

② 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくはその利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第四項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）により用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。（改正後の⑥）

③ 一 〔柱書略〕

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受けうる料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五項第一、二号及び第三十八条において同じ）を受けない場合に限る。）

（改正後の⑦）

④ 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館その氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録したその利用者（次号において「事前登録者」という）の利用に供することを目的とするものであること。

二 〔略〕

（改正後の⑧）

⑤ 第四項の特定絶版等資料とは、第二項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出があつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。（改正後の⑩）

⑥ （略、改正後の⑨）

⑦ （略、改正後の⑪）

（引用）

第三二条① 〔略〕

② 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が、一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する報告書その他これら類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（翻訳、翻案等による利用）

第四七条の六① 〔柱書略〕

一 〔略〕

二 第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十六条第一項、第四十七条第二項、第四十八条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

② 〔略〕

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四七条の七① 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第三項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十三条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項

三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第三項に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十一条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の三、又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これら規定の適用を受けて成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四（略）

③ 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項、第三十六条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十一条の二第一項及び第三項、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項、第三十条の四第一項ただし書、第三十条の五第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条第一項ただし書、第三十二条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第三項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

（著作隣接権の制限）

第一〇二条①　**⑧**（略）

⑨第一〇二条①（柱書略）

一　第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第三項第一号若しくは第五項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第二項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十七条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二―五（略）

（私的録音録画補償金を受ける権利の行使）

第一〇四条の二①　第三十条第三項（第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の補償金（以下この節において「私的録音録画補償金」という。）を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一・二（略）

② 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

第五章

新**第二節**（**第一〇四条の一〇の二―第一〇四条の一〇の八**）（改正により追加）

第二節名（略、改正後の**第三節**名）

（授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第一〇四条の一①　第三十五条第二項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）、第百四条の十三第一項及び第百四条の十四第一項において同じ。）の補償金（以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

② 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

○著作権法施行令

令和五年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・著作権法施行令の一部を改正する政令（令和四・一二・二八政四〇五）本則（令和五・六・一施行）

新**第一条の四**・**第一条**・**第一条の五**（改正により追加）

（図書館等に類する外国の施設）

第一条の四　法第三十条第三項前段、法第八十六条第三項及び第百条第一項において準用する場合を含む）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

一―三（略）

（改正後の**第一条の六**）

（自動公衆送信された著作物等を公に伝達する場合の表示の大きさ）

第一条の五　法第三十一条第五項第三号イ（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める表示の大きさは、自動公衆送信された著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）を受信装置を用いて直接受信装置の映像面に表示する場合における当該映像面（受信装置に接続した投影機により投影用スクリーンその他の平面に投影して表示する場合にあつては、当該平面上の投影面）の対角線のうちいずれか長い方の長さが二百五十四センチメートルであるものとする。（改正後の**第一条の七**）

（準用）

第五七条の九　第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十六条第三項又は第九十七条第三項の」とあるのは「法第百四条の二第一項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「開始前に」とあるのは「開始前に（法第百四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）」と、同条第二項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と、読み替えるものとする。

新**第十二章**（新**第十三章**名（略、改正後の**第十三章**・**第十四章**名）新**第五八条**―新**第六四条**（改正により追加）

第五八条―**第六〇条**（略、改正後の**第七**―**条**・**第七三条**）

（あつせんに付した旨の通知等）

第六一条①　文化庁長官は、申請に係る事件をあつせんに付したときは、その旨及び当該事件に係る著作権紛争解決あつせん委員（次条及び第六十四条において「委員」という。）の氏名を当事者に通知する。

②（略）

（改正後の**第七四条**）

第六二条―**第六四条**（略、改正後の**第七五条**・**第七七条**）

第十四章名（略、改正後の**第十五章**名）

第六五条・**第六六条**（略、改正後の**第七八条**・**第七九条**）

附則

第八条（改正により追加）